



始



國民精神文化研究 第四十六冊

思

想

戰

所員吉田三郎

—近代外國關係史研究—



433

國民精神文化研究所

特217  
343



近代外國關係史研究

戰

所

員

吉

田

三



## 序

徹底的な反獨思想を有するオックスフォード大學教授、下院議員バーゼン・バートレットは、一昨年の三月三十一日サマーセットの國民教會の演説で「ムツソリーニの葬式の際に、ヒットラーが暗殺されたといふ報道を持つてフランコ將軍の未亡人がスターリンの臨終の床に馳せ付けるまでは、吾々には心安らかな日はないであらう」と述べてゐるが、世界は今やこの言葉によつて説明せられる如き對立を示してゐる。自由主義と全體主義、持てる國と持たざる國などと對比せられるやうに、英米佛白蘭諸國は龐大なる植民地を擁して近世的秩序の維持に狂奔し、日滿獨伊洪西諸國とソ聯とは、その目標を異にするけれども、少くとも世界新秩序を建設せんとする點に於いて、右の列國とは利害相容れざるものがある。即ち現代こそは世界史に於ける一大轉換期であつて、未だ曾て見ざる大いなる戦が遂行せられつゝあるのである。戦は常に武力戦に止るのでなく、政治、外交、經濟、宗教、學問、藝術その他一切の部面に激しい争闘が開始せられてゐる。總力戰體制、高度國防國家體制の整備が強く要求せられる所以は、單に社會が複雑になつたからでもなく、兵器が精密になつたからでもなく、近世的世界觀に立脚した一切の文化形態が崩壊せしめられなければならぬからである。換言すれば總力戰體制が整備せられるために最も必要

なことは、戦争に向つて無反省な政治家や財界人や學者が参加することではなく、國民全體が眞實の日本人に立歸ること、國體觀を明徴にし、國體を體得すること、即ち根本的に思想を轉換することではなければならぬ。かくて、思想の戦こそ總力戦の基本をなすものであるが、思想の戦は、敵國の國民に對する戦の面と、われら日本國民の思想を統一する面とを有するのである。

國際間の思想戦は宣傳戦、間諜戦であり、國內の思想戦は教學刷新、國體明徴の實現である、と一般的には云ふことが出来るが、ヨーロッパの所謂一流國の支配體制が出来上つてから近世的國家を作つた所謂後進國の思想戦は、所謂先進國間の宣傳戦や諜報戦より以上に深刻な惱を有するのが普通である。何故ならば、所謂先進國にあつては、國の指導者層は自主的思想を有してゐるから、取締りを十分にすれば、外國の宣傳や間諜の活躍を防止することが出来るけれども、所謂後進國の指導者達は、外國依存の思想を有するのが普通であつて、何が宣傳であり、何が謀略であるかを、自主的に判断し得ざる場合があるからである。本稿はかやうな事實に着眼し、日本を中心とする思想戦を歴史的に考察し、眞の教學刷新とは如何なることを意味するかを明かにせんとしたものである。

昭和十六年正月

著者

目次

第一章 思想戦	一頁
第二章 教學刷新と植民地人的性格	三三
第三章 思想戦争としての歴史研究及び歴史教育	六三
第四章 思想戦場としての現代支那	九一
第五章 アメリカの對支政策	一一三
第六章 アメリカの對日政策	一五〇
第七章 歴史家の任務	一八七
附録 北支視察報告	二〇五

# 思想戦

—近代外國關係史研究—

吉田三郎



## 思想戦

日本思想戦

近來思想戦といふ言葉が切りに用ひられてゐるが、日本の思想戦は、所謂思想戦——宣傳戦、間諜戦——ではなく、皇道に基く世界維新戦、皇道總力戦の根本をなす皇道精神を宇内に宣揚することではなければならぬ。政治外交軍事經濟學問藝術その他各種の業務に携はつてゐる國民が、舉つて現御神に歸一し奉つて御稜威を覆ふ妖雲を一掃し、進んで、世界中の人々がみな御稜威を仰いで生活し得るやうにする。これこそ日本思想戦の目指すところである。日獨伊三國同盟締結に際し渙發し給うた詔書には

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一宇タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克服ノ一日モ速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提攜協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク懌ブ所ナリ

惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ培ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

と仰せられたが、この聖旨をわれら臣民が實踐することが思想戦の目標でなければならぬ。政治外交經濟軍事學問宗教その他一切の原理となる皇道世界維新體系を樹立するに障礙となるやうな思想を「ことむけやはし」、皇道に基く世界の創造を果すべき道を開き行くためには、從來の如き借りもの考をもつてゐてはならない。日本人本然の考を伸長し、自主的態度によつて物に當り事を處理すべきである。

通常戦争といへば直ちに武力戦を意味し、思想戦は戦時に於いて相手方の戦意を失はしめたり、

種々の謀略手段によつて敵國の諜報を得ることであると解釋せられる。併し乍ら武力戦の勃發以前に於いて、久しきに亙る武力建設の時期があり、この準備期間には、國民の精神、國家の經濟等がすこぶる重要な役割をなすから、敵國は凡る手段方法を以て、直接間接に思想戦を挑んでゐるのを見る。軍備縮少會議、平和會議、日英會談、日獨伊三國同盟等の經緯を回顧すればこの間の消息は判明するであらう。殊に深刻なるものは、學問を通じて、常住にしかも徹底的に知識人層に喰入る思想戦である。わが學界は歐米の思想的租界の觀を呈し、凡そ非科學的研究に陥り乍ら、自らは科學的なりと信じ、精神を缺いた實證主義の迷路を彷徨して怪しまざるものが頗る多い。これ等の人々が、新しい世界秩序を建設せんとする思想家や學者に向つて國賊呼はりをしつゝある如きは、敵國の思想戦が大いなる成功を得てゐる實例である。世界新秩序建設と云ふ壯大なる夢を體系化することこそ眞の科學であるにも拘はらず、具體的現實的な言葉によつて世界の何處にも存在せざるもの、若しくは正に没落しつゝあるものを論議して精力を消耗してゐるのは、洵に悲しむべき事と云はねばならぬ。

所謂科學的精神の發揚と實證主義の徹底、これは西歐の中世文化を否定する上に強力な武器であり、アカデミー運動の如きは有力な思想戦に他ならない。實證主義的歴史研究、自然科學的方

法に立脚する神話學、人類學、考古學、民俗學、生物學等の發達の背後には、それ等の諸研究を綜合し活用する政治的主體が儼存してゐたことを見逃してはならない。政治的主體との連絡がある事實を無視して、單なる科學的研究、實證主義的研究に精進し、世界主義を唱へることは、多くの場合敵國に糧を貢ぎ、泥棒に追錢をするに等しい。國際的地位の向上を計らねばならなかつた明治時代には、大いに歐米の文物を輸入する必要があつたが、この時代の人達は、常に日本を忘れなかつた。條約改正に成功し、日清日露の兩役を通じて西歐諸國のアジア侵略に反撃を加へ、自らの持つ優秀なる文化を普遍化し得る時期を迎へた日本は、ヴェルサイユ條約のもつ謀略に目が眩み、却つて思想的には歐米の植民地に墮してしまつたのである。平和だ、人道だとお題目を繰り返すうちに、歐米人に都合のよい平和と人道とを擁護するのが日本人の使命であるかの如き錯覺に陥る。「學問は政治に左右されるべきでない」と所謂學問の不可侵性と獨立とを愛撫し、大學の自由を讃へる時、海を隔てた異國の人達は、したり顔で微笑んでゐる。偉大なる圖書館が贈物となつて大洋を渡り、日本の學者や學生がその好意に感激してゐる時、贈り主は北叟笑みをもらすのである。

私が本書に於いて論じようと思ふ思想戦は、右に述べた如き常住の思想戦の意味であるが、一

應簡單に所謂思想戦の武器と思想戦の實例について概観してゐかう。

## 二 思想戦の武器

思想戦に勝利を博するための手段としては、學校、ラヂオ、新聞、映畫、寫眞、各種展覽會、書籍、雜誌、宣傳ビラ、音樂、演劇等を數へることが出来る。世界の各國は、それらの機關の充實に非常なる努力を拂つてゐることは云ふまでもないが、宣傳機關や國民の知識を啓發する組織が出来ても、宣傳すべき相手國の實情が充分に調査されてゐなければ、實效は期待すべくもない。そこで、各國とも、思想に關する研究所と、諸外國の國情調査にあたる機關とを整備するため、非常なる努力を拂ふのである。わが國民精神文化研究所は、日本文化の本質、日本の世界史的使命について根本的なる研究をなし、情報局は、各國の情報の調査と、日本國內の言論機關の統制及び國外宣傳網の統御に従事してゐるが、何れもその規模極めて小さく、従つてその機能も充分であるとは云へない。盟邦ドイツ、イタリアを始め、ソ聯、イギリス、アメリカのそれに比して遜色あるは洵に遺憾である。

ドイツは、政府の政策を遂行しドイツの國民的復興を促進するために、「國民教化宣傳省」を設

け、宣傳大臣の下に、一切の宣傳、ニュース、ラヂオ、映畫、演劇、書籍及び雜誌、藝術及び學術、音樂等が統制せられてゐるが、その統制の方針を決定するためには、國立文化院があり、宣傳大臣がその總裁を兼ね、關係職員は、その統裁下に活潑なる活動をする仕組になつてゐる。學者、思想家、藝術家の名を登録し、作品は一々その内容を點檢し、ナチの精神に合致するものであることが明かとなれば、積極的に出版の世話をして大々的に刊行する。かくの如くして、ナチスのイデオロギーによつて體系づけられた新しい作品が、逐次に舊い型のを壓倒する。哲學に於いても、思想、藝術、科學等、何れの領域に於いても、今やドイツはナチスのイデオロギーが支配してゐるやうである。宣傳省の派出所は三十二箇所に設けられ、遣外外交團には、文化參事官が加へられ、相互に緊密なる連絡をとつてナチス・イデオロギーの宣傳と國內及び海外の情報蒐集に當つてゐる。

イタリアでは、國立ファシスト文化研究所が、着々とファシズムの體系樹立の業を進め、宣傳省の下には、映畫局、觀光局、演劇局、イタリア新聞局、外國新聞局、宣傳局がある。最後の三局が宣傳省成立（二五九五年）以前から存在したところの中核的機關である。イタリア新聞局は、國內の新聞、雜誌の檢閲、新聞記者と政府との接觸の仲介、種々の公報の蒐集、發表等イタ

リアの新聞に關する限り一切のことを掌つてゐる。外國新聞局は、諸外國との文化關係の促進、外國の要求に應ずるための種々の印刷物、寫真等の蒐集、外國のラヂオニュースの聴取、國內ラヂオ放送の番組編成利用に關する監督の任務を帯びてゐる。

ソ聯は情報及び宣傳機關として、外務人民委員會情報部、國際通信社、ラヂオ放送全聯邦委員會、藝術事務委員會、寫真及び映畫工業管理局がある外、モスコの政治局を中心とする精緻をきはめたる諜報網が世界にはりめぐらされてゐる。ソ聯の巧妙なる思想戦が、わが國民に對して常に苦盃をなめしめたことは改めて云ふまでもあるまい。

イギリスは、世界の各地に植民地をもち、その一舉手一投足が、本國の興廢に關するので、早くより通信網が發達し、ルーター通信社は、一時は世界の通信機關の王者として、獨占的優位を占め、海中に張りめぐらされた海底電線や、猶太人の祕密結社たるフリーマソンの諜報組織と緊密なる連絡をとり、イギリスの世界支配を強化する上に重大なる役割を果してゐる。ルーター通信社が、ロシアのタス通信社と相並んで、日本及び反共樞軸國に不利なる宣傳を飛ばしてゐることとは、過般わが憲兵隊本部より投身自殺をしたルーター日本支局長コックスの一件をもつて充分に推定し得る通りである。ルーター系通信が、日本の貿易を妨害するために、日本はソーシアル



ダンピングをやつてゐると宣傳したことが、當時如何にわが國の障害をなしたかは、われらの記憶に新たなるところであらう。又支那事變が勃發して以來、或は脅迫がましき特電を日本の新聞に掲載せしめ、或は巧みに國內の反戦論者と平和論者の心を把へる如き通信を寄せる等、イギリスの思想戦の武器として、ルーター通信社のもつ役割は極めて大なるものがある。

イギリスの思想戦の武器として通信宣傳機關に劣らず重大なるものは學校である。ケンブリッジ、オックスフォード以下の學校が、世界の各植民地又は後進國より留學生を集め、教育の力によつて、彼等が歸國後親英主義陣營を形成せしめたことは、その例獨りわが國に止まらない。植民地や半植民地や後進諸國に、福祉施設、基督教々會、學校を設け、これを通して英語の普及を計り、脅英、拜英思想を培養しつゝあることは後に詳述する通りである。

世界に於ける重要な國際通信社は、

- 日 本 同盟通信社
- 支 那 中央電訊社(南京)、中央通信社(重慶)
- 英 國 Reuter's Ltd. (ロンドン)
- 佛 蘭 西 Agence Havas (A. II)

- 米 國 Associated Press (A. P.) United Press (U. P.) (ニューヨーク)
- 獨 逸 Deutches Nachrichten Büro (D. N. B.) (ベルリン)
- 伊 太 利 Agenzia Stefani (ローマ)
- ソ 聯 Teregraphnoje Agentstwo Sojusa (Tass) (モスクワ)
- ルーマニア Agence Orient-Radio (RAIDOR) (ブカレスト)
- スイス Swiss Telegraphic Agency (ツマン)
- トルコ Agence Anatolie (コンスタン)
- ギリシア Agence d'Athènes (アテネ)
- スペイン Agencia Telegrafica Fabra (バルセロナ)
- ユーゴスラヴィア Agence Avala (ベルград)

等であり、重慶の通信社は、ルーター、U. P.、アヴァス、タス等反日諸國とは特別の聯絡を有してゐることは云ふまでもない。われらは、新聞の外電を読む時には、ニュースの源がどの通信社であるかに充分の留意をするやう心掛けなければならない。

## 三 思想戦の實例

ゲッベルス獨宣傳相が、「ラヂオは國內國外にある全ドイツ人の精神的結合の帶である」と云つた通り、最近に於けるラヂオの發達は、思想戦に非常な力を與へた。近時の歐米はラヂオ戦争の巷と化し、獨伊の國家的躍進は、ラヂオに負ふところ頗る大であると云はれてゐる。イタリアはアフリカその他の世界各地に對して、十八箇國語の放送を行ひ、ファシズム精神を宣言し、國力の伸展を鼓舞してゐる。ナチスとファシストがラヂオ、新聞、映畫の買収に意を用ひ、それを通じて勢力の伸長に成功しつつあることは、最近の調査がそれを證明してゐる。我が國においても、隨時、歐洲、南米、北米、東部海峽植民地、ジャヴァ、北米西部、ハワイ等の地域に放送してゐるが、放送内容は必ずしもわれらの期待に添ふものではない。

これに對して、英米佛支ソ聯では、しきりに反共諸國に向つて偽の放送をなすのみならず、ソ聯や支那國民政府の如きは、短波のラヂオをスパイ戦に利用し、日本内地に向つては、恐るべき思想攪亂の放送を續行してゐる。支那の租界に於ける英米放送局の暗躍がわが治安工作にとつて非常なる妨害となつてゐる事實も周知のことであらう。ヒトラーやムッソリーニの國際放送が常

に電波によつて邪魔せられることを考へても、近代戦にラヂオが重要な役割をもつことが窺はれる。

ドイツやイタリアの國策映畫の活動と、自由主義諸國や共產主義諸國の反戦映畫、支那が歐米に輸出する逆宣傳映畫、戦場その他要所で行はれる文書戦、偽造寫真による宣傳等が、英米の同情をあつめてゐる例等は枚擧に遑がない。

第一次歐洲大戰に際して、思想戦が非常に有效的であつたと云ふ事例は、ゲオルク・フリーベル博士著「大戰間に於ける佛國の對獨宣傳」獨逸最高統帥部謀報部長ニコライ中佐の回想録、「大戰間獨逸の謀報及宣傳」ハンス・チンメ著「武器に依らざる世界大戰」ヘルマン・ワन्दルシエツク著「世界大戰と宣傳」等の諸著述に詳しく見えてゐる。その中に記された興味深い記事の二三を挙げれば、歐洲大戰中、列國が思想戦に努力したあとが窺はれる。敵陣地に煽動ビラを投下する爲めに、飛行機や氣球が利用せられた他、錫引ブリキ製の宣傳ビラ入り彈丸さへも考案せられ、このビラ榴彈の精巧なものは、四―五軒の着弾距離を有したといはれてゐる。イギリス宣傳部の撒布したビラの數量は一九、二九五、〇〇〇部、アメリカ軍がドイツ戦線に撒布したものは三、〇〇〇、〇〇〇部と推計されてゐる。聯合國のそれを綜合すると、各敵國の宣傳中央部から發行

せられた宣傳ビラの数は六五、五九五、〇〇〇部と云ふ莫大な數に上つてゐるのである。

ドイツの敗北は、武力戦にあらずして思想戦であつたことは、多くの論者の言ふところであるが、就中塹壕戦において、フランス側よりドイツの民謡を放送し、ドイツ兵士の望郷心をよび起し、以て戦意を失はしめたことは、巧妙なる思想戦の例として注目し値すると思ふ。

以上は主として、近代的思想戦の實例であるが、この他に、むかしから、傳統的に用ひられる思想戦の方法としては、宗教戦、言語戦、學問戦等がある。宗教は人間の心を左右するところ極めて大であり、従つてその影響は洵に大きい。清朝がラマ教を蒙古にひろめ、これによつて勇猛なる蒙古人の統治に成功した例、カトリック教徒が、西歐諸國の植民地政策の先驅的役割を果してこと、イギリスの對印度、バレスタン、アイルランド政策、日本國內の一部基督教徒が、英米その他自由主義諸國のあやつる絲に躍らされて、意識的に或は無意識的に、反戰的行動、反軍的行動をなしつゝあるが如き、何れも宗教による思想戦の例である。又ナチス・ドイツ、イタリア、ファシスタの反自由主義政策が、アフリカから中央アジアにかけての回教徒圏、南米及びカナダ地方のカトリック圏に於いて活潑なる組織運動を展開してゐるのも、その例に數へることが出来る。

言語は、それによつて書かれる思想の影響ばかりでなく、ものゝ考へ方までも變へる力をもつてゐる。イギリスのトルコに對する言語政策、歐米諸國の植民地に對するそれなどは、著しい成果を收めたものとして知られてゐる。わが國の所謂第二世の人達が、往々にして日本精神を理解し得ざるのを見ても、言語政策が思想戦として有力なる方法である所以がわかるであらう。

先にも一言した通り、學問や教育の政策も、前二者に劣らざる効果がある。現にアフリカやインドや支那は、歐米諸國に青年を留學せしめ、進歩した文化の洗禮をうけたと喜びながら、實は急速に歐米の思想的植民地に顛落してしまつてゐる。日本に於ける所謂大學問題の如きも、その顯著なる例證であるといへる。知識人が思想的に國籍不明の状態に陥つてゐることも、歐米、就中英米の教育による思想戦の收め得た恐るべき成果である。斯くの如く、宗教や言語や教育による思想戦は、年月を要するかはりに、その成功した暁には、影響するところ仲々深刻である。今次の支那事變が蔣介石以下英米派ソ聯邦派要人が指導する徹底した抗日教育に基くところ大なるを見るにつけて、思想戦のもつ役割が今後益々増大することを痛感するものである。

#### 四 外國の思想戦に對する心構

去る一月十四日の閣議に於いて東亞諸團體の指導理念に關する政府の方針が決定し、「大東亞新秩序建設を目標とする諸團體の行動は、昭和十五年十一月三十日日滿華共同宣言にて闡明せる趣旨によるべきものである。肇國の精神に反し、皇國の主權を晦冥ならしむる惧れある如き聯合國家理論は許さない。帝國內に於ける大東亞新秩序建設に關する思想運動は、大政翼賛會をしてこれに當らしめる。」

と公表したが、この決定に於いて、外國の思想戦に對するわれらの心構が端的に示されてゐると思ふ。日本人は何をなすべきか、日本の運命は如何、と云ふ深い反省を通して、日本人としての自覺を身につけることが、大政翼賛會の根本的指導理念であり、従つて國民の基本的な心構であるからである。わが國體、わが國の歴史、世界情勢に對する一貫し透徹した識見を養ふことこそ外國の思想戦に對する心構でなければならぬ。國內に張りめぐらされてゐる人民戦線、即ちソ聯と英米との思想戦が、近時次第に巧妙さを加へて來たことが、右の聯合國家理論排撃の閣議決定を實現せしめたのである。われらは自主的な物の考へ方、處理の仕方をつけるやう常に努力すべきであるが、一面人民戦線の思想工作とは如何なるものであるかを知る必要がある。

獨伊の擡頭に恐怖したソ聯が、昭和十年のコンミンテルン第七回大會に、

一、コンミンテルンは、從來に於ける諸團體との對立觀念を清算して、専らファシズムに對する單一戦線の構成に邁進する——反ファシズム戦線統一の手段として、反ファシズムが反戦思想を抱くものである以上、その何ものたるを問はず、これと提携し、高遠なる理想論を排して、日常卑近の寫實的事象を捉へ、かつ各國の特殊事情に即應するが如き方法をもつて、知らず知らずの間に、大衆を自己の傘下にひき入れ、又ファツシヨ乃至ブルジョア機關に積極的に潜入して、内部からこれを崩壊せしむること。

一、赤化の主なる攻撃目標を、日本及ドイツ、ポーランド、イタリアにおき、これ等の諸國を撃破するがためには、英佛米資本主義諸國と提携して各個にこれを撃破する戦術を用ひること。

一、日本を中心とする赤化工作の前提として、支那を利用し、これが赤化に努めること。

を決定して以來、所謂自由主義諸國とソ聯とは、日獨伊にとつては明瞭なる敵對的行動をとることになつたのであつて、爾來彼等の共同戦線を稱して人民戦線と稱するに至つた。

現にアメリカの共産黨から日本内地に密送せられた文書には、日本に廣汎なる人民戦線を結成するためには、從來最も排斥して來た社會大衆黨を中心に、自由主義的學者、知識階級その他廣汎なる大衆を糾合し、更に既成政黨とも一時提携して協同運動を起さねばならぬ。と指令してゐる。

る。従つてファッショ反対、戦争反対、平和擁護を唱へることは、意識すると否とに拘はらず、客観的には共産黨の一翼を形成することを意味するのである。巧妙なる偽装を凝したジャーナリストやあやまれる科學性を固執する學者達が、支那文化の巨大性、偉大性を讚嘆し、支那民族の獨立を提唱し、支那をして新支那を建設せしめねばならぬと説くことは、明瞭に人民戦線に参加することになる。少くとも人民戦線の思想戦の術中に陥つてゐると判断せざるを得ない。第七回コンミンテルン大會の決議を見、アメリカ共産黨の指令を前にして、現状を省みる時、慄然たらざるものは獨り筆者ばかりではあるまい。國際情勢に對する判断の如きは、殊に外國の思想戦に乗せられ易く、英米の宣傳的報道に誤まられる場合が多い。

國際情勢に對して複雑怪奇なる形容詞が冠せられて以來、世界の各地に種々の新情勢が醸され、あたかもこの形容詞の眞實さを裏付けるかのやうに見える。少くとも過去數十年間に培はれた常識をもつて判断する場合は、現下の世界情勢は複雑怪奇なりといはざるを得ないであらう。昨年春以來のドイツの北歐並に白蘭佛に於ける電撃戦は、わが知識人を驚かし、イギリス本土の上陸作戦の遅延、バルカン戦争の勃發、わが南方進出の足踏み状態、日米關係の緊迫等も又不安の心をかき立てしめるやうである。移り行く國際情勢に對處して、巧妙に自國の利益を獲得するのが

外交の常道であるかの如く思惟するものは、時に獨伊樞軸に連ることを恐れ、時に又利益ありとすれば、これに参加することを願ふのである。外交には勿論かうした一面のあることは明かであるが、今日特にわが國に要求される外交は、かやうなものであつてはならない。單に外國の情勢に注目し、眼前の利益を求める如き外交ではなく、世界の情勢とそれに處すべきわが國の歴史的使命とを確認し、決然たる態度を中外に示すことでなければならぬ。

然らば世界の運命や、日本の歴史的使命は如何にして確認せられるであらうか。又通俗の國際情勢判断は、何故誤謬に陥らざるを得なかつたのであらうか。一語を以て之を盡せば、歴史が輕んぜられたからであると云へよう。更に云へば、世界に生起する諸現象に把はれ、その由つて來るべき本質の究明に缺けるところがあつたとも評され得るであらう。ナチス・ドイツの總統ヒトラーが失明に瀕する戦傷をいたはりつゝ、祖國がヴルサイユ體制の強要を甘受したるを聞き、茲に決然としてドイツの復興を誓つたと云はれてゐるが、爾來彼はドイツ民族の血と土とのために、從來の所謂外交を捨て去り、民族の運命に省みつゝ、諸般の施策をなしてゐるのである。こゝに新興ドイツの自主的な外交がある。わが國近時の外交と正に對蹠的であるといふべきであらう。ヒトラーの外交顧問たるかのローゼンベルクが何故に「二十世紀の神話」を著はしたか、ヒト

ラーがドイツの種族 *Rasse* と文化 *Kultur* の過去及び現在に互つて存在する地域を第三帝國の生活圏 *Lebensraum* の中に含むものとなし、近世的國家 *Staat* を否定して第三帝國 *Dritte Reich* を建てんとする意圖を明かにしてゐるのは何故であらうか。このやうな點を深く省察するならば、今日われらが國際情勢を歴史的に判斷すべしと主張する所以が明かとなるであらう。「太平洋地政治學」の著をもつてその名を知られてゐるハウスホーファの意見が漸くわが國にも知られ、世界は今やランドバウアーの支配すべき時代になつたと云ふ人があるが、果してさうであらうか。イギリスの商業的世界支配、海上支配力に代はつて、ソ聯圏、ヨーロッパアフリカ圏、南北アメリカ圏、東亞共榮圏の四大政治經濟圏が新たに勃興しつゝあると云ふのである。併し乍ら、東亞共榮圏がランドバウアーなりや否や、アメリカ圏の優勢が持續されてゐるまゝの状態で、果して獨伊がアフリカをヨーロッパ圏に引入れ得るか否か、この點は充分に検討を要するのである。

何故ならば、英米合作の南北アメリカ圏と南洋及び南アフリカとの問題、更に所謂自由主義民主主義國家と新興國家群とが併存し得るか、世界史的觀點から検討せられねばならぬからである。世界が四大國家群に分れつゝあると云ふ現象的事實が、近世的國家の没落と如何なる關係を有するか、問ひ質されねばならないのである。近世史の全面的否定なくしては、世界の新秩序建

設が不可能であることは贅言を要せざるところであるが、如何にして世界の新秩序が建設せられるかは、未だわが國の識者には充分了解せられてゐないと思ふ。

近世史は、イギリスを主軸とするヨーロッパ諸國が、アジア、アフリカ、アメリカ、オーストラリア、南洋等を植民地として搾取することによつて成立してゐる儼然たる事實、彼等の帝國主義的侵略と植民地獲得との毒牙が、明治維新當時、わが國によつて阻止せられ、逐次わが國の反撃を被りつゝ今日及び、その間各植民地に於ける獨立運動の擡頭、ソ聯の出現、獨伊の制覇が相次いで惹起せられたことを見るならば、わが國の存在並に一舉手一投足によつて、世界的情勢が變化するものであることは、極めて明瞭であらう。然るに、所謂知識者層は、わが國のこの世界史的役割に目を向けることを忘れ、徒らに所謂世界情勢を現象的に觀察し、日本は如何にこれに處すべきかを考へる習慣に陥つてゐる。かくては到底正しい判斷は得らるべくもない。世界史の動向を決定しつゝある日本が足踏み状態にあることが、實は世界の現狀を混沌たらしめてゐることを明察するのが、今日の情勢を知る上に最も肝要である。この自覺が深まり、識者がわが國の歴史的使命を知つた時、誰もが納得し得る世界の秩序が招來せられるのである。

自國內に龐大なる植民地的仕組を有するアメリカ合衆國、七つの海に數多の植民地を有する大

英帝國、アフリカや東南支那に植民地を領有するフランス、アフリカのコンゴ植民地に依存するベルギー、南洋に資源豊かな植民地領を有つオランダ、これ等の諸國は、自己の植民地を搾取し支配するのみならず、バルカン諸國や東亞の諸國を半植民地として搾取してゐるのであるから、日獨伊樞軸の強化によつて植民地の領有が阻止せられたならば、近世史は茲に終焉を告げるのである。現在地中海沿岸、西南アジア、バルカン半島、南アメリカ、蘭領印度、支那等に續發しつつある諸問題は、何れも、植民地搾取に依存する歐米諸國家崩壊への道を清めるものと論斷してよい。歐米諸國の思想戦に對するには、右に略述した近世史成立の本質を明瞭に辨へることを要する。

かく考へる時、今日世界の中心問題は、日本が何時如何なる態度に出るかと云ふことであり、東亞共榮圏に最も依存度深い英米が、如何なる謀略を用意しつゝあるかを闡明せられなければならぬ。日本が決然として英米兩國を繁榮せしめる地盤に對して、破邪の劍を擬するならば、即ち日本が英米猶太金融資本との關係を遮斷するならば、獨伊を操り、世界の共產主義化を策するソ聯に對する抑壓が可能となり、一見無謀の如く見える日本の南方進出が東亞新秩序建設の不可缺條件たる事實が明かとなるであらう。而もわが國の態度は何故に決しないのか。思想戦の問題は是

に於いて更に別の角度から考究するを要する。教學刷新とは何か、植民地人的性格とは何か、を説かなければ、自主性を喪つた現代のわが知識人に決意を促すべき深い反省の機會を與へ得ないであらう。

## 第二章 教學刷新と植民地人的性格

## 一、標語時代

紀元二千六百年は甚だ遺憾ながら標語時代の觀があつた。「支那事變は聖戰なり」「日本は今や世界新秩序建設に邁進せり」「東亞新秩序の建設」「大東亞共榮圈の確立」等々が叫ばれ、國家總力戰は「高度國防國家」といふ風に訂正せられた。併しながら、その標語を如何にすれば具體化する事になるかに就いては、未だ國民の間に充分徹底してゐないやうに思ふ。否國民の物の考へ方は、この重大なる時期に際して、尙植民地人的なる性格を脱してゐないやうに見える。

種々の所謂具體案や圖表が發表せられるが、その根本的な建前は舊態依然、何等刷新のあとが見えない。從來典型的な市民文學の作品を書いてゐた作者が、主題を大陸建設や戦争にとつたからと云つて、こゝに國民文學が出現したなど云へないやうに、根本的な物の考へ方の轉換なくして新體制を物語ることは出来ない。

俗説では、日本人は世界で一番真似の上手な國民であるとなつてゐる。古くは支那文化を模倣

し、近世期に於いては歐米文化を受容し、近くはソ聯やナチスのやり方を模倣してゐると云ふのである。併し乍ら、凡そものを真似る場合にあたつて、最も肝要なる點が真似られないならば、それは一番拙劣なる真似であると云はなければならぬ。現代日本人は少くともこのやうな意味で世界中稀に見る真似下手であると評せざるを得ない。

今日の日本の經濟や思想はナチズムの真似であると云はれてゐるが、果して言葉の眞の意味に於ける真似が出来てゐると云へるであらうか。ナチスでは、ドイツ民族の血と土とのために一切の政策が遂行せられてゐるのであるから、日本がナチスを真似るならば、日本の血と土のため更に端的に云へば天皇陛下のために一切の施策が遂行されなければならない。即ち國體を明徴にし、教學を刷新し、眞に國體が國民の身につくことが最も肝要であると云はなければならない。もしもドイツに行はれてゐるが儘の形がドイツと國體を異にし國情相隔る日本に移入されたとしたならば、これは真似をしたとさへ云ひ得ない筈である。ナチス主義を稱する人達のやり口が、ややもすれば日本的でないのはこれがためである。日本の自主性を高めることがドイツに學ぶべき點でなければならない。ナチスが日本の知識人等よりは遙かに熱意をもつて日本文化の研究をなし、これに基いてナチスの文化建設を遂行しつゝあることは、近時ドイツより歸朝した人々の



報するところであり、昨夏のヒトラーユーゲントの來朝に際し、彼等の中に天皇陛下の臣下たることの喜を述べたものゝある事實によつても裏書せられるのである。従つて、ナチスの眞の精神を學ぶことは日本精神に立歸ることであるべきものである。

(註) 藤澤親雄氏の近著『戦時下のナチス獨逸』には次の如き記事がある。

私は七月二十一日に農村食糧大臣のワルテル・ダレー博士と會見した。彼は有名なる國民食糧階層の創設者であり、また劃期的なる世襲農治法の制定者である。私は廣々とした中庭を控へた農林省の大臣應接間に通された。そこにはドイツ各地方の農藝品が蒐集せられてゐた。私がいると農相はつと立ち上つて、つかつかと歩み寄り堅く握手した。見るからに剛健でしかも麗しき精神的落着きを見せた人柄である。彼は日本歴史の研究者として知られてゐる。彼は靜かに口を切つた。「歐洲人の多くは、驚異的發展を遂げた近代日本にすつかり感心してゐる。しかしこの日本の創造力がどこから湧いて來たかといふ根本的な問題に對しては甚しく無關心である。私は日本の太古から現代に至るまでの歴史を深く研究して見た。而して日本民族の眞の力の源泉が神ながらの道であるといふことを突き止めた。實際ドイツの農民層に根ざしてゐる民族的世界觀は、日本の神道と著しき類似性を持つてゐる。日本と同じやうにドイツの農民は、祖先崇拜を實踐し、また郷土そのものと有機的に結びついてゐる。この點においてドイツはなほ日本から學ばねばならぬと思ふ」

と熱をこめた話であつたが、如何にも物腰がやはらかで、人なつこい感じがする。農相の人格から發散するものは、すべてが健全である。まつたく全人的な圓滿な相好であると思つた。彼はドイツの二宮金次郎である。

ナチスの指導者は、強い意志力と明確なる判断力を必須とする由であるが、このやうな強い意志は、自らがドイツ民族の運命を擔うものであると云ふ自信によつて生まれ、明確なる判断力も亦ドイツ民族の歴史的使命を正しく認識することによつて生まれるのである。ドイツ人としての深い反省と、ドイツの歴史的使命即ち歴史に對する深い反省に裏付けられてこそ、強い意志と明確なる判断力が具はるのであつて、このやうな考へ方もわが國の武士道に教へられるところ決して少くないと考へられる。日本人として如何にあるべきかが深く省察され、自らが日本の運命を擔へりとの確信が生じた時、個人を超えた強い意志力が生まれ、日本の歴史的使命を明察し、眼前の課題に對する時、明確なる判断力を生ずることは人々の屢々體驗し得ることである。かく考へるならば、ナチスに就いて學ぶべきものありとすれば、それは自主的な政策の樹立、即ち植民地的性格の拂拭に他ならないのであるが、遺憾ながら、今日の狀況に於いてはこの點に甚だ缺けるところありと云はねばならぬ。

フンクが廣地域經濟を提唱すれば、日本も何となくこの理論を大陸經營論に應用し、ドイツで計畫經濟が圓滑に行はれるからと云つて、そのままの形を日本に採用するやうでは、ドイツを眞似たとさへも言ひ得ない。日本の世界史的使命の遂行を考慮せずして、フンクに學びシヤハトに倣ひ、彼等の意見に盲従するならば、彼等の計畫は、日本にとつてはドイツに於けるとは全く異つた役割をなすものであることを思はなければならぬ。

## 二、萬人に對する萬人の闘争

嘗てレーニンはその著述の中で「民主主義共和政體は、中産階級及農民のプロレタリア化、各職層間の闘争及斯くして萬人に對する萬人の闘争が到達せらるべき世界革命を遂行する形態である」と云つたが、この豫想は單にヒトラー出現當初のドイツに實現せられてゐたに止まらず、實に今日わが國に於いても見られるところである。「萬人に對する萬人の闘争」「一億億心」と云ふ洵に憂ふべき事情が現代日本の最大の悩みに他ならない。教育家は、日本の教育家としてこれによいかどうかと云ふ深い反省をなすことなくして教育行政官を責め、彼等が行ふ人事の不當なること、教育組織改革に不熱心なること、教員待遇問題を眞面目にとりあげざること等を遺憾とし、

徒黨を組んで政治的活動を試みる。教育行政官は自己の使命に就いての反省をなす以前に右の如き教育者の態度を責め、そのやうなものは教育界から去るべきであると云ふ。經濟界の人達は自分達が關取引をなし私益優先の舉に出で乍ら官僚統制を非難し、政治家は又軍部の專横を公開の席で難じ、不擴大方針を唱へて置いて今日の事態を生んだ責任をとれと云ふ。軍人は他の職域のものより國體の教育が徹底し、身を鴻毛の輕さに比し、戦場の土と化することを誇としてゐるが、眞に國體を身につけると云ふ點では、どれ程精進してもよい筈である。然るにこのことを切實なる問題とせずして、やゝもすれば、政治家、財界人、行政官、教育家はなつてゐないと云ふことを口にする。如上の各方面で耳にする批判そのものは必ずしも不當ではない。否正にその通りである。而もこゝに何等の解決が齎らされず、闘争は日々に激成され、レーニンが豫期した如き「萬人に對する萬人の闘争」が展開されるのは、このまゝに捨て置いてよいものであらうか。双方の言分が何れも尤もであつて而も解決されないと云ふこの現状は、如何なる意味を有するのであらうか。自分のことを棚にあげて人に責をさせる態度は、先に述べた日本人の眞似下手と正に相通するものである。自己反省なきところ、即ち自主的な考へ方の立たぬところは正に同様であると云つてよいであらう。日本の教育者、行政官、政治家、實業家、軍人は如何にあらべきか

についての深い反省、積極的建設的な反省が求められなければならない。

學界を省みるに、依然として翻譯的學説が横行し、その方法論の如きは舊態依然たるヨーロッパの借りものであつて、日本の問題を考へたり論じたりする場合、外國の立場に立つことをもつて客觀的科學的批判的なりとしてゐる。極端な例は、外國の而もある一學派の學説をそのまま用以二十年三十年一日の如き講義を繰り返し、世界に現在生起しつゝある問題には全く關與せず、今日の問題を論ずるは時勢に便乗するものである等と云ふ無責任な言辭を弄して平然たるものすらある。かやうな譯で世界に動きつゝある問題は、日本の知識人學界人には、兎角看過されてゐる。今日最も切實な問題になつてゐるアメリカ問題に對して、知識人は一體何を考へてゐるか。彼等のアメリカ觀は如何なる資料に基いてゐるか。遺憾ながら、日本人の立場からのアメリカ批判は殆んどなく、アメリカ人の立場からの批判、アメリカの利益に立脚した見解がその總てであるやの觀がある。日米戦争が始まつたならば——實は思想的經濟的には既に開始せられてゐるのだが——スクラップやオイルが輸入せられなくなり、惹いては支那事變遂行が不可能になるであらう。絹がアメリカに賣れなくなり、わが絹業界は大打撃を被るであらう。又南洋もアメリカによつて遮断せられるに相違ない。だから日本は親米の態度を捨て、はならぬ。このやうな考が各方

面に述べられてゐる。このやうな考へ方は決して日本人の至當な考へ方ではない。日本を中心に批判するならばこのやうな消極論、悲觀論はあるべきではない。日本がアメリカからスクラップやオイルを買つてやらなかつたならばアメリカの屑鐵業者や石油業者は如何なるのか。わが絹業者がステープルファイバーの代りに絹を混紡しアメリカ市場に出すのを中止したらアメリカの絹業者はどうなるか。又蘭領印度馬來半島とアメリカとの交通を日本が遮断しアメリカ經濟に必要缺くべからざる錫とゴムとの輸入を不可能ならしめたならばアメリカ産業界はどうなる。何故今日の日本人はこのやうに考へないのであらうか。これが經濟問題であるところから實情を知らぬものは何等不思議に思はないかも知れないが、卑近な例をとつてこの考へ方を示すならば、次のやうな場合に該當とする。私が家を出て門前通りがりの人々にあなた方はどこへ行くかと問ひ質し、然る後自分の行く先を決定するやうなものである。アメリカ問題に限らず、今日日本の知識人の考へ方は概してかくの如く他律的であり、自主的態度が喪はれてゐる。日本は何をなすべきか、日本の歴史的使命は如何と云ふことの省察さへあつたならば、經濟問題の處理の如きも簡單であると思ふ。日本が自主的積極的にアメリカとの關係を断つならば、日本の經濟は一時は少々編成替のために困難を感じるかも知れないが、大局的に見ればアメリカ經濟の方が實は危険に

瀕することは明かである。周知の如くアメリカは大陸であるから、現に西海岸に集積せられてゐる屑鐵や石油をヨーロッパに向けるためには、鐵道によるか、パナマ運河を経由する遠い海路を輸送しなければならず、経済的に非常なる打撃を受ける。絹が輸入出来なくなれば、絹織物業者は失業せざるを得ないであらう。南洋の錫が来なくなると飛行機や自動車の部分品製造は大打撃を受ける。ゴムの輸入が絶えれば飛行機や自動車のタイヤが作れない。飛行機と自動車の製造はアメリカ産業の重要な部分を占めてゐるばかりでなく、この製造が停頓すれば交通は非常な混亂に陥る。所謂景観的地理學によつて海運の重要性をあまり考へ慣れてゐない人々は、陸運の經費が海運のその十倍乃至二十倍にあたる事實に氣がつかない。日本の如き海に恵まれた國と大陸國の交通との相異にも大した關心を示さない。ゴムと錫を失つたアメリカ經濟界の打撃は實は想像以上のものである。アメリカ大統領以下が、日本の親米層に向つてしきりに恐喝めいた口を利くのは、この危険を未然に防止したいからに他ならない。

### 三、知識人と植民地人

現代の日本の所謂知識人の如く、ものゝ考へ方の自主的でない國は、世界の一流國の中には絶

えてこれを求めることは出来ない。ドイツは勿論のこと、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ等龐大なる植民地を搾取して近世史に覇を唱へてゐるヨーロッパ諸國人は何れも自主的に考へる。指導者にして自主的に物を考へ得ない人々のゐる國々を稱して植民地と云つてゐるが、現代日本は遺憾ながらその列に加へられざるを得ない實情にある。

かく考へるならば日本の知識人が植民地人的性格を脱却して、日本人としての感受力を蘇生せしめることが刻下喫緊の要訣であることは明瞭であり、このことなくしては、東亞新秩序の建設は不可能と云ふ他なく、従つて眞の大政翼賛も亦覺束ない。日本の歴史を省み、日本文化の偉大さを知り、日本人の精力を覺る時、世界の情勢は決して複雑怪奇ではなく、日本の歴史的使命は極めて明瞭である。將來の世界がどうなるかと云ふことについては、豫言者ならざる限り一々の細かい點は正確に言ひあてることが出来ないが、大勢に關する限り明瞭であると云つても過言ではない。コロンブスのアメリカ發見以來四百五十年間に出来上つた近世史的體制を覆し、歐米人による不當なる有色人種の支配を否定し、「萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉クソノ培ニ安ンゼシ」めるところの世界新秩序を建設することこそわれら皇國民に課せられた任務であり、この任務を遂行するためには、わが國とその方向を同じうする獨伊兩國と提携し、皇道に基

く東亞新秩序、南洋新秩序建設に向つて一步一步施策を進めなければならぬ。皇道宣布と云ふかけ聲を大にするのではなく、日本人らしい實踐、即ち臣道實踐をなすことによつて、東亞の各民族をして皇道を仰がしめなければならぬ。

先に日本知識人を評して植民地人的性格を有すとなし、今こゝにこれ等現代の所謂知識人にとても果せざるもない日本の歴史的使命を述べたことは、甚だしい矛盾した議論のやうであるが、必ずしもさうではない。何故ならば、日本人が元來植民地人的性格を具有してゐなかつたことを端的に示すことが出来るからである。今から八十年前の日本武士は、今日のモダンボーイやモダンガールとは正に對蹠的なものゝ見方感じ方をしてゐた。尾佐竹猛博士が嘗て日本人の議會に對する無理解を物語る例として用ひられた資料「遣米使日記」が即ちそれである。この日記の著者たる村垣淡路守はアメリカ議會を見た時の状況を評して「日本橋の魚市のさまによく似たり」と述べてゐるが、筒袖を着し、股引を穿いた一團が、壇上に立つた一人を中心大聲にわめいてゐる様を見てかく評したことは實に適切であると云はなければならぬ。日本の文化に自信をもつてゐた一大名村垣淡路守の率直なアメリカ文化批判は、今日われらの頭に浮び得ないところのものであつて、ある程度アメリカ化されたわれらの感覺を反省せしめる上に貴重な言葉であると云

はなければならぬ。ハワイ王夫妻の風體を戯歌に詠んで「御亭主はたすき掛けなりおくさんは大はだぬぎで珍客に逢ふ」と云つたのも、ソプラノを聞いて「夜更けて犬のほゆるが如し」と評したのも味ふべきであらう。

(註) 嘗て尾佐竹猛博士は、日本人が議會に對して如何に無智であつたかを示す例としてこの村垣淡路守の「遣米使日記」から左の箇所を引用された。

「正面高き所に副統領アトスレク前に少し高き臺に書記官二人共前圓く椅子を並べ各机書籍を夥しく設け凡四五十人も並居て其中一人立て大音聲に罵手眞似などして狂人の如し。(中略)衆議最中なり。國政のやんごとなき評議なれど。例のもゝ引掛筒袖にて、大音に罵るさま、副統領の高き所に居る體杯、我日本橋の魚市のさまによく似たり。云々」

併しこれはたゞそのやうな意味で引用すべきであらうか。私は寧ろ歐米文化に膝を屈する習慣を有せぬ日本人のアメリカ觀として、我等の反省資料としてとり上げるべきものと思ふ。以下箇條書きにして村垣淡路守の感想を列挙して見よう。

先づハワイ王に面接した時に「國王とはいへど島の酋長も同じことなれば旅衣のまゝにて行こととす」と註記し、

「王西面していさゝかの臺の上に立たり。黒羅紗の筒袖にて米の風俗にかはらねど、金のたすきめきたるものを肩にかけり。(中略)王の立し所に妃立たり。名はエレマ、年頃二十四五、容顔色は黒しといへど品格おのづからあり。兩肩をあらはし、薄ものを纏ひ乳のほとりをかくし、腰の方より末は美敷錦の袴よふものをまとひ、首には連たる玉の飾ありて生るあみだ佛かとうたがふばかり。(中略)王は金のたすき様のものをかけて飾有、妃は前に語る如く、あみた佛のことし。さればまたされ歌を」

御亭主はたすき掛なりおくさんは

大はだぬぎて珍客に逢ふ」

ハワイ駐劄アメリカ公使の招宴に於ける音楽については、

「ヘーツの妹なる少年にビヤナといふ琴にひとしき糸數條を推して音を發するものをしらべけるが、タルゴルに似たる調子也。やがて唄出るに、其聲夜更て犬のほゆるが如し、西澤人の音聲にたとへて笑に堪かねしが、まぎらして、おさなき童に手遊など遣しければ、よろこぶさま其情かわることなし。」

「人々打寄てけふの事ども語合てうち笑ふ。凡懇親を表したる禮と見れば、眞實も見へけれど、又せりて見れば、江戸の市店などに爲人足などいへるもの、酒もりせるは、かくもあるべしとおもはる。バナマ運河地帯にて汽車に乗りたる際には、

「凄まじき車の音して走り出たり。直に人家をはなれて、次第に早くなれば、車の轟音雷の鳴はためく如く、左右を見れば、三四尺の間は、草木もしまのよふに見へて、見とまらず。七八間先を見れば、さのみ目のまはる程のこともなく馬の走るを乗るが如し。更に咄も聞へず殺風景のもの也。」

乗船の水夫の水葬を見ては、

「却て船中にてはかなく成るものは士官以上取置て何れの港にても土葬し、コモデル杯高官の人は硝子の器に入れて本國に送ることにて、水夫等は水葬なるが普通の法なるよし、いとあはれなることどもなり。されど水夫の如きものにもコモデルまで出て送りしを見て、我國人はあやしみけるは、彼は禮儀もなく、下の別もなく、唯眞實を表して治むる國なればかくせいこといみゆ」

ミニストル・レウキスカスの招宴に於けるダンスに關しては、

「板敷をいと清らかにしてかたわらにミシユツキとて胡樂に胡弓よふものを添へてはやしけるが、男はイボレット付け太刀を佩、女は兩肩を顯し、多くは白き薄ものを纏ひ、腰には例の袴のひろがりたるものをまとひ、男女組合て、足をそばだて、調子につれてめぐること、こま鼠の廻るが如く、何の風情も手品もなく、幾組もまはり、女のすそには風をふくみ、いよ／＼ひろかりてめぐるさまいとおかし。是をダンスとて踊の事なるよし。高官の人も老婦も、若きも皆此事を好てするよし。數百人の男女彼の食盤に行て、酒肉を用ひてはこの席に來り、かわり／＼踊る事とて終夜かく興するよしなれど、をのれは、實に夢か現

か分ぬばかり、あきれたるまでなり。ジュエントをそのかして主に暇を告て客舎に歸る。凡禮なき國とはいへど、外國の使節を宰相の招請せしには、不禮ととがむれは限なし、禮もなく義もなく唯親の一字を表すと見て免るし置ぬ。」

アメリカ婦人に關しては、

「女子は色白く艶にして美服に金銀を飾りたる姿も見馴しが、髪の毛赤きは犬の目の如くにて興ざめけり。稀には髪黒く目もまた黒きものあり。亞細亞の人種なるべし。そはおのづから艶に見ゆ。」

「レエンは亭主にひとしく何くれとはからひもてなし、權もあるさま女王の如く、大統領は宰相の上ふにみへける。盃をすゝめながら我國の事ども聞けるが、彼の風習に比してとひけるゆへ、答もならぬ事多し。大君の宮女は何人ばかりありしや、風俗はいかなるさまなりやなどととへども、程よくあしらひ置ぬ。女は御國と米利堅とはいづれが勝れるやと言、さすが女のとひぶりといとおかし。米利堅の方色白くしてよしと答へければ、よろこびあへり。愚直の性質なるべし。」

大統領の邸宅については、

「堂一字石造の五階にして二階より上は大統領の住居成よしにてゆかず。下の段は表座敷の體なり。先に謁見の席を第一の廣間とし、中に廊下を設け、兩側に六七席有、更に人なく、我寺院の無住の本堂に似たり。所々の鴨居の上に白石もて造りたる首あり。代々の大統領の首なるよし。我國の刑罰場にみしにひと

し。」

ホテルの屋上よりワシントン市街を見下しては

「平々にしてブリツキを張て砂利を敷、軒は三尺程高くして船の垣立の如し。都下一回に見渡し、高堂所々に有て、塔の如きもの數々、家作は煉化石の赤儘なるもの多くて、風景は雅致更になし。我都下の同様の跡を見る如くにて、華頓の名もつきくし。」

などと云つてゐる。アメリカ側は彼等に拜米、恐米の觀念を植まつけるために、或は運河を通し、汽車に乗せ、電信を見せ、汽船に汽車を乗せて對岸に渡す情景を示し、或は兵器工場、軍艦、砲臺、測量地圖製作場、博物館、圖書館、病院、造幣所、天文臺、電球、學校、獄舎、啞人教育等を示し、村垣淡路守も、設備よき病院の各地にあることには感心したと見へ、

「都府はさら也、少しく人家集りたる街市には必此院ありとぞ、是等の事は、我國も恥べき事なりけり」と云ひ、わが國より留學生を派すべきを述べてゐるが、今日一部の無知識階級の如く、アメリカに膝を屈する如き態度は認められない。啞人教育の實績を見せることに就いて

「少年かく不具成るを外國人に逢せるは見るも氣の毒なる心地すれど渠は少しも恥るさまもなし。人情の異なる事を知るべし。」

となし、ミイラを博物館に陳列せるを評して、

「こなたの隅に、硝子を覆ひたる中に、人骸の乾物三つ有、千年を経しものといふ。野晒の如きものにはなし。肉皮とも乾きて、全骸立たり。男女といへと見わけがたし。天地間の萬物を究理する故斯の如きに至るといへど、鳥獸虫魚とひとしく、人骸を并て置は言語に絶たり。窟に汗するといふ古語に反復せり。則、夷狄の名はのがれぬ成るべし」と云つてゐる。

何故にその後八十年間にこのやうな知識人が喪失し、自主性をもたぬ人間が澤山輩出せられたのであらうか。近世史を研究してゐる筆者は、歐米諸國の植民地政策によるものであると断定せざるを得ないのである。ヘンリー・モリス著「殖民史」には、西葡蘭英佛白等の諸國の植民地略の次第が相當詳細に記されてゐるが、略の初期は、文字通りの侵略と掠奪が露骨に行はれた。植民地が本國のあぶれものと、罪人の活動に任されたことは、各國とも同様であり、掠奪と土人殺戮が續行せられたのも故なしとしない。レロイ、ビュリューは「イギリスのアメリカ殖民の美しい繪畫に三つの汚點がある。契約したる歐洲労働者を使役したること、黒人を奴隸としたること、アメリカインディアンを滅したることが則ちこれである」と云つてゐる。北アメリカに奴隸を輸入したのは和蘭人の商船であつて、わが元和六年(二二八〇年)ヴァージニア州のジェ

ームスタウンに上陸したのを以て始めとする。「正徳三年(二三七三年)の條約により、イギリスが奴隸賣買の主要國となるや管刑が急の増加した」などと云ふと、日本の知識人には信じられないかも知れないが、安永五年(二四三六年)頃起草せられたヴァージニアの苦惱を訴へる書中には、イギリス國王の奴隸廢止に賛成せざる事實を苦惱の一項として掲げてある。寛政三年(二四五一年)の統計によればニグロは既に六十七萬人に及んでゐる。今日では千五百萬に増加してゐるのであつて、この一事をもつてするも、植民地が如何なるものであるかを知り得るであらう。西印度諸島の一つなるジャマイカに於けるイギリスの植民地政策の如きも甚だ暴戾である。黒奴に少しく過怠あれば鎖でこれを縛し死に瀕せしめること屢々であり、甚しきに至つては生きながら奴隸を火上に置き、徐々にこれを焼殺すといふ残酷な私刑を行つたこともある。合衆國が獨立したる後英領西印度はカナダと貿易を營み、材木と穀類の供給を仰いだが、如何せん當時のカナダは他國に輸出するだけの産物を生産し得なかつたので、西印度は飢饉に襲はれ、天明年間(二四四〇年—二四四七年)に一萬五千の奴隸は餓死せしめられたと記されてゐる。(モリス「殖民史」) 印度やアフリカの植民史を緋けば右と同様な事例は無限に求められるのである。佛領印度支那の援蔣ルート監視の任にあつた將校の談によれば、佛印に來てゐるフランス人は、植民地



は搾取出来るだけ搾取してよいところと考へ、土民の文化體位衛生の向上等は全く顧ることなく、橋を架せば通行税を徴収する、土民が成年に達すれば人头税を課し、同等の官職でも土人の俸給は佛人の二十分の一乃至十分の一に過ぎないとのことである。ジャバの現況を視察した人の談によれば、和蘭の官吏は月給數百ギルダのものも數千ギルダのものもあり、バタビアの如きは高樓立ならび近代ヨーロッパ風の豪華な生活が行はれてゐるが、その同じ都市の土民は舊來の貧しい生活に甘んじ、一日二錢の生活を營んでゐるさうである。大正八年に行はれた印度アマリツに於ける大虐殺についてウイル・デューラントはその著「The Case for India」(邦譯獨立前後の印度)に次の如く記してゐる。

ドワイヤー少將は更に數名の印度人を逮捕し、十三日には太鼓を打鳴らして民衆を呼び集め、通行證を所持せずして市外に去ること行列を作ること、或ひは三人以上の集團をなすことを禁ずる布告を読み聞かせた。しかるにさういふ布告が出てゐるやうとは全然知らなかつた遠隔の地方から集まつて來た一萬人の印度人は、ヤリアンワラ・バーグと云ふ圍ひ庭に集まつて、宗教的な祭典を執行し始めた。このバーグは四方高い壁で取圍まれた荒廢した庭園で、狭い入口が數ヶ所についてゐた。

この集會の報に接したドワイヤー將軍は、ルイス機關銃を裝備した一枝隊を率ゐて現場に急行した。そしてバーグの中に入り、夥だしい群集を認めると、かれ等は自分の命令を犯して集合してゐるのだと断定し、些かの警告も與へなければ、この集會の平和的目的を釋明する機會をも與へず、矢庭にこの動きのとれぬ群集に向つて發砲を命じた。群集は何等の抵抗をもなさず、たゞ恐怖と絶望の悲鳴をあげながら、周章狼狽數個の出口目掛けて殺到した。將軍は兵の携行した實彈を全部射ち盡すまで射撃を続けさせた。のみならず、かれ自身最もこみ合つてゐる出口に對する射撃を指揮し「照準よろし！」と叫んだ。殺戮は十分間以上續いた。やつと射撃が終つた時、地上に倒れてゐた印度人は千五百人の多數に達し、そのうち四百人は絶命した。ドワイヤーは部下に對して、負傷者に手當をしてやつてはならぬと命令したのみならず、二十四時間の間一切の印度人の通行を禁止し、親戚や友人たちが、バーグのなかに折り重なつてゐる負傷者のために一杯の水を持つて行つてやることさへ出來ぬやうにした。

この大虐殺に續いて、官憲による恐怖時代が出現した。ドワイヤー將軍は命令を發し、婦人宣教師の毆打された街路を通行する印度人には、腹匍ひになつて通行させた。少し身體を持上げて四つん匍ひにならうとでもすれば、すぐに兵士に銃の床尾飯で殴りつけられた。將軍は教授

學生合せて五百人を逮捕し、學生は全部毎日點呼を受けて出頭させることにした。そのため、多数の學生は往復十六マイルの長途を歩かねばならなかつた。かれは更に數百人の市民と、全然罪もない數名の小學兒童を街の廣場で鞭つた。また逮捕した印度人を拘置するために、太陽を遮る天井もない檻を作つたり、檢擧した印度人を何人も一緒に繩で縛りつけて、十五時間の間無蓋トラックのなかに詰込んでおいたりした。聖者の裸身に石灰水をふりかけ天日に當らせると、石灰が固まつて皮膚を傷つける。さう云ふ慘忍なことも平氣でやつた。かれはまた印度人の家の電氣と水道を切らせ、印度人所有の扇風器を悉く取上げ、無料で英國人に與へた。最後にかれは數臺の飛行機を飛ばして、畑で耕作してゐる男女の上に爆彈を投下させた。この言語に絶する武力的サディズムの蠻行に關するニュースは、半年の間世界の耳目から掩はれてゐた。その後政府の任命した調査委員會は曖昧なる報告を作成したが、印度國民會議の任命した委員會は、一層完全な調査をなし、死者一千二百名、負傷者三千六百名と報告した。當の責任者たるドワイヤー將軍は下院から譴責を受けたが、上院において免責され、年金を貰つて現役を退いた。英帝國の軍國主義者等は、この報酬を以て不足となし、十萬ドルを醵金して寶石をちりばめた名譽刀と共にかれに贈呈した。

以上の如くヨーロッパ人の植民地政策の本質は植民地の搾取に他ならないのであるが、植民地統治が熟練して來るに従つて所謂文化政策を巧妙に遂行したのである。世界の視聽に曝されて慘虐な武力行使を行ひ難い地域、若しくは日本の如く容易に武威によつて屈服せしめ得ないところは文化的侵略を逐次に實行してゐるのである。

#### 四、植民地政策

小島威彦氏の「アフリカ紀行「喜望峰に立つ」」を繙讀するとアフリカの各植民地の文化工作の現狀を詳細に知ることが出来るが、この現地報告から文化工作のやり方を要約して見ると、研究所、博物館、圖書館、病院、教會、大學等の果す役割が極めて明瞭になり、これ等と關聯深い經濟工作のやり口がほゞ明かになる。研究所は現地實態調査の機關であり、政治、經濟、地理、歴史、風習、習慣、民族、言語の實證的研究がこゝで行はれ、その成果が、ヨーロッパ諸國の植民地統治の貴重なる資料となることが判る。博物館は現地に於ける蒐集品の整理場である一面に、ヨーロッパ文化の宣傳所でもある。圖書館は現地の指導者が各植民地の文獻を讀むところであり、こゝには世界の現狀を報ずる文獻と、先人の研究の成果が襲藏せられる。病院は植民地の風土病の

研究機關であるのみならず、この地に來住する本國人の醫療と土民宣撫の施療にも當り、支配國文化の誇示と慈善事業を内外に宣傳する素材を提供する。これ等諸施設には、有爲の學者が派遣せられるが、學者の多くはキリスト教宣教師を兼ね、教會を中心として諸機關が統一せられる。又多くの場合大學がこれ等と併せ設けられ、植民地の會長の子弟がこゝで教育せられるのである。その中でも前途有爲の青年は本國の著名なる大學に留學を許され、在學中の訓育の結果、彼等は祖國のために活動する代りに支配國の願使に甘んずるやうになる。イギリスのケンブリッジ、オックスフォード、イートン、ラグビー等の諸大學は過去數百年の間、イギリス人の植民地支配能力を育成するとともに、植民地の會長等に拜英、恐英思想を與へる上にも絶大なる成果をあげたのである。アフリカの奴隸海岸(ナイゼリア)について「喜望峰に立つ」の著者は次のやうに述べてゐる。

「白人街の競馬場、ゴルフ・リンクと並んで二つの學園がある。これが西阿に於いては、英領黄金海岸のプリンス・オヴ・ウエールズ大學(アチモタ學園)と並ぶ黒人最高學府キングス・カレッジとクキーンズ・カレッジだが、規模は小さい。日本の學習院に相當するものだ。私は各地の官立並に教會黒人學校や私塾並に回教徒學校を見學してきたが、此のやうな黒人學習院は

初めてだ。ナイゼリアは先日報告したやうに各回教徒王室が現存してゐるからであらう。女子學習院即ちクキーンズ・カレッジ見學を申し出た處、運よくケンブリッジのガートン・カレッジより派遣されたシェークスピア研究家ビール教授に紹介された。俊才を感ぜしめる若い端麗な女性である。」

とある。以て植民地に於ける教育機關の役割を端的に想見することが出来るであらう。

經濟政策と不可分の關係にある文化工作は、植民地の資源開發に伴ふ技師と顧問の派遣であるが、彼等はたゞ資源開發に従事するのみでなく、ある時には直接間接に教育に關係し、植民地の學問や思想に重大なる影響を及ぼしてゐる。彼等を農學校、工業學校を始めとして直接教育を指導する顧問たらしめた場合には、更に支配國に好都合の體制が作られること論を俟たざるところである。筆者は昨秋と今春の兩度、興亞院の訓練所の講座を擔當し、支那に派遣する日本人教師並びに教育顧問と懇談したが、その折彼等に極力求めたのは臣道實踐による皇道の宣布に他ならなかつた。東亞新秩序建設とヨーロッパ諸國の植民地侵略とは正に對蹠的であるが、外地に派遣せられる技師や顧問がどこまでも祖國のために立働く心構を有する點に變りのあらう筈はない。歐米諸國から外地に派遣せられた技師や顧問によつて、植民地の思想や學問が一定の軌道に乗せ

られたことは充分に推定し得るのである。わが國體を奉ずること眞摯であればある程、東亞の諸國は幸福となり得るに反し、歐米の植民地政策を奉ずること深ければ深い程、植民地人は不幸に陥る點に相異なるのみである。このことは朝鮮臺灣の統治と佛印や蘭印の統治を對比すれば明瞭であらう。

經濟工作のやり方は、先に述べた研究所の調査に基いて進められるのであつて、同じくナイゼリアに例を取れば、厩大なる錫鑛が発見せられるや、これに要する資材、資金、技術が本國から齎らされる。而も鑛物資源は佛印の鴻基炭田の如く海岸近傍にある場合は稀で、概ね海岸より相常奥深いところにある。従つて積出すべき港灣までは是非とも鐵道を敷設しなければならぬ。錫の豊富たるナイゼリア鑛山地帯に通ずる鐵道は延長二千哩、錫原産地バンチ高原は海拔六千呎である。茲に、鐵道と港灣の築造とが資金、資材、技術を持ち込む口實をあたへ、植民地の借款は避くべからざるものとなる。農業狀況の調査が進捗すると、本國にとつて必要な植物のみが栽培せられる。植民地の多くが單一栽培を強要せられてゐる理由をわれらは明確に批判すべきである。かくの如くして、本國を中心とする經濟組織が植民地に次第に擴大し、時の経るにつれて植民地は疲弊し、本國の富は無限に増大するのである。七つの海を支配してゐるイギリスが特にか

やうな場合有利であることは屢説を要せざるところである。

### 五、宗教工作

宗教工作はこれ又相當積極的に遂行されてゐるが、その代表的なものとしてはイギリスの分離支配の政策を擧げることが出来る。分離支配の政策は、イギリスの傳統的外地支配策であると言はれてゐるが、かやうな政策は、擡頭期のイギリスの諸文化と同じく、ローマ帝國の政治に範を求めたものであつた。インド、パレスタイン、アイルランドに於ける最近の反英運動は、多年に亘るイギリスの分離支配政策に對する反撃であつて、そのやり口を調査すると何れも老獪なる宗教工作であることがわかる。即ちインドに於いては、三億二千萬のヒンズー教徒に對抗せる少數のマホメット教徒を支持し援助し、あらゆる特權を彼等に賦與し、兩教徒の抗爭を絶えざらしめ、相互を消耗に導きつゝ支配權を掌握してゐる。その國本來の宗教を壓迫し、外來の異教徒を助けるところにイギリスの政策の眼目がある。わが國民の國體觀念は西洋の近世的概念なる宗教ではなく、所謂宗教を越えたものであるから、宗教闘争が深刻に行はれた例は少い。日本には眞の信教の自由があるが、外國ではこのことなく、彼等の最後の據りどころとなる宗教が異ればそこに

は激しい闘争が展開する。従つて宗教を對立せしめることは分離政策としては最も有効であり、イギリスはこゝに着眼してゐるのである。異教徒は文字通りに死闘し、イギリスのねらつた効果は非常に大であつたが、今や印度人達もこのやうな謀略には乗ぜられず、反英戦線の強化が逐年進展してゐるのである。

パレスタインに於いては、第一次歐洲大戰當時のイギリスの宣言即ちバルフォア宣言に従つて、この地に移住して來たユダヤ人と回教徒たるアラビア人の激烈なる闘争が展開してゐるのであるが、この場合イギリスの援助するのは勿論ユダヤ人であつた。アイルランドに於いては七百年以前より新舊兩教徒の闘争絶えることなく今日に及んでゐるが、イギリスは新來の新教徒を常に支援し、屢々舊教徒の彈壓を行ひ、新教徒よりなる北アイルランドのアルスターと舊教徒たるアイルランドの原住民の構成するエア共和國の争ひは洵に深刻である。ヨーロッパの歴史に並行せざるアイルランド人の災厄史は、そもそもイギリス人がグリーン島に足跡を印した時に始まつた。イギリス人が侵寇する以前のアイルランドは藝術や科學が榮え、カトリック教が深く根を下し、無數のアイルランド寺院からは大陸に數多の僧侶を派遣すると云ふ幸福な土地であつた。この地にデーン人が移住して各地に都市を造り平和な商業に耽つた時代もあつた。アイルランドは天然

の資源、就中當時商品として最も要求せられてゐた材木に富んでゐたのであつた。然るにわが平安朝の頃（久安年間一八一〇年）この平和にして自由の天地にイギリス人が侵入した。レヴヱリアンの「英國史」には、次のやうに見えてゐる。「鎖かたびらで武装したイギリスの武士は、弓部隊に援護されてゐるに對し、アイルランド族の武装なき歩兵はデンマーク風の戦斧や投石をもつて戦つたが、ヨーロッパで最も精銳なる弓部隊と騎兵隊の前には抗すべくもなかつた。アイルランド部族は道なき未墾のこの島の木立や山かけに逃げ込む外に生命を全うすべき術はなかつた。恒久的要塞によつて侵入者に抵抗したのは僅かにデーン人の港町があつただけである。而もやがて町々も容易に攻略せられ、變形せられ、ブリストルの市民はダブリンに住居する權利を與へられたのである。而してダブリン城は十二世紀から二十世紀にかけて、サクソン人がアイルランドを支配する中心地となつた。デーン人は殺戮されるか若しくはスカンデナヴィアに歸り、征服者はそのあとを受けつぎ、爾來これ等の港街を扼してこの島に入る鍵を握つたのである」と記されてゐる。かやうな侵略が引續き行はれ、舊教徒たるアイルランド族は次第に奥地に後退して行くのであつた。

七百年以前かくの如くしてアイルランドに侵略の根據地を確保したイギリスは、逐次新教徒を

北方地區より侵入せしめ、舊教徒に對しては、事ある毎に、或は事を構へて、重壓を加へて今日に至つたのである。茲にアイルランド七百年の哀史が始まり、遂に今次の歐洲大戰には、英本土の危機迫るも尙アイルランドはイギリス側に參加せず、あくまで中立を守るやうな仕末となつてゐる、中立ではなく暗にドイツと内通し、七百年の怨恨を雪ぐべき體制を整へてゐるとも云はれてゐる。

以上述べた如く、植民地乃至は半植民地に對しては無道なる宗教工作が行はれるのであつて、この政策が成功し、國內分裂に陥られた國は不幸と云はんより寧ろ悲惨と評すべきである。

#### 六、支那に於ける植民地政策

ヨーロッパ諸國の植民地政策の典型的なやり方は概略右の通りであるが、このやうな事實は、遠いアフリカや印度や西南アジアに於いて展開してゐるのみではない。昭和十三年秋私が支那に於いて見聞したところ、或は日本近世史について調査したところから見れば、支那や日本に對しても彼等が植民地政策をもつて臨んだことがわかる。英米の經營、若しくは資本投下によつて出來てゐる研究所は、自分の視察した北中支の地域では、現に活動をしてゐるものこそはなかつた

が、この機關で働いてゐた學者連中は、重要な資料や器具を携へて、重慶や長沙に移り、活潑な活動をしてゐるのである。博物館としては、有名な天津の博物館、圖書館としては北京國立圖書館が共にアメリカ資本によつて運営されてゐる事實を目撃したのである。北京の街中に廣い地域を占めてゐるアメリカ經營の華文學校は、支那で働く歐米人の支那語學校であるが、これは、博物館、圖書館、ホテルの機能を兼ね備へてゐる點で特に注目し得ると思ふ。病院には東洋第一の施設を誇る北京協和醫學院をはじめとして著名なる大病院が各地に散在してゐる。協和醫學院の出資者は東京帝國大學圖書館と同じくロツクフェラである。而して各機關が教會によつてつなされ、有名な支那學者の多くが宣教師である點も先に記した植民地と揆を一にしてゐる。借款は非常な額に上り、その利子の支拂ひだけでも國民政府の支出の大部分を要すること周知の如くである。次に列國の投下資本を見ると、これ又莫大なる額に上り、その大部分をイギリスが占めてゐる。これに依て支那の鐵道が經營され、海關、郵政が久しく支配されて來たのである。支那の重要資源の如きも外國の資本に依て開拓されてゐる現狀である。北京の市電が最近までベルギーの資本で動いてゐたことは現代支那の性格を端的に示すものと云つてよからう。概括的に云へば、現代支那は英米合作の植民地である。即ち政治、經濟の部面に於ては、イギリスが大きな力

を占め、文化政策即ち次のゼネレーションを教育する面に於てはアメリカが絶対的の支配力を握つてをるのである。かやうな次第であるから、私は支那のインテリを相手にして新しい支那の秩序を作らんとする企は間違であると思ふ。支那のインテリを徹底的に弾壓して、初めて東亞新秩序を齎らすことが出来ると考へるのである。何故ならば、支那のインテリは、日本のインテリがさうであるやうにヨーロッパの植民地人であるからである。このやうな者を相手にして新しい秩序を作つた心算になつても、實は舊秩序を強化したことにしかならない。日本の歴史的使命遂行のためには支那のインテリを徹底的に弾壓するか、或は全部居なくする覺悟が必要であると信ずる。東亞新秩序建設の指導理念が東亞協同體、或は東亞聯盟でなければならぬなどとは斷じて考へることは出来ぬ。このやうな理論で支那事變を處理すれば、舊體制が復活すること火を見るよりも瞭かである。かやうな思想的立場では東亞新秩序の建設は絶対に出来ぬ。

#### 七、日本に於ける植民地政策

然らば、支那の現況と日本の近代史とは一體どう違ふか。今日の日本のインテリを植民地人たらしめた事實から推定出来るやうに、日本の近代史と支那のそれとは甚だ相似た経過を辿つてゐる。

明治初年の日本に對するイギリスの鐵道政策を見れば、支那の鐵道政策或は印度の鐵道政策と本質的に何等異なる所がない。即ちイギリスの企業家ホレシオ・ネルソン・レーから金を借りてイギリスの材料とイギリスの技師に依て出来たのが東京横濱間の鐵道であり、その鐵道の設計その他一切が、イギリスの植民地の規格を以てなされたのである。明治十二年に來朝したアメリカの前大統領グラント將軍が、スペインやエチオピアを例にとつて、イギリスの植民地政策の警戒すべきを奏上し、絶対に借款に頼つてはならぬ由を言上した事實は、右の政策の本質を裏書きしてゐるものと評してよからう。東京帝國大學の初期の主要なる教授の大部分は外人である。先に記した興亞院の訓練生の場合を想起すれば、思半に過ぎるであらう。政治外交の點について云へば、遺憾乍ら、明治四十四年までの日本は歐米の半植民地であつた。先輩の血みどろの努力に依つて——滿洲の曠野に朝鮮の地に或は北支の地方にどれだけ私達の先輩の血が流されたか——明治四十四年にやつと政治的の植民地状態から解放されたのである。(拙著「日本建設計論」参照) 大正三年に第一次歐洲大戰が始まり、その結果ヴェルサイユ條約ワシントン條約が相次いで締結せられ、イギリスを中心とする世界舊秩序が強化せられたが、よく考へて見ると、わが國は之を打破り十數億に及ぶ有色人種、被壓迫民族を解放し、皇道に歸一せしむべき歴史的使命を有するにも拘はらず、

ヴェルサイユ體制の支配者側に立つをもつて誇りとするかの如き國民の意識を生じた。かくの如くして、國民の意識と日本の演すべき歴史的使命との間に大なる間隙を生ずるに至つたのである。私の云ふ植民地人的意識はかくの如くにして生まれたのである。再び植民地人的意識に戻るが、今日動さつゝある問題の捕へ方が的をはづれてゐる點等は最もよく植民地人的性格を示すものであらう。ヨーロッパが非常に悩んでゐるユダヤ問題の取上げ方の如き、甚だ合點の行かぬもの一つである。ユダヤ人は祖國を持つてゐないが、そもそもユダヤ人が祖國を喪つた原因を尋ねれば、ヨーロッパ人の壓迫がその尤なるものである。従つて彼等は怨み重なるヨーロッパ人に對しては徹底的な闘争を續け、ヨーロッパを如何にして破壊するかを大きな課題にすることは當然である。そこでユダヤ人は國際金融を掌握することに依つて、所謂世界の新勢力の中核を握り、ヨーロッパ破壊の謀略を進めてゐる。ユダヤ人の策動に依て第一次歐洲戦争や今次の歐洲戦争が起されたとさへ云ふ學者もある位である。彼等はヨーロッパ人の世界支配を破滅に歸せしめる點では日本と同一の向に進んでゐると見ることも出来る。勿論私はユダヤを舐めてかゝつていゝと云ふのではない。現在のアメリカ並にイギリスの首脳部、重要なポストは、殆どユダヤ人が握つてをり、これ等の諸國とは早晚衝突せざるを得ぬ状態にあるからである。私はヨーロッパ人

の立場のまゝで日本人がユダヤ問題を取り上げることの愚を指摘したのである。取上げ方が間違つてゐるのみならず、この重大な問題に日本の學界なり思想界が殆んど無關心であることを云ひたいのである。現代世界の第一線に活動してゐるものの中にはユダヤ人が非常に多いことすら注意するものは稀である。アメリカでは、ルーズヴェルトを繞るアメリカ政府、中堅人物は殆ど皆ユダヤ人である。大藏大臣のモーゲンソー、労働者の長官フランセス・パーキンス女史あり、イギリスでは、有名な外務大臣イーデンがユダヤ人である。イーデン夫人はユダヤ系ソヴィエト要人リトヴィノフの妹である。フランスのレオン・ブルーム、植民地大臣であつたマンデルもユダヤ人である。第一次歐洲大戰の際、アメリカとドイツと兩股かけて大芝居を打つた金融界の大立物ワールブルグ三人兄弟もさうである。而もアメリカのワールブルグは、日本と決して關係の薄い者ではない。彼の經營するクーン・ロエプ會社こそは、日露戦争の後滿洲進出を企てたアメリカ政府を支持した有力な勢力であつたからである。鐵道王ハリマンの暗躍、クーン・ロエプ會社を通じてのワールブルグの計畫、これが日露戦争後の露骨な日米對立を誘導し、やがて滿洲事變、支那事變へと發展するのであつて、日本にとつてはユダヤ問題は決して對岸の火事ではないのであるが、右に述べた如き事實さへも周知せぬ人々がに多い。偶々ユダヤ問題を論ずるもの



あれば、ヨーロッパの立場に立つ翻譯的議論に陥る。而も動きつゝある世界の問題にあらざれば、些末な断片まで心得てゐる思想家や學者が洵に多い。このやうなことを稱して私は植民地人的性格となすのであつて、このやうな性格を打破せずしては教學刷新は期待し得ないと信ずる。現在東亞教育とか新體制とか云はれてゐるものも、こゝに云ふ根本的な思想轉換を斷行すること  
でなければならぬ。

#### 八、教學刷新

植民地的性格によつて、われらが歴史的傳統的に血の中に有してゐる國體を感受する力が覆はれて居る。その結果、詔勅を拜してもそれを奉戴するを得ない日本國民が非常に多いのが現代の實情である。昨年九月二十七日、日獨伊三國同盟締結に關する詔勅を拜してゐるにも拘はらず、國家樞要の地位にある人が聖旨に悖るやうな演説をして歩いてゐる如き著しい例であり、

爾臣民益々國體ヲ明徴ニシ深ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セ

ヨ

と記されたのを、單なる防共であるかの如く解したものであるのも國體觀念が身につけてゐない證

據に他ならない。三國同盟が出来上つた後日ソ國交の調整が行はれるかも知れないが、假令そのことがあつても防共の國策には變りがないと云ふ解釋が某大官によつてなされたが、詔勅がこのやうに奉戴されてよいものであらうか。私には大なる疑問である。憲法上の天皇機關説が議會の問題になり、著名な憲法學者が世間から葬られたり、國體明徴、教學刷新、八紘一宇、肇國の精神が叫ばれて以來十年に近い年月が経過してゐるが、依然として國體論は概念論を出でてゐない。研究の對象を國家的なるものにとり、憲法を論じたただけが教學の刷新ではないのであつて、日本人持ち前の感じ方、考へ方、表現の仕方が身に着かなければ國體は明徴にならない。典型的な市民文學を書いてゐた作家が題材を大陸建設や戦争にとつたからと云つてそれが國民文學でないやうに、正面から國體を論ずるものが多くなつたからと云つて國體が明徴になつたとは云ひ得ない。植民地的性格を反省し、これを完全に脱却することによつて甬めて國體を信受する素地が更生するものであることを思はねばならない。科學精神の昂揚が叫ばれ、科學振興が提唱されるにつれて、日本の科學の遅々として進まないのは、日本精神、國民精神が強調されたからであるとの愚論が、ジャーナリスト達によつて論ぜられたが、國體論が單なる概念論に止る限りはかゝる愚論に對して反駁することが出来ないではないか。自然科學に於ける植民地的性格が指摘

せられ、こゝに日本の自然科学の進歩せざる根本的理由を求めるとき、眞の科學振興の方途が明瞭に指示せられるのである。眞の自然科学を振興するためには、科學兵器の使ひ方を知つたものを作るだけであつてはならないし、出来上つた理論の精緻さを加へることであつてもならない。日本人本具の理智的能力を歪めず伸ばすところに科學振興の本然の目標があり、かやうに教育が進められた時、未知の科學兵器を使ひこなし、新しい科學を創造する日本人が生まれるのである。國體明徴とは従つて所謂自然科学に關しても是非共要求されねばならぬこととなる。

植民地的性格を反省し、もしくは打破して、日本人本然の信受力、感受力を蘇らした人々は創造的な仕事を遂行し、種々の發見や發明をすることが出来るが、同時にかやうな人々は最も正しく詔勅を奉戴し得るものでもある。我が國體の精華は、皇祖皇宗の御遺訓を紹述し給ふ天皇陛下が御統治になるところにあることは改めて説くを要しない明かなことであつて、神そのものゝ御裁斷が現實の人に在ります天皇によつて示される點をわれらは深く考へなければならぬ。ゴッドなどと云ふ抽象的なもの、眞理など云ふ抽象的なものによつてわれらが統治されるのではなく詔勅を體して行すところに臣道の實踐があり、臣道の實踐によつて萬邦無比の皇運を扶翼し得るが、屢々述べたやうに今日の日本は必ずしもこのやうな姿になつてゐない。これは一體何故で

あらうか。現代の日本教育を見るに、詔勅を奉戴する心構を訓練する上に重大な缺陷があるからである。私達が受けて來た學校教育は勿論、所謂社會教育、家庭教育を省みても、天孫降臨の神勅、教育に關する勅語その他二三が折々形式的に奉讀されただけであつて、日常生活は、かりものゝ理論や異國的な生活様式で左右されてゐる。

キリスト教學校に聖書や讚美歌が非常に效果的に使用せられ、宗教的教育に成功してゐる實情を見て慄然としたことであるが、一寸した着想によつて、公立學校生に國體を身につける教育體制を樹立し得ると思ふ。支那事變以來、東亞地圖、南洋地圖を繞らして仕事をしてゐる中、いつの間にか東亞や南洋が身近に感ぜられるやうになつた體驗から考へて、わが國現下の教育に常住詔勅が奉戴されてゐないことを空怖しく感ずる次第である。ドイツの宣傳相ゲッペルスは、宣傳の要旨は、内容の表現が簡潔であることと度を重ねることであると云つてゐる。宣傳とこれとは同日の談ではないが、國民生活に、常に詔勅を奉戴する體制が作られたならば、自然に奉讀の心構が出来、煥發の度に身につけて聖旨を體することになると信ずる。

詔勅は直接に皇祖皇宗の御遺訓を紹述し給うたのであるから、日常奉讀することによつて國體が身につく、仕事の上の困難、種々の計畫を國體に基いて處理し解決することとなるが、御製の

場合は詠じ給ふ陛下の御心境とわれら臣民のそれとの距離を次第に明確に感ずるやうな氣がするのである。臣道實踐の修養として御製拜誦を心掛けることは洵に結構であるが、陛下の御心境の高さが故に、臣民の拜誦する心境によつて色々な態度が生まれる。國體を概念的に理解し、自らの外に置く従來の國粹主義者流の中に、自分達でなければ御製を拜誦出来ぬかの如き言辭を弄するのは、御製の御心境高さが故ではなからうかと思ふ。

詔勅を奉讀する心構の訓練を他所にして、神道の行事や佛敎的行事を型の如くに強要して行の訓練の行はれる例が往々に見かけられるが、このやうなことのみに日本教育の立直しを期待することは不可能であらう。問題は、屢々述べた如く、借りものゝ思想やうけ賣りの學問や身につかぬ行をやることにあるのではなく、一切を自らのこととして悩み問ひ考へ解決する自主的な立場を修得する點にあるのである。自らの持ち味と能力で正確に物事を處理する態度が修得出来た場合には、必ずや自らの血の中に傳へられた國體を信受する力が湧然と擡頭し來るであらう。科學を創造する力、日本人らしい感じ方、考へ方、持ち味を發揮すること、これなくして國體を信受することは不可能と云ふべく、國體明徴、教學刷新の實現はこのやうな力を國民全體に賦與することではなければならぬ。植民地人的性格の反省に出發せざるときは、教學の刷新も自然科学の

振興も、國民學校案の實施も單なる標語に終るであらう。二千六百一年は眞の國體明徴を教育の上に、政治外交經濟その他あらゆる分野に實踐する年としなければならぬ。

## 第三章 思想戦争としての歴史研究及び歴史教育

## 一 教育とは何か

今日の常識的見解によれば、教育とは立派な人間を作ることであるとされてゐる。特に上級の教育機関は、個人の有つ才能と叡智とを磨くことを主要なる目的としてゐるやうである。而して所謂教育者達は教授法や教材の研究に主力を注ぎ、日本皇國は何をなすべきか、その使命を全うするには如何なる國民を養成すべきかに關しては、受動的なる態度を多く出でない。偶々日本主義教育を堤唱するものは、極めて抽象的なる日本精神を説いて、現實の日本に關する認識を却つて誤らしめる結果となつてゐる。過去の日本が如何に偉大であつたかを闡明し教授することが無駄であるとは云はない。又その教授法を考へることを忽せにしてよいと云ふでもない。個人の才能を伸ばし、知識を開發する必要を認めないのでない。私の力説しようと思ふことは、今日の日本の教育の主體が何處にあるか、如何なる方向に國民を導くべきかと云ふ點にある。この基礎の上に、日本精神が語られ、個人の才能や叡智を啓發すべき方途、教授法が鍊磨せらるべきで

あると云ふのである。自由主義教育を唱へるものは、過去の教育は支配者のための教育であつて、個人の才幹は啓發せられざるまゝに捨て置かれた。この才幹を十分に發揮させる事が、やがて人類社會の進歩せしめる所以であると論ずる。如何にも尤もらしい主張である。ところが、問題は人類とか社會とか云ふ抽象的なるものに貢獻すると云ふことが、現實的には如何なる事を意味するかと云ふ點に懸つてゐる。自由主義者は、自由主義思想を武器として、中世的封建的なる政治主體を崩壊せしめ、近代的國家を形成し、所謂第三階級をその政治的主體の位置に就かしめたのであつて、この意味に於いて、こゝに抽象的に云はれた人類社會なるものも、實は明確なる主體性を有してゐたのであつた。更に云へば、西歐諸國が植民地搾取によつて形成した國家が自由主義者のいふ人類社會の主體をなしてゐるのである。歐米自由主義國家が、かれ等の云ふ人類社會の主體であるとせねばならない。マルキシズムは、階級なる概念の下に、極めて抽象的に、世界を利害相反する二つの陣營に解體し、數に於いても實務的能力に於いても他を壓倒する被支配階級を組織し、これを地盤として近世史を否定し、政治的主體をプロレタリアートに齎らさんとし、明瞭に階級的教育を唱へ、人類社會の主體を國際的プロレタリアートに置く。然るに現實の世界を見るに、階級的差別は多くの場合民族的差別に歸する事を得るのであつて、マルキシズ

ムに云ふ如き階級闘争は却つて被壓迫民族、即ち有色人種對白人の關係に置き換へらるべきものであつて、被壓迫民族を解放すべき主體は、プロレタリアートと云ふ如き抽象的な存在ではあり得ない。されば國際的プロレタリアートを主體と考へる事は、ソ聯の謀略の然らしめるところであり、共產主義に立つ事は、その主體をソ聯に置く事にならざるを得ないのである。ナチス・ドイツ、イタリア・ファシスタの如きは、積極的に教育の主體が國家にある事を力説して居り、ナチズム、ファシズムの主體は改めて説くを要しないであらう。即ち今日の教育に於いては、教育の主體が自由主義諸國、ソ聯、獨伊等何れかの諸國家に存するのであつて、個人の啓發に主眼を置き、個性を尊び、そのために教育技術を重んずる教育すらも、その主體を何れかの國家に歸し得るのである。かく現實の世界狀勢に眼を開いて、國內の教育の現狀を眺めるならば、法律上の國籍を日本に置き乍ら、思想的に、従つて又政治的に國籍を外國に持つものゝ頗る多い事實を見逃すことがないであらう。「思想的租界」と云ふ言葉は、單なる譬喩的表現ではなく、寔に具體的な意味を有すると私は考へてゐる。「今日ヨーロッパに於て外務省がなくなつてゐる。」と云ふのは、獨伊兩國の總統と首相とが外交の實際に當り、これに引きづられて英佛も頭首外交に移行しつつある現狀を指してゐるのである。而してその事を必然的ならしめたのは、諜報網の整備に

よる思想戦の進歩であつた。最近特に思想といふ事が重んぜられ總力戦が云々せられるのは、既に述べたやうに第一次歐洲大戰に於いて、總力戦的な戦時體制が明らかになつたからであり、ラジオ・新聞等科學の進歩に基く近代的通信技術の活用が特に人々の注意を惹いたからである。併し東西古今の歴史を緝くに、未だ嘗て總力戦で無い戦争はその例を求め難く、戦争と切り離された文化建設もその例無く、總力戦體制を整備せるものが常に戦争に於いて勝利を占め、従つてまた優秀なる文化を創造してゐる事を知るのである。即ち文化闘争の勝敗を一舉に決する武力戦が從來戦争といふ概念を獨占してゐたが、實は、それと不可分離に政治戦、經濟戦、外交戦、學問戦、思想戦が考へられねばならない。「教育とは、國內に向つての思想戦である」と云ふべき理由は、こゝに存すると私は考へる。政治、經濟、外交、學問等を運用する人々に對して、その時々政治の當路者が行ふ思想戦は教育であると云ふ事が出来よう。主體者の自覺的な意志を人々に傳達し、その意志を現實化する精神と諸の技術とを與へるのが教育であり、これを妨害する他の主體に對する積極的な思想並に學問的施策が所謂思想戦である。

## 二 思想戦としての歴史教育

今日思想戦の名によつて云はれてゐるものは、歐米の宣傳戦が主であつて、學問戦はその中に直接に含まれてゐないやうに見える。既に述べた如く、歐洲大戰中、フランスがドイツの墮壞にドイツ民謡を蓄音器によつて放送しドイツ兵士に望郷心を起さしめ、以てその戦意を喪失せしめんとしたこと、今次の支那事變に支那側が盛んにデマ放送を各地に送り、偽作映畫を配給してアメリカの民心把握を企てたこと、イギリスがロイタル系ニュースを東朝を通して、アメリカの支配者がハワード系ニュースを東日を通して日本内地に散布し、日本國內の反戦、反軍事同盟的傾向を助長するが如き、何れも宣傳戦である。ところが、かような宣傳戦よりも更に深刻なる影響を及ぼし得る思想戦は學問戦である。就中、大いなる影響をもつのは歴史學であるとされよう。何となれば歴史編纂や、歴史著述は、直接に國家觀、祖國愛、人生觀、惹いては國民の行動に決定的なる力を有するからである。古來の歴史著述、歴史編纂事業は何れもこの事を雄辯に物語つてゐる。支那歷朝が史官を置き、各々國家的な規模の下に歴史編纂の事業を行つてゐる事は周知の事實であり、わが國に於いても、日本書紀、吾妻鏡、花營三代記、本朝通鑑、徳川實紀等の編纂の意圖とその及ぼしたる影響、更に又古事記、神皇正統記、大日本史等撰述の精神を考へれば歴史學歴史編纂の意義は明らかとなるであらう。西洋の諸國に於ても同様の事が云へるやうであ

る。近代自由主義の祖イギリスの歴史研究は、各植民地の歴史を奪ひ去り、イギリスの世界支配を合理化し、議會主義、民主主義の勝利とその永遠性を結論として齎らしてゐる。ダーヴィンに植民地の生物を視察せしめ、進化論の提唱を通じて世界諸民族の間に進化の度合を附し、白人の支配を合理化したことは著明なる事實であり、現にアフリカ、インド、支那等の各地に、教會、學校、病院、圖書館、福祉施設をもち、これを文化ルーツとしてイギリス的イデオロギーを扶植してゐることも覆ふべからざる事實である。イギリスに民俗學、土俗學、考古學等の研究が進歩する所以は、その背後に國家的援助があつて、この調査が、イギリスの植民地統治にとつて貴重なる資料となつてゐるからである。ソ聯はコムアカデミーの世界歴史編纂事業を中心として、ソ聯を主軸とする共產主義理論の實證、即ち從來の歴史は階級闘争の歴史であり、共產主義の普及と徹底とが近世史を否定すると云ふ歴史觀を立證し、甚だしき歴史事實の歪曲を敢てしつゝ、曝露的歴史解釋を通して各國のインテリ層の共感者を作りつゝある。ドイツのローゼンベルグの統は、かの「廿世紀の神話」に見られる如きドイツ民族史觀の下に西洋の歴史を解釋し直し、西洋史に於ける建設的創造的にして健康なる文化形態の形成は、何れも、ゲルマン的、男性的なる要素の優勢によつて齎らされると説く。ソ聯のレニングラード學派が、古代文化の原流をスキタ

イに求め、東方並に西方文化の起源をこゝに歸一せしめんとする態度と類を同じうしてゐるのである。

翻つて我が國の現状を見るに、五十年の歴史を有する史學會を始め、歴史學界の主流をなすものは、科學的歴史研究を堅持し、研究と教育とは一應切離して考へなければならぬ。學問が政治に左右されてはならぬと云ふ宗教的信念が宗教の御題目のやうに等しく唱へられてゐる。こゝに云ふところの歴史、科學、教育、政治の概念は現代支那のインテリヤアフリカの植民地の小會長等の云ふそれと極めて酷似してゐるさうである。政治によつて科學が左右されてはならぬといふ時、この命題は一應承認せられねばならぬが、その場合の政治は頽廢した政治を意味するとの規定が必要であらう。建設的な政治は却つて最高の哲學であり、科學であると云はねばならないからである。現に云はれてゐる科學的歴史研究とは、實は眞の意味に於いて科學的であるかと云ふに、さにあらずして、實證主義と異語内容のものに過ぎない。蒐集した史料の科學的検討を行ひ、疑ふべからざる材料のみを以て記述しなければならぬと云ふ。然るに、史料とは果してかやうなものであるだらうか。例へば、滿洲の近代史について、滿洲事變、建國、日滿關係の真相と、書殘された文獻や遺物によつて構成せられ得る史實との間に大いなる溝が存在しないであら

うか。われらが確聞するところによれば、建國を理解する上に是非とも知らねばならぬ秘事の幾つかも存するが、これ等が果して書き殘されるであらうか。文獻と遺跡遺物とを媒介として構成せられた所謂科學的歴史が、却つて眞實の歴史を歪曲する事は十分に之を想ふ事が出来る。滿洲建國當時、わが國がこれを内面的に指導することになつてゐたらしいが、所謂資料の形でこれが後世に傳へられるか否かは容易に斷定し得ないのではなからうか。滿洲建國によつて滿洲國境に對するソ聯の龐大なる軍備が進められ、これに關聯して東清鐵道讓渡のことが斷行せられ、次いで浦鹽に於けるソ聯の潜水艦準備が充實し、我が對ソ戰略に一大變化が齎らされ、兵員並に武器兵站の滿洲現地常備の計畫を通して、滿洲の重工業整備計畫が樹立せられた。滿洲重工業會社の設立は、事實上の滿鐵改組となり、滿洲をわが植民地として取扱ふ嫌ひのあつた滿鐵イデオロギ―が、道義國家建設を目指す新京イデオロギ―に次第にその席を譲り、近代的産業技術と皇道滿洲建設のイデオロギ―との統一が今やその緒に就かんとしてゐる。ところが、かやうな歴史の眞實が後世の文獻的資料に如何なる形となつて殘存するであらうか。滿洲歴史として書き殘される歴史の眞實が、官邊に残る所謂文獻によつて却つて規模狭小に歪曲されないであらうか。かやうな關係は過去の歴史と史料との間にも存するやうに思ふのである。茲に所謂科學的歴史學の非科

學性を見るのである。凡そあらゆる科學は、假説を以て出發する。この假説に應じて或は實驗が試みられ、又史料が整理せられるのである。所謂科學的史學に於いても、古來の文獻主義的史學の成果が一つの偶像として信ぜられ、これが假説となつてゐる事を思ふのである。

## 二 日本史の西洋的把握

唯物史觀に見える歴史の發展段階なる空想を、あたかも動かすべからざる眞理であるかの如く信ずる所謂若き學徒によれば、歴史が典型的な形態をとつて發展する場合と、正常な形態をとらぬ場合とがあるさうである。原始共同體制、古代奴隸制、中世封建制、近代資本制なる社會發展段階を有する世界史と云ふものがあり、日本史も亦、かくの如き世界史の一環として解釋せらるべきものださうである。社會の發展段階に相應じた文化形態の究明が日本文化史の課題であり、日本文化の特質は、日本文化の特殊性、即ち抽象的な世界歴史一般に對するものとして把握されねばならないとされてゐる。日本歴史のスタートがインドや支那よりも後れ、日本文化は過去に於ては支那やヨーロッパからの影響のみによつて特色付けられると云ふ俗説は、若き學徒の頭腦に深く喰ひ入つてゐる。偶然に残存した所謂史料、特別な動機と機會とに依て發見せられた遺

蹟や遺物のみを基礎とする實證に、果してどれだけ信を置く事が出来るであらうか。こゝに科學的研究と稱せられる歴史研究の非科學性、合理的解釋と思惟せられる歴史研究の不合理性、文獻と遺物以外の何ものにも因はれぬ歴史研究と云はれるものゝ大いなる迷妄を思はねばならぬ。日本文化を説くに當つて、日本文化の主體にまします天皇について一言も觸れぬ科學性に對して、吾々は大いなる疑念を抱かざるを得ない。主體性を缺く現代日本史學は常に世界史といふ偶像の中に日本を解消し去つて怪しまないやうに見える。所謂科學的歴史學者は、欺瞞に満ちた西洋史を基準として日本歴史を考察し、日本の石器時代は、世界的には石器時代の最後の時代に當る新石器時代からであると云ひ、古代の男女の仕事論じては、「日本の場合も同様である」と云ふ。

然るに、かくも尊重せられる西洋史學が、果してこの人達の信する如く實證的であり、科學的であつただらうか。あらゆる偉大な學者がさうであつたやうに、偉大なる歴史家は、時代を指導する役割を果してゐる。時代を動かすと云ふよりも、その歴史學者を生んだ民族なり國家なりに方向を與へてゐる。歴史を語りつゝその間に於て宇宙を論じ、自然を論じ、人間を論じ、道德を示し、生活態度を與へてゐるのである。來るべき時代の文化の創造が物語られてゐるのである。



例を近きに求むるならば、ランケ一統の浪漫的史學は、十九世紀に於ける獨逸の擡頭に理念を與へ、唯物史觀は勞農ロシアの理念となり、イギリスの萬國史は、イギリスの近代史叢斷の理念に他ならないのである。わが國にあつては、歴史の主體が萬世一系なるが故に、肇國の精神は、そのまゝ常に新たなる日本文化建設の理念となつてゐるのである。アジアの半島とも云ふべきヨーロッパの發展史を世界の歴史であるかの如く信ぜしめる西洋史觀によつて日本歴史を把握せんとする試みは、恰も、短い寢臺の長さには合はせて人間の足を切斷する暴舉に等しい。

### 三 ドイツに於ける民族史觀

日本史學者の遵奉する實證主義史學や、科學的なる論理構造を喜ぶ文化史は、然らば、近代的ヨーロッパ文化を形成する時代に生まれ、文化建設に參與したのであらうか。遺憾乍ら、日本學者の尊敬するドイツ史學史は、これ等が、ドイツ帝國の國家的發展と民族的伸張が一應杜絶した時代、即ち、ビスマルク以後歐洲大戰に至るロシア的ドイツ形成時代の產物であることを示してゐる。帝政ドイツの躍進期に當つて、新興の勢力を導く理念となつたランケ史學、並びにその繼承者たるドロイゼン、ジーベル、トライチケ等は、單なる講壇史學者の類ではなかつた。ランケ

はドイツ民族のために「世界史」を描き、ドロイゼンは「アレクサンダー大王史」を書き、ジーベルは「獨逸君主權の由來」を説き、トライチケは「歴史政治論集」を物し、何れも皆ビスマルク時代の躍進ドイツに理念を與へたのであつた。獨逸の發展のために、これ等の歴史家は積極的に參畫したのである。歴史學に認識論をもちこんで、歴史概念の構成に論理的構造を附與し、歴史學の獨立を成しとげ、講壇的史學の基礎を置いたのは、ヴィンデルバンド、リツケルト、ゲオルグ・フォン・ペロウ、エドワード・マイヤー、マックス・ウエーバー、ゾムバルド、マックス・レンツ、エーリツヒ・マルクス、フリードリツヒ・マイネッケ等であり、これ等所謂科學的史學、文化史、實證主義史學が日本史學界に多大なる影響を與へたのであつた。更に最近の實證主義を促進するものとしては、マルクスの唯物史觀が隱然たる勢力をなしてゐる。

然るに、普遍性探究に多年努力を續けて來たマイネッケはナチス・ドイツの出現後に、普遍性追求のための歴史學より民族主義史學に方向を轉じ、日本史學者の冷笑を浴びてゐる。未曾有の強盛を誇つた大獨逸帝國のアカデミーのさ中に育まれながら眞摯なる努力を續け、一步一步ワイマールにまで辿りついたマイネッケの歩みに對して、即ち彼の史學の非政治的なる點——學問のための學問——に脱帽してゐた日本史學者は、マイネッケが史料の裡からやゝ立ち上つて、新

興ドイツの活躍に積極的ならんとしたのを見て、次のやうに叫んでゐる。「マイネツケの悲劇は獨逸史學の悲劇であり、その克服はたゞ獨逸史學が獨逸史學でなくなる時に始めて可能なのである」と。この批判こそは、現代日本史學の主流を最も端的に表はしてゐる。「世界史の一環として日本史を把握する」と云ふ合言葉が、こゝに別の表現を見せてゐるのみである。最も低調な時代のドイツ史學が日本知識人の最も愛好する史學なのである。帝政ドイツの没落を導いた時代の思想學問が愛されるのである。これ等の人々が、シュベングラーの「西洋の没落」に對してわがことを言はれたかの如き怒りを抱き、ローゼンベルグの「二十世紀の神話」を以て非科學的なりと斷するのは洵に尤も至極なことである。

#### 四 廿世紀の神話

マイネツケは「私はすべてを綜合する統一をたゞ固く貫徹されるべき國家の運命の優位性の下にのみ理解する。……最近の國民社會主義革命は、遙かなる太古より由來する血液と人種の力によつて遂行された。それは獨逸の土地及びその上に成長した文化の祖國的遺産に對する愛を育成し要求する。……この積極的作用を、あらゆる獨逸の歴史家は彼が如何なる思想の持主であ

らうと承認し喜びを以てそれを促進せしめるであらう。Historische Zeitschrift は國民、祖國、及び科學の前に、それが彼等に課した責任を知つてゐる。」と述べ、ナチス・ドイツに於ける國家總力戰の一面を物語つてゐるが、ローゼンベルグの「廿世紀の神話」は、新たなる西洋史觀が更に鮮明に示されてゐる。

この書は、ヨーロッパの新統一の理念を提唱した歴史學であると云ふのみならず、新しい哲學體系である。古來ヨーロッパ文化建設の母胎となつてゐたゲルマン民族の正統的繼承者たるナチス・ドイツが、新しいヨーロッパ建設の主體たるべきことを説く血の神話である。即ち在來のヨーロッパ史學——實證主義史學——の全面的否定である第一卷「價値の葛藤」に、

「いまや新しき世期<sup>エポヘ</sup>が始まり、こゝに世界史は書き變へられんとする。過去の古き諸形象は色褪せ、行動する諸人物の廓線は歪み、その内的衝動力は方向を誤り、その全本質は既に誤謬に滿つるものとなつた。若々しく而も本源的古さをもつ生命感が形成されんとし、一世界觀が生れて、諸々の古き形式、内容、習慣から力強く訣別せんとする——もはや歴史的にではなく原則的に、二三の特殊領域に限らず全面的に、單に皮層的にでなく、根本的に。」とローゼンベルグは宣言する。人類、或は全教會、或は血の脈絡なき孤高の自我は、彼にとつて

は絶對的な價値ではない。自由平等、平和、普遍性等、從來の西洋學が追及したものを痛撃して  
ゲルマンの血の優秀性を世界歴史展開のあとに見出し、ゲルマン人の尊ぶ名譽と男性的性格を賞  
揚し、東洋的、シリア的、ユダヤ的なるもの一切は文化を墮落せしめるものと見てゐる。

創造の中心を北方のアトランテイスに見出すローゼンベルグは、ゲルマン精神の顯揚者エック  
ハルトの思想的影響の下に「陥落せる大西洋陸地帶説の假定はともあれ、我らはその北方中心地  
をアトランテイスと呼ぶ。こゝから人々は四方に征服、建設の歩武を進めた。水を渡つて地中海  
からアフリカへ——陸を中央アジアを越えクッチャへ、更に恐らく支那へ——北アメリカを越え  
て遙か南方まで」と説く。

神話に、英雄の相貌に、民族に、藝術に、法律に、宗教に、道德に、北方的要素を發見し、北  
方的要素の優越するところ必ず文化の興隆があることを示しつゝ「廿世紀の神話」は物語られる。  
「北方的志操、北方的種族養成——これこそユダヤ教の形式をとり無種族的普遍主義の形式をと  
つてヨーロッパに巢喰ふシリヤ的東洋に抗する標語である」と云ふ信念は、この史觀に基礎を見  
出すのである。

ギリシヤ民族の多くの傳説は、種々の血を異にする者の争ひを生々と表現するものであると觀

する彼は、北方的ヘラスの争鬪克服の勝利が、人種混合に伴ふアフリカの、西南アジア的要素の  
強大によつて覆へされ、アポロンの性格の次第に失せて行く過程を辿つたと斷じ、ローマは、そ  
の劍を以て久しく西南アジアの亡靈どもを逐ひ拂ひ、ヘラスよりも峻嚴に、意識的に、アポロ  
ンの父性原理を遂行し、それによつて國家思想を固うし、民族及び種族保護の前提として婚姻を  
確立した。古代ローマは、紀律と明白な性格とにより、<sup>オリエント</sup>全東洋主義に對する抗争の中に眞の民族  
的國家となつたのであると、古ローマの興隆を解釋するのである。こゝに古ローマ的と云ふこと  
は、彼にあつては本質的に北方的と言ふに等しいのである。このローマが四百年の種族破壊のデ  
モクラシイの間に殆んど盡き果てる姿が、やがてローマ史であり、この衰頹が再び北方からの移  
住群、北方の戦士貴族に救はれて今日のヨーロッパ文化を生むと斷ずる。

彼によれば、ドイツ當面の敵なるフランスとソ聯は、共に異種族の混淆による頹廢の二つの文  
化形態である。

「而も今やフランスに於ける種族混淆は愈々甚しく、テューロン、マルセイユは新しい雜種  
流行の門戸となり、黑白混淆の群はバリの町を濶歩し、ユダヤ族は我物顔に一市區を占有す  
る。かくて、我らが曾てアテネに、ローマに、ベルセポリスに見た事が、いま現にそこに行

はれてゐるのである。」

「ロシアは曾て北海の勇者の建設にかゝり、ついで世界に渉るドイツ・ハンザ同盟の影響下にあつたが、上層の弛緩に乗じてモンゴールの混血がロシアの生活を震蕩し、ボルセヴィズムは北海に對するモンゴールの叛亂を意味する。」

而して、これに對抗して、ゲルマン的ヨーロッパは、人の人たる輝かしい理想——汎ゆる文明の基礎たる性格價値の教、北方的本質の最高價値の讃歌、良心の自由と名譽との理念の頌歌——を贈るものである。かくの如くローゼンベルグの史觀にあつては、一民族、一民族の生命は、決して論理的に發展する哲學でもなく、また自然合則的に展開する過程でもないのである。或る神秘的綜合、魂行動の作りなすところであり、理性の推論によつて説明せられもせず、原因、作用を述べることによつて理解されもしないのである。彼によれば、藝術は、常に一定の血の創造であり、科學も血の所産として説かれてゐる。今日抽象的に科學と稱ばれてゐるものは、總べてゲルマン的創造の成果として説かれてゐるのである。

第二卷「ゲルマンの本質」第三卷「來るべき國」もこの史觀に貫かれ、一面に於いて、デモクラチックな——普遍的、抽象的、原子的、個別的世界把握——民族を毒する教説、民族を亡ぼす

世界都市、それが計畫的なユダヤの破壊活動と結んで、世界觀、國家思想、北方的西洋の藝術をも破壊した例を列擧し、他面に於ては、北方的ゲルマン的なるもの、擡頭のみこの頽廢を救ひ得たことを明かにする。

かくてドイツ民族の興起を祝福して、次の如く述べるのであつた。

「いまこそ偉大なる夢想家を最も偉大なる實際家として尊敬すべき時代である。——造形への熱情、聖なるものへの憧憬、萬象の裡を究めんとする哲學者の夢、發明家の夢、政治家の夢想、そこに汎ゆる精神力は凝つて、遂に輝かしい創造が生れる。」

「今日の世界革命の本質は種族的類型の覺醒にある。」

「民族的に深く根ざした生命様式、新しいドイツ的人間タイプ、それを構成することこそ二十世紀の課題であり、今日眞の人格はそれを構成せんことを求めるのである。」

## 五 西洋史觀と日本史觀

ローゼンベルグが名譽や犠牲的なる愛を語り、「己が民族の名譽の爲に戦ふ戰士を崇めることが、新しき時代に新しく生れ出た生活感情である」と云ふとき、吾々は我が武士道を聯想せざる

を得ない。又「名譽と誠實との思想はゲルマン的」北方的法律の根本的特徴であり、これは、ドイツ以外に於ても常に民族及び國家の建設に力を及ぼしたのである」との斷定は、日本精神の一面に觸れてゐることを思はせられる。廿世紀の神話に於いて理念として掲げられ、將來に期待せられたところのものは、日本の歴史には常に實踐せられてゐるものに他ならなかつた。支那や印度に儒教として佛教として説かれてゐるものが、日本には歴史事實として實踐せられてゐること、既に説かれてゐるが、吾等は更に、ヨーロッパをもこれに加へ得ることとなつた。日本以外の國に於いて理論としてあるものが、何れも日本には現實に生かされてゐるのを見るのである。印度を論じ支那を批判したローゼンベルグが日本に關しては殆んど關説することなく、僅かに現實の問題として、黃禍論に及び、

「日本は人口過剰であり、窒息せざらん爲には植民しなければならぬ。それは日本の生活權である。……こゝから將來の北アメリカ種族國家にとつては次の如き結論が生ずる。——それはその東亞植民地の所有權を譲り、カリフォルニア日本人が其處に植民し得るやうにしなければならぬ。」

と述べてゐるに過ぎないのは、彼が意識的に日本問題を避けてゐるとも考へられる。彼がヨーロッパ

ツバ支配の理念として立てたものは、日本の歴史より求めたと考ふべき節が頗る多いのである。國家と兩性とを論じて「通常生活に於ける平凡な男性が常に偉大な建設をなすわけではないが、しかし、偉大な國家建設、法典、政治、軍事上等に於ける類型構成的團結、包括的な哲學體系、交響樂、劇曲、神殿建築等、すべて男性の綜合的精神によつて創造されてゐるといふ事實、

「男性は理念構成と事業とによつて一存在を創り出さんとし、『世界』を有機的建築的組織として構成せんと試みる。それに對して、女性は、無意識的なものゝ永遠の保護者である。換言すれば、我らの種族の維持は女性の力に負ふのである」と論じて、西洋を風靡せる女性解放論の愚を警めてゐるのは、日本人にとつては寔に興味深いことである。日本婦道として古くより傳へ來つたところをこゝにも亦見出さざるを得ない。日本の場合は婦道、母性道であつて、女性と云ふが如き非現實的なものでないところに異なるものがあるばかりである。

ローゼンベルグは、シリア的、オリエンツ的、印度的、支那的なものを拒み、日本的なるものに就かんとしてゐる。北方的なるものも、今日の日本史觀は、日本的なるものゝ一翼であることを證明し得るのである。北方的、ゲルマン的なものに最高位置を與へんとするところから來る「廿世紀の神話」は、幾多の偏狹なる史的歪曲を餘儀なくせられ、強烈なる排外的態度を取つ

てゐるが、日本の世界史觀に基くときは、更に高次の統一を有する廿世紀の神話が樹立せられるであらう。總てのものがこゝに於いて位置を與へられ、眞の統一を附與せられるのである。日本肇國の精神の實現は、やがてヨーロッパにも新しい史代を齎らすであらう。

日本を根軸とする古代の文化圏は、一つは太平洋民族文化圏を形成して居り、北方日本民族圏（所謂ツラン民族圏）と南方日本民族圏（南洋印度文化圏）とは、西南アジアに於て接し、それより北はヨーロッパに、南はアフリカに通じてゐるのである。ローゼンベルグの所謂北方的ゲルマン的要素は、實は北方日本文化圏の一支流であつた。

日本の世界史觀に於いて、ローゼンベルグに於けるが如き牽強附會を免かれ、こゝに、はじめ唯一の而して眞實の「廿世紀の神話」が語られるのである。

## 六 現代の歴史學

實證主義的歴史研究のわが國に於ける先驅は、清の考據學の流をくむ江戸時代の儒學の中に見出す事が出来るが、今日の所謂科學的實證主義は、イギリスのゼルフイとドイツのリース博士によつて、基礎を與へられたことが明瞭である。（史學會編「本邦史學史論叢」参照）リースは柏林大學に

於いて、ドロイゼン、モムゼン、トライチケ、クルチウス、グナイスト等の教を受け、ランケの寫字生をもした人であり、イギリスに留學して「中世紀に於ける英國議會の選舉權」なる論文を書き、二十四歳の時學位を獲得し、帝國大學からの依頼に應じて、英國滯在中に招聘の交渉が進み、明治二十年我が國に來朝したのである。來朝當時二十七歳の青年史家であつた。（史學會小史）参照）史學界設立に關するリースの意見を見ると、明かにランケのエビゴーンたる事が窺はれ、ランケが實證主義を武器として、大獨逸帝國建設の學問的體系を樹立した偉大なる精神は、リースに於いては既にこれを認める事が出来ない。ランケの「世界史」の精神は勿論のこと、ドロイゼンの「アレクサンダー大王史」ジーベルの「獨逸君主權の由來」を著述した精神は無く、講壇史學、若しくは史料整理が彼にとつては史學の中心課題とせられてゐる。このリースの史學に大いなる影響を受けたわが史學界は、その後更にグインデルバンド、リツケルト、ゲオルグ・フォン・ペロウ、マイヤー、マックス・ウエバー、ゾンバルド、マックス・レントツ等の科學的研究法の受用、マルキシズム的方法の採用、ドイツ以下解釋學派の歴史的認識論の採用等によつて、愈々狹隘なるものとなり、實證主義が科學の名に代置される一方、特殊性の把握に大なる力點の置かれる史風をも助成したのである。

イギリスの學問戰、ソ聯の思想戦を思ひ、獨逸民族の精神力最も沈滞せる時期に於て擡頭した所謂科學的史學、歴史主義學派の思想と方法とが、我が國に與へた影響の以外に大なる事實に注意するならば、わが國の史學が、イギリス・ソ聯、今はなき帝政ドイツの學問戰の術中に陥つたと見做すべき節が多々存するやうに思ふ。今日、わが日本皇國が世界史的役割を果すに際し、その指導原理を樹立せねばならない事は自明の理であらう。この秋に當つて、必ずしも信據すべからざる所謂科學的史學の立場を固執する事は、客觀的には、日本の世界史的使命の遂行を妨げんとする諸勢力と一環をなす事であると斷ぜざるを得ない。われらが所謂科學的史學に對して、日本を中心とする世界史編纂の必要を説く所以は、政治的に共同陣營をなすイギリスとソ聯等の學問戰に對する戰としての防衛策が是非共講ぜられねばならぬことを確信するからである。否消極的防禦策に終るのでは無く、積極的に、イギリスの壟斷に歸してゐる近代史を否定する理論構成の必須なる事を痛感するからである。

然らば、今日要求される歴史學は如何なるものであるか。結論的に云へば、日本史を語る事が、やがて世界史である如き日本史を編述することである。日本史、東洋史、西洋史といふが如き地域別研究を止揚して、日本を主軸とする世界史が描かれねばならぬ。この事業に對して、日

本史專攻者も東洋史専門家も、西洋史家も動員せられねばならない。主體をイギリスやソ聯や現代支那に置く所謂至公至平の史學は、世界史の眞の主體たる日本に對しては甚だしく至公至平でなくなることをわれらは覺知しなければならない。日本を無視して世界の諸問題を論じ得ざることとは今や儼然たる事實である。換言すれば、近世史を否定して、新しい世界秩序創造の必然性を指示する學問體系が、歴史解釋においても、新しいものを求めてゐるのである。このやうな歴史體系が然らば現存するであらうか。日本を主軸とする世界歴史解釋の可能性は充分に具備せられてゐるのみならず、歐米の諸學者が研究したる成果、有能なる日本史學者の研究等によつて部分的には、明かにせられつゝある。これ等は、あたかも新たな歴史體系の準備的勞作であるかの如く思はれる。これ等の研究を體系化する思索力と文化建設の意慾とは、近き將來に於いて、容易に日本の世界史を編述するに至るであらう。

### 七 歴史教育當面の問題

現代の日本は、一部インテリの好まざるにも拘はらず、支那事變を徹底的に解決する爲に、即ちイギリス的な近世世界を完全に否定する爲に、今後久しき戰時状態を續けねばならない。永

年に互る世界戦争を遂行する歴史的使命を遂行するに足る日本國民を作ることが教育者の任務と云ふべく、學者も亦このために、國籍を明瞭にして、この大業を翼賛しなければならぬ。歴史學にあつては、日本の世界史的使命を闡明することが、刻下の急務の一つであり、そのためには天皇の御統治こそが世界に新秩序を齎らすものであることを歴史的に解明しなければならぬ。即ち天皇の御統治の下にあるわが國の歴史が、新しい世界秩序樹立の模範たり得る所以を闡明しなければならぬ。これと同時に、西歐を中心とする世界歴史が非常なる欺瞞である事實を示さねばならぬ。殊に、近世史が西歐諸國の有色人種搾取の上に築かれたるものである事が力説せられねばならぬ。

天皇の御統治を覆ふ妖雲は、今日國の内外にまたたてこめてゐるが、支那事變の遂行によつて、必ず掃ひ除かれるに相違ない。「まつろはぬものごとむけやはして」八紘を宇となし給ふ天皇の御稜威を學生、生徒、兒童の別なく充分に仰がしめるためには、天皇の抱かせ給ふ神ながらの御精神——皇祖皇宗の遺訓を紹述し、中外古今の長を採り、民情を暢達し、以て民をして各々その所を得しめ給ふ——を歴史的事實を通して徹底的に教へ、天皇の大御業を翼賛することによつて創造される日本文化が、人間の到達し得る最高の境地を示してゐる事實が明かにせられねばなら

なす。

而も今日の日本には、知能、技術、精力等世界各國の優秀なるものが統一されざるまゝに生かされてゐる事實がある。これ等について實例を擧げて、國民の今一段の奮起を促すことは寧ろ容易の業であると思ふ。

これらの事と相關聯せしめつゝ、歐米文化の本質、歐米の歴史——特に近世史——歐米の現状——没落し行くイギリスとフランス、分裂するアメリカとソ聯、日本をモデルとして歐洲統一に邁進するナチス・ドイツと、イタリア・ファシスタ、フランコのスペイン等が説かれねばならぬ。このことを通して、支那事變の眞の意義、日本の歴史的使命等が必ず把握されるであらう。日本人は何を爲すべきか、の課題も自ら闡明せられるであらう。天皇の御統治と切離して、支那史の一翼として、或は西歐的世界の一部分として解釋する日本歴史の講述、江戸時代以後の近代史を除外する歴史教育、日本と無關係に説かれた學問的色彩濃きヨーロッパ世界史教授等は、一刻も早く國內より姿を消さしめねばならぬ。世界の現勢と關聯なき自慰的なる日本史も亦大いなる反省を加へねばならぬ。

世界史の主體として現に世界秩序を變革しつゝある皇國の民草をして、日本の世界史的使命を



確認せしめること、これを措いて日本人に對する歴史教育はあり得ない。われらは、日本の歴史的使命を妨げんとする諸勢力の存在を知つて、これ等の謀略に躍る一切の歴史教育を斷乎として撃滅する義務を課せられてゐることを思ふ。「勝利のヒットラー」なる書に、ヒットラーがその少年時代の歴史教育に影響せられること大であつたことが記されてゐる。歴史教育に當るもの、参考のために、同書の記事を援用しておかう。

アドルフが通つてゐたリンツの中學校に、レオポルド・ベッチ博士といふ歴史の先生がゐた。非常な雄辯家で、愛國家で、生きた教育を念願とする一の靈の塊であつた。

全校の生徒は、この白髮白髯の先生が、火のやうな雄辯を以てする歴史の講義をば、天來の聲のやうに聞き入つたものであつた。ベッチ博士の口から出て來る歴史なるものは、年代の羅列や、帝王や、將軍や、諸大名の生死の月日などではなかつた。

博士は、國家興亡の姿を、まざ／＼と學生の前に展開して、歴史が招來する現在の國家への反映について、その因果關係を手取るやうに説明した。彼はドイツ民族のための歴史を講じてゐたのである。

アドルフは、すつかりベッチ博士の講義に魅せられてしまつた。彼は、何時の間にか、慷慨悲

憤の子となつてゐた。彼は子供心にも、同じドイツ人でありながら、何故に、オーストリアとドイツと二つの國が對立しなければならぬかといふことについて、疑問を抱きはじめてゐた。彼は當時のことを自ら次の如く述べてゐる。

「自分は、その頃、ベッチ博士の話聞きながら、ハップスブルグ王朝に對して、ある不平を禁じ得なかつた。ベッチ博士の話によれば、ハップスブルグ王朝は、その權力の確立のためにのみはかつて、ドイツ民族といふものを少しも考へなかつた。それが政治の根本の誤りであつた。かういはれた時、自分は子供心にも、なぜわれわれドイツ人は、過去においても、現在においても、ドイツ人の利害を裏切つてゐる王朝に對して、忠義をつくさねばならぬかといふことを疑ひはじめた。自分がハップスブルグ王朝といふ二重國家に對して、不満を抱きはじめてのはこの時からである」と。

彼はまたいつてゐる。

「その頃、自分の心に、最も不思議でならなかつたことは、ハップスブルグ王朝が、同じ血縁のドイツと親しまないで、全く違つた人種であるスラヴ族と親交政策をとるといふことであつた。これが一番自分をして、オーストリアといふ國家を嫌はせる原因となつたものである。自

分はその頃、ドイツの國歌を唱ふことが、何よりもいかにも自分がドイツ人であるやうな氣がして愉快であつた」と。

## 第四章 思想戰場としての現代支那

### 一 支那の文化施設

歐米諸國の手になる在支文化施設は、その淵源を西歐諸國のアジア侵略戦の當初に求むべく、その本質が支那植民地化の機關たるところにあることは否定し難い事實である。これ等の諸機關——教會、學校、研究所、病院、養老院、育兒所、義賑救災會——は、何れも永年の體驗と信用とに基いて、歐米諸國の支那支配の前哨的役割を果しつつあるが、これは、その本質より正に然るべきものである。今次支那事變に際し、皇軍の手厚き保護を受け居るを利して、積極的に或は消極的に蔣政權を援け、或はラヂオ、新聞、映畫、書籍等によつて直接的に或は間接的に抗日意識を支那人間に醸成しつつあることも、幾多の例證を擧げて説明し得るのである。それ等の活動によつて歐米を中心とする世界秩序——所謂舊秩序——を維持せんとしつつあるものの國籍は、殆んど全歐米白人國家に及び、カトリック教關係は北歐諸國と獨伊佛が大半を占め、新教の主體的勢力はイギリスとアメリカとである。

カトリックは、その勢力の地盤を作つて以來久しく、各々獨立すべき經濟的根據を有し、従つて今次の事變による經濟的打撃は比較的少く、支那事變の眞の敵たるイギリス及アメリカに屬するもの多からざるが故に、皇軍に對する敵性は、英米佛に屬する新教關係の諸文化施設程に著しくない。勿論積極的に皇軍に好意を寄せ、或は協力を申出る如きはその例は多くない。蒙疆地域に於いては、軍及び特務機關の努力によつてカトリックの教化網が皇軍の宣撫工作に利用せられ、宣教師にして日本語を學ぶものある有様であるが、これは、彼等の行動一切——殊に旅行——が特務機關の許可を要し、皇軍の意志に反する如き行動をなすことが不得策であることを自覺せる故であつて、皇軍の戰爭目的に共鳴し、これに協力する積極的意欲を有してゐる譯ではない。皇軍の占據地域外のカトリック關係諸施設が、生存の必要上抗日諸勢力に協力しつゝあるのと同様であると云ふべきである。

新教關係の諸機關は、華洋國民及政府の寄附及び獻金によつて經營せられるもの多きため、事變によつて經營の基礎を喪失したるもの多く、蒙疆地方の皇軍占據地區に於いては、新教々會は一時閉鎖の狀況に陥つてゐる有様である。従つて彼等の皇軍に對する感情は悪く、抗日思想の煽動が彼等によつて多くなされたことは止むを得ざる事態と云はねばならない。既に明かなる如く

アメリカは歴大なる資本を支那の文化施設に投じ、その一ケ年の經費のみにも四、〇五八、一三二弗（中華年鑑三〇八頁）に達し、支那の舊秩序維持に對しては、事業投資と對支借款に於いて列強を凌ぐイギリスと共に、非常に神經過敏である。殊に反英運動勃發以後、イギリスが専らアメリカを對日恐喝の表面に押立てる政策を取つたことは、日本經濟の對米依存の事實と相俟つて、アメリカの對日感情を刻々に悪化せしめたものと認められる。而して、アメリカの對日感情悪化に拍車を加へつゝあるものは、在支アメリカ宣教師と在米支那留學生、アメリカの教育を受けた支那人、支那讀書人であることは疑ふ餘地がない。文書戰、ラヂオ戰、映畫戰等に參劃するものは主として英米人若しくは英米系支那人である。

北支は元來英米の權益少く、従つて、彼等の勢力よりも、北歐諸國と、獨伊、佛等のカトリック關係の方が大きい。長江沿岸は、經濟的には英米、文化的には斷然アメリカの勢力圏であると斷定することが出来、このアメリカの文化活動が、イギリスの利用するところとなつてゐる事實に、充分の注意をなす必要があると思ふ。日本國內に於ける反英運動とその延長とも見做し得る支那の反英運動との結果、北支に於けるイギリス人は續々退去するの狀勢が見られたが、支那に於ける排外運動に際し、英米兩國國民が無差別的被害を受けた事實に徴して明かなるが如く、在

留英米人の識別は餘程困難であり、従つて、この一時的傾向を以て俄かにイギリス勢力の退去と見做すことは出来ない。考へ方によつては、これはイギリスの謀略的なる退去であると判定することも出来る。殊に、日本の對米態度の強硬ならざることは、或る限度に於ける英米の協同作戰を可能ならしめるであらう。

上海には第三國經營の諸學校の辨事所が設けられ、入學試験が施行せられてゐる事實を始め、事實上第三國の勢力が何程も後退し居らざる確證が多々認められるのである。反日的文獻は上海の大書肆たる Kelley & Walsh 商會その他で自由に販賣せられ、共同租界の大映畫館には、堂々たる反日映畫の上演せられる有様である。加之、戰場となれる地域に於ける第三國の難民救濟事業は、ミッシヨン勢力の擴大に好ま機會を與へつゝあるとも云へるのである。直接間接に第三國の支持を與へられてゐる教育機關や研究機關の奥地移轉の有様は、時々「中國文化情報」その他に報ぜられてゐる通りであり、種々の困難を伴つてゐることは疑ふべくもないが、半面には、支那學生がこの間に於いて、彼等とより密接に結合する好機會を與へられてゐるとも解し得るであらう。

昭和十二年八月上海に戦端が開かれた時、在支キリスト教團は急遽戰時難民救濟委員會を結成

し、支那内地及び外國よりの支援を求め、支那各地の教會からは續々と基金が集まり、四川省よりのそれは就中多額に上り、救濟事業に少なからぬ貢獻をなしたと云はれてゐる。外國よりの基金の最初のもは、アメリカの寄附であり、次いで十月にはイギリスのロード・メーヤー基金が救濟事業に使用せられ、濠洲、ニュージールランド、印度、フィリピン、海峡植民地、ハワイもこれに續いた。一昨年度の「中華年鑑」によれば、寄附金の始めて到着した八月三十日以後、編輯の締切りまでに、二七一、四八六弗に達する金額が集まつたことになつてゐる。N.C.C.の(The National Christian Council) 戰時救濟基金の出所は左の如くである。

## 支 那

支那人の個人的寄附	一二四〇	二、〇八四弗
支那教會學校病院等の團體寄附	六七一〇	三三、六〇五
一錢運動の寄附	二一四〇	二、一二九
.....	.....	.....
支那人寄附	一〇〇九〇	三七、八一九
宣教師寄附	二七二〇	一七、三六六

計

五五、一八五

海外

在外支那人寄附

三九〇

二七、三四〇

一錢運動の寄附

五〇

二、二〇九

計

二九、五四九

基督教團體の寄附

一七〇

一一一、八九二

他の團體及賛成者

二九〇

六三、三六二

個人寄附

五六〇

一〇、七三七

兩替による利益

一八五、九九三

従來の救済基金殘

一五〇

其の他

二〇七

計

二七一、〇八六

この基金によつて活動の前線に立つたものは、二三〇に及ぶキリスト教病院で、彼等は、病人爆撃の犠牲者、戦傷者の保護に任じたのである。

これ等と並んで援蔣に奔走したものに、國際赤十字委員會と國際救済委員會とがあり、前者は各所を中心を設け、後者は中支奥地十ヶ所に病院を作り、事變後不可能に陥つた海岸よりの醫療の缺を補つてゐるのである。このやうにキリスト教徒は内外相呼應して活動しつゝあるが、これ等の事業と必然的な關聯を有するのは通信事業即ち、放送、出版、新聞、郵政の活潑なる動きであり、意圖的にも無意識的にも、皇軍の作戰に障礙を與へることとなつてゐる。而もこの非常事情は、新舊兩教徒間に未だ會て見られなかつた協力を齎らし、支那人と英米人との親交友誼を厚くしつゝある。「Christians in Action」の一節には、次のやうな記事がある。

「美しい協力の精神が神様から與へられたが、尙吾々はその精神を求めて營々と働いてゐる。上海に戦端が開かれた時、郵便は不通となり、郵政局の印刷物の取扱が不可能に陥つた。その時、如何にして全支の教會は、相互に有效なる交渉を保つたか。吾々は放送を開始した。教會の出來事を記した週報と、默禱の言葉で終る激勵文とが、N.C.C (National Christian Council) から毎週日曜日の夜、支英兩國語で放送された。奥地、休日行樂地、朝鮮等、廣範

團に互つて居住する、同僚等は、吾々に激勵の辭を送り、連続した諸々の話が、ついこの六月頃までも引續き齎らされたのである。

事變後數週にして、郵政局は、郵便配達夫の活動を回復したので、謄寫版刷の印刷物が全支及び海外の友人間に流布し、放送に依らざるかうした報告書は、今以て行はれてゐる。一九三八年の夏、吾々は漢口でも同様のことを始めたところ、支那の遞信省の使用が許され、吾等の云はんと欲することは、何等の制限もなく自由に而も無料で通信することを得るに至つた。かくの如き英文の記事は、毎週 Central China Post 誌に印刷せられ、吾々は郵送に要する部數だけのゲラ刷を貰ふことが出来た。

戦争中の各地を旅行した時、私も他の人達も、キリスト教徒等が仲間のニュースを知りたがつてゐることを見出した。小集會の席上、來訪者は、參會者に色々の話を聞かせ、質問に對して答へるのであるが、その質問は、只單に珍らしいことを知らんがためではなく、深い同情に發するものであつた。未だ占領されてゐない地方の人々は、恐るべき占領の問題に當面した時、如何に對處すべきであるかを學ばんと欲して質問を發するのであつた。全國を通じて、キリスト教團と云ふ一つの團體——愛と祈との團體、相互扶助の團體に屬すると云ふ觀

念は、放送や文書によつて與へられるばかりでなく、このやうな訪問者によつても齎らされるのであつた。

以上の簡單なる記事によつて、占領地域たると非占領地域たるとを問はず、第三國キリスト教會及び中華民國キリスト教會との構成する舊秩序の網が張り繞らされ、この網は更に海の外へ緊密なる聯絡を有し、文書、映畫、電波等による文化戦を盛んに行ひつゝある現状を知ることが出来る。皇軍に不利なる情報はこの網を通して世界に擴められ、東亞舊秩序維持を念願せる諸國よりの抗日激勵の言葉も亦、この網によつて全支那に傳へられるのである。在支第三國の文化施設は、一言にして云へば、東亞舊秩序維持のための機關であり、支那の近代化—歐米化—支那文化の向上等がその目的であると主唱されてゐるが、そのこと自體歐米の支那侵略の重要據點たるその本質を掲げたものと云はなければならぬ。即ち支那の近代化、支那文化の向上は、共に支那の上層文化を歐米の支配下に隷屬せしめる文化戦であるからである。リーマーは、アメリカの布教及び慈善團體の在支財産額は、四三、〇七一、一八九弗、イギリスのそれは、九、七〇〇、〇〇〇弗、フランスのそれは二一、七〇七、二〇〇弗と推計して居り、これ等によつて經營せられる文化事業は直接間接に龐大なる彼等の在支諸權益の擁護に貢獻してゐるのである。而もその根は古くより

支那の社會に深く張られてゐる。

これに對して、日本の文化施設は如何なる方向に進むべきであらうか。前述の如く、第三國の文化施設の本質が東亞舊秩序維持にありとするならば、一切の第三國文化施設の機能を無爲に終らしめなければならぬことは云ふを要しないが、直ちにこれ等に對して武力行使をなすことが得策なりや否やは俄かに判断することが出来ない。何となれば、現に第三國は「日本は支那人を無智のまゝに放置するため、大學を作らせない方針を取つてゐる」との宣傳を飛ばし、日本側はこの宣傳に動かされて、切りと大學の建設に焦慮せる如く見られるからである。而も傳統と資金と人材に恵まれざる日本側の大學建設の工作は、却つて第三國及び支那側の嘲笑と輕侮を招く恐れがある。北京大學や南京大學の計畫の如きはその例と云ふことが出来よう。歐米の植民地大學の觀ある今日の日本の大學は、到底東亞新秩序建設の人材を多量に供給することは出来ないやうに思ふ。

卑見を以てすれば、眞實の日本文化を知り、それ故に日本の國體と日本文化の優秀にして萬邦に冠たる所以を確信する如き、新時代の青年を教育することが、刻下の緊要事であるとの判断をなさざるを得ない。翻譯的學說の切り賣りを事とするのではなく、東亞を、否世界を日本の統治

の下に生かし得ると云ふ信念を與へ得べき新しい教育機關を、日本内地に、或は滿洲に、或は支那の要地に建設する以外に、東亞舊秩序維持の據點たる第三國の文化施設に對する戦はないと思ふ。國際情勢についての明確なる判断と斷乎たる決意——世界維新、即ち討英——をなすと同時に、文化建設に向つては、百年の計を建て、速かにその第一歩を踏み出さねばならぬ。

イギリス王立國際問題研究所の近刊「イギリスの極東政策」(British Far Eastern Policy, Information Department Paper, No. 24)は、オックスフォード大學の出版部より刊行せられたものであるが、ここに記された結論、一九三一年以降の政策は、日本の對支工作、對支文化工作を考へる上に最も留意すべきものと思ふ。

- (一)イギリス政府は「國際的義務を完全に遂行する」決意を有するが、同時に好戰的處置や戰爭に誘き易い他の挑戰的行爲はこれを阻止する。
- (二)「獨立を維持する」ための支那の奮闘に對するイギリスの支持は、前項と同様の條件——戰爭は阻止する——によつて、又、イギリス政府が日本との一切の友好關係を直ちに失ふことを欲しないと云ふことによつて制限される。
- (三)支那に於けるイギリス權益の基礎を危殆に瀕せしめることを拒む。但し必要とあれば、個

々の場合の商議はこれを辭せざるものである。

(四)「和平のためになし得る一切の可能なることを行ふ」用意を有す。

(五)合衆國及びフランスと協力する希望を有し、且つ常にそのために努力しつゝある。

右の五ヶ條を擧げた後、イギリスの輿論が、「あくまで支那を支持し日本を膺懲すべしとなすもの」と、「日本を助けることによつて、支那に於けるイギリスの利益を擁護すべしと主張するもの」との二者に分れてゐることを述べてゐる。即ち、在支權益を擁護するためには、イギリスは如何なる手段方法をも辭せざることがこれによつて窺はれると云ふべきであらう。日英會談、援蔣政策、對米妥協、英ソ協商等々、それによつて自己の在支權益が全うされる場合には、何れをも採用する用意が見られるのである。對支文化工作をなすに當つて、イギリスの老獪なる施策に眩惑せられることなく、打倒イギリスのイデオロギー體系に基く諸施設を講ずべき必要は以上によつて極めて明かであらう。

## 二 重慶政府を繞る列國の政策

昨年四月一日より重慶に於て開催せられた第五次國民參政會に於ける主要なる議題は、

### 一、憲政實施促進方案

二、各黨各派の統一強化、政府機構の刷新、抗戰力量の増加

三、外交技術の改善、並に列國の支援獲得

四、經濟再建促進、並に國民福祉の増進

等であり、今日重慶政府が力を入れてゐる問題は憲政實施と奥地に於ける經濟再建の二つであることが知られる。加之、日本に對する防禦陣を強化しつつこれを遂行するに當つて、支那に深い關心と利害關係とを有する米英佛ソ聯の支援を獲得するに狂奔してゐる有様が察知せられる。參政會開會に際して試みた蔣介石の演説は、例によつて、支那側が戰に勝つてゐるといふ虚報を誇大に述べたる後、列國の支援が次第に増加してゐるかの如き宣傳をおり込み、終りに日本の經濟的逼迫と戰鬪力の減退を巧妙に説いたものであるが、その中に支那の政策について、次の如く述べてゐる。

「我が川康建設期成會は、辦事處五個處を成立させ、各位は同人として責を負ひ、常に夫々各地に赴き視察を行ひ、之を政府に報告し、一切を改新する根據とした。我が憲政期成會は、憲政に關する諸種の問題に對し屢々會議を開催し、詳細研究を加へ、又北支視察慰勞團を組織し、



陝西・河南・山西・河北各省を遍歴し、その地軍民を慰勞して來た。」

川康とは四川省及び西康省難地方の意味であり、この地方に於ける經濟建設促進のために組織せられたのが、川康建設期成會である。辦事處は寶雞(西安の西方)重慶、昆明、邵陽(寶慶ともいひ長沙の西南にある)贛州(南昌の西南方)の五ヶ所に置き、日本の爆撃を避けつゝ戰時經濟の充實を全うすべき方策がもくろまれてゐる。上海その他より移轉した各種工場が國營と國家の支援とによつて逐次戰時體制に組み入れられてゐるのである。未だ規模甚だしくは大ならず、資本金百萬元程度のもものが多く、その生産能力もさして驚くに當らないが、長期建設の覺悟の下に、支那人特有の忍耐をもつて進められてゐることと、米英佛がこれに各種の援助を與へてゐる點に我等の注目すべき所がある。支那の民族資本は目下の所積極的にこの方面に向けられて居らず、汪精衛政權の樹立が彼等資本家に日和見をさせてゐる事實は否まれないが、經濟部長翁文灝以下の指導者經營者の中心人物が、アメリカに深い因縁關係を有する事實は看過し得ない。<sup>(註1)</sup>ソ聯の支援によつて經營を進めてゐる西北工作に對して、川康の經濟建設は、西南工作とも云はれ、アメリカとの間に成立した借款二千萬米弗の用途は、いふまでもなくこの建設に當てられてゐるのである。奥地經濟建設に缺くべからざる交通路建設の遂行のために、アメリカが輸送願

問三名を派遣してゐること、相俟つて、重慶政府がアメリカに對して特に密接なる關係を結んでゐることを物語つてゐる。

憲政實施に際して、蔣介石は獨裁を法制的に成就せんとするに對し、毛澤東等共產系の人々はこれを妨げ、參政會の初期には共產黨側の委員は出席しなかつたと傳へられ、出席したる後も意見の一致を見ず、遂に會議を終つたのである。ソ聯は一方に於て右の如く中國共產黨をして蔣介石の獨裁が齎らされざる様施策する半面に、汪政權が憲政を實施するであらうとの注意を重慶政府に送り、又汪政權に對しては、ぐすくしてゐると重慶に先を越されるとの警告を發し、國民黨兩派の相剋と對立とを續けしめんと畫策してゐるのである。

右の演説は、第三國關係については、

「世界の友邦は我國に對して、ハツキリとした認識を持つのみならず、一致して我等に與みしめてゐる。而して歐洲戰亂が発生したるも、歐米各國は我が國に對しては道義上、物質上の援助を惜しまざるのみならず、この半年來却つて増加の傾向を示し、米國は二千萬米弗の借款を諾したので、我等は無限の感奮を覺える次第である。……かくて全世界の注視も、總べて我が四億五千萬同胞の上に向けられつゝある時、米國ハル國務長官の三月三十一日の聲明こそ、實に<sup>(註2)</sup>

國際正義に關する世界の公論を代表するものである。……我等は我國家の領土主權行政の恢復、九國條約及びその他國際條約の尊嚴の爲めは元より、世界の爲め東亞の爲め我が三民主義の光輝を發揚させなければならぬ」

と述べてゐる。異黨防制案によつて中國共產黨を抑へつゝ、川康建設期成會で西南經濟建設を計り、憲政期成會を通じて憲政實施を促進し、北支視察慰勞團の活動と抗戰建國の綱領及び精神總動員綱領の徹底を以て、國內統一強化と抗戰力量の増加とを期してゐる重慶政府は、國民に向つて、列國が一致して支那を思ひ、支那に協力しつゝあるかの如き宣傳を放つてゐることが右の言葉から推定せられるのであるが、果して列國は支那を思ひ一致協力してゐるであらうか。事實はさにあらず、列國何れも自己の利害の爲に重慶政府を利用してゐるに過ぎないこと次に述べる如くである。

(註1) 西南開發の内容に關しては、最近迄重慶軍事委員會に在職せる某中堅幹部の報告が我當局の手に入り既に公表されてゐる。

(註2) アメリカ合衆國國務長官ハルの聲明は、

「南京政權の樹立は、一國が武力を以てその意志を隣國に押付け、廣大なる地域を世界の爾餘の諸國との正

當なる政治的經濟的關係から封鎖せんとするプログラムの更に一步前進といふ様相を呈してゐる。支那に於ける事態の發展は曾て外國の掩護の下に樹立され、その機能に於て特に右外國の利益を圖り、米國その他の諸國が長年月の間に獲得し合法的且正當に主張し得べき平等と正待遇に關する諸權利の行使を拒否した諸政權と揆を一にするかの觀がある。米國政府は、右外國が新政府の政治上の獨立と自由とを尊重する意圖ある旨を聲明したる事實は承知してゐる。然しながら、新南京政權樹立に至るまでの軍事的外交的諸事情は、叙上の意圖と矛盾するかの如くである。武力を國策遂行の具に行使せんとすることに對して、米國が如何なる態度を執り來つたかは、既に周知のところであり、今後もその態度は變らないであらう。米國政府は茲に再び國際法、諸條約並に諸協定に基く諸權利を全的に留保するものである。而して米國政府は、重慶政府が依然支那國民大多數の忠誠と支持とを保留してゐると信するに充分の理由を有してゐる。従つて、米國政府が今後も引續き重慶政府を以て支那政府と見做すは言を俟たざるところである。」

かくの如き趨勢に際し、昨年三月初旬米英佛ソ聯四ヶ國の大使が重慶に於て活躍した内容を知ること、支那事變そのものの意義を確認する上にも參考になると思ふ。昭和十五年二月十三日の同盟通信社の香港電報は王正廷が香港で米大使ジョンソンを訪問した事件を報じ、

重慶訪問の途次當地に滞在中の駐支大使ジョンソン氏は、昨十二日朝、前駐米大使王正廷の來

訪を受け長時間會談、最近の國際情勢に關して意見の交換を行つたが、更に今明日中に目下香港滯在中の宋子文、許世英、施肇基、錢新之以下の要人も會見するものと見られてゐる。尙ほ王正廷、錢新之の兩名は、ジョンソン大使の後を追うて重慶に歸る豫定で、重慶にあるカー英、コスム佛、バナウチキンソ聯各大使にジョンソン米大使を一枚加へて俄然活況を呈するものと見られ、頗る注目されてゐる。

と云つてゐるのを見た私は、非常なる關心を抱かされた。同三月四日の香港電報は

ジョンソン駐支大使は、昨三日重慶政府要人百餘名を招待したが、行政院副院長孔祥熙、外交部長王寵惠、軍政部長何應欽、經濟部長翁文灝、交通部長張公權等も出席した。

とのみ記し、ジョンソンの活躍はもとより、他の大使の意見内容等が如何なるものであるかを報道しなかつた。勿論各國の對支政策を歴史的に考察すれば、その内容は自から明かであるが、これによつては動向を知ることが出来ても、言動の一々に關しては計り知るを得ない。然るに東亞會發行の雜誌「東亞」四月號に、現地機關の手に入れた情報を綜合して「重慶政權を繞る英米佛蘇の動向」なる論文が掲載され、歴史研究によつて豫想した所を確認することが出来た。この調査によれば、重慶國民黨中央部の機關紙たる「中央日報」が三月二日「重慶に於ける四國大使」

なる見出しで、如何にも四國大使が協同的な仕事をなすかの如く書いてゐるが、實際は米英佛とソ聯とは、寧ろ異つた政策をもつて臨んでゐることが明かである。「中央日報」に

我等の敵はたゞ一つである。英米佛ソ四國は始終我等に同情し、我等を支援して來た。英國は歐洲戰亂の影響を被つてはゐるが、國際正義と九國條約とを飽くまでも支持するものであり、佛國は極東に於いて特に強大なる勢力は持たないが、やはり九國條約の締結國として、該條約並に國際正義を擁護する點に於いては、決して他に譲るものではない。更にソ聯は、支那事變に對して重大なる關係があり、且つ過去三年來その和平政策を堅持し、正義のために我國を支援し來つた。最後に米國は、九國條約の創始者であるが故に、日本軍の亞細亞制壓並に米國の在支權益破壊を許容するものではなく、かゝる見地より終始我國に支援を與へ來つたことに對して、我々は深甚なる謝意を表するものである。かくて日本は、重慶政權を打倒せんとしても、軍事的にも外交的にも遂に不可能である。この時に當つて英米佛ソ四國大使が重慶に集合したことは、決して偶然ではない。

とあるが、實は米英佛大使とソ聯大使とは會合してゐないのみならず、對支政策に於て寧ろ對立關係にある。即ち佛大使コスムは滇越鐵道を封鎖することによつて日本軍の雲南進入の口實を解

消し、同時に蔣政権の抗戦力低下を齎らし和平に導く以外に方法はないと主張したのに對し、英大使カーは援蔣ルートの封鎖は結局日本側の勝利を促進するものであり、日本の勝利は極東に於ける英米佛勢力の低下を招來するが故に、先づ對日貿易封鎖を行ふことによつて、日本の對立行動を緩和せしめ、然る後に重慶政府に壓力を加へてこれを和平に導き、以て英米佛三國による和平斡旋の成果を收むべきであると主張し、米大使ジョンソンはカーの對日強硬論に賛意を表したと傳へられてゐる。其後數次の會見によつて三國の意見はカーの主張に一致し、三月十三日夜打揃つて蔣介石と會見して右の意見を述べた所、蔣はたとへ外力の援助なくとも飽くまで抗戦の成功を信する旨を言明し、和平の途は日本が重慶政府の示す條件を全面的に受諾する以外には絶対にあり得ないと附言し、三國大使は再會を約して辭去した由である。これによつて見れば、英米佛は歐洲戦亂に臨み、東亞問題を速かに安定せしめ、出來得べくんば日本を味方に引き入れることによつて東亞の舊秩序を維持し、更に日本とソ聯との對立を通じて日英同盟時代の如き都合よき状態を招來せんことを策してゐる事實を推定し得るのである。加之三國大使の動きを見ると、ジョンソン米大使がイニシアチブを取つてゐる有様をも窺ひ得る。

これに對し、ソ聯は米英佛の如き汪蔣合作を望まず、あくまで國共合作の立場に立ち、支那に

於ける列國の對立激化、國共の内部對立の利用をまつて、漸次中國共產黨の地盤を強化する政策をとつてゐるやうである。三月三日、バナウチキン大使が重慶よりモスクワの外務人民委員宛に發した長文の祕密電報には、左の如く記されてゐる。

「南京に於ける新中央政権も愈々來る十五日を以て成立式を舉行するとの情報が傳はり、重慶官邊の動搖は尠くない。孔祥熙は本三月孫科を余の許に遣はし、日本軍は新政權樹立とともに大規模の軍事行動を起す模様であるが、重慶側はこれに全面的反撃を加ふること困難であるが故に、ソ聯は日本軍の在支勢力を索制し、支那軍民の士氣を鼓舞するために、極東に於て示威的軍事行動をとられたいと申入れて來た。その際孫科は、米國大使館當局はもしソ聯が對日攻勢を鞏化すれば、米國の對ソ援助は必ず増厚さるべきこと、並に米國は南支新政權樹立に際し、抗戦支那軍民鼓舞のために、日本に對して政治的示威を行ふことを言明したと述べた。これに對して余は、ソ聯は武器の供給以外にも廣汎なる援助を支那に對して行つて來たが、支那としては、抗戦力の鞏化を必要とする時であるが故に、努めて兵力の損傷を避けると共に、國共合作の徹底的鞏化に特に意を用ふる必要ありと強調して置いた。」

以上が四國大使の態度の概要であつて、汪政権が今後如何なる方向に進むか、その方向次第では、

日本は全く米英佛の策略に乗ぜられる憂ひなしとしない。

重慶について考察しただけでも東亞の問題が、世界を左右する問題である所以は充分に理解せられるのであるが、この事は又日本の政治が内外一如であり、世界に對して如何なる態度を採るかによつて今後の政局の成敗が決せられることを物語つてゐるのである。わが國民の中には、日本が新しい世界秩序建設に對し非常に重大なる役目をなしつゝある事實を知らず、日本が世界の動向を決する鍵を握つてゐる儼然たる事實に思ひ至らない向もあるやうであるが、刻々の日の態度によつて、世界の動きが決せられつゝあることを明瞭に示してゐる。歐洲情勢によつて日本の今後の方針が定まるのではなく、歐洲情勢がわれらの一舉手一投足の左右する所となつてゐる現状を深く認識することこそ、刻下の必要と云ふべきである。

## 第五章 アメリカの對支政策

### 一 支那讀書人のアメリカ化

本章は Wen Hwan ma 著「アメリカの對支政策」(“American Policy Toward China, as revealed in the Debates of Congress”)を批判しつゝ論を進める。この書の著者は、アメリカ經營の金陵大學(University of Nanking)で政治外交史を講ずる支那人教授である。即ちアメリカの對支政策が生んだ典型的なる學者の一人である。この書の序文にフーヴァーが、著者は「世界の市民」の觀點を有し、新支那を象徴してゐると評してゐる通りである。初期の支米關係、支那移民問題、支那移民排斥、支米間の友情、アメリカの支那貿易、アメリカ議會と極東政策等に關して論じ、アメリカ議會に於ける支那認識を一步前進せしめ、兩國將來の通商貿易關係の發展と、文化社會關係の協力を増大することを念願してゐる。この書の中に於いて最も興味ある部分は、アメリカが如何にして支那に喰ひ入つたかを敘述した第四章で、支那學者の所謂科學的歴史的研究を通して、支米關係を緊密にすべきことが説かれてゐるのである。茲にわれらは、アメリカの對支文

化工作の巧妙さを窺ふことが出来る。

イギリスの排日煽動文獻「日本特務機關」(“Secret Agent of Japan”)「戦争は何を意味するか」(“What War Means”)等に類するアメリカの排日書もなきではないが筆者の見た範圍に於ては、アメリカの排日文獻は旅行記と實態調査報告書及びこゝに紹介する學術書の類が多いやうに思はれる。即ちイギリスが政治經濟的支配に重點を置くのに對して、アメリカは、將來に於ける全面的支配の準備として、特に教育に重點を置いてゐることが注目せられる。換言すれば、イギリスの重點は對支事業投資と借款の擁護とにあり、アメリカは文化事業投資の擴大とこの地盤の上に立つ貿易の發展に重きを置いてゐると判斷してよいと思ふ。リーマーの調査によれば、一九三〇年に於ける英・米・佛の對支文化事業財産は左の如くである。

米國文化事業總財産	四三、〇七一、一八九米弗	五七・八%
英國文化事業總財産	九、七〇〇、〇〇〇米弗	一三・〇%
佛國文化事業總財産	二一、七〇七、二〇〇米弗	二九・二%
英米佛合計	七四、四七八、三八九米弗	一〇〇・〇%

一九一九年頃から、アメリカに於ける東洋學が急激に進歩したと云はれてゐるが、これは、四

匪賠償金返還の結實に他ならず、現在米國文化事業總財産を調査すれば、總額に於いても、英佛との比率においても、一層増加してゐる筈である。

近時に於ける在米支那留學生の狀況は如何であらうか。二五九八年九月十六日の「文滙報」と十月三十一日の「申報」は次の如き統計を載せてゐる。

學科	北米	布哇	加奈陀	計
工 科	四五八	三三	一一	五〇二
文 科	二五一	一四	二三	二八八
醫 科	一九三	三八	一〇	三四一
商 科	一四六	一	四	一五〇
研 究	一〇三	一	八	一一一
教 育	八六	一八	一	一〇四
政 治	七一	二	一	七三

農科	六〇	三五	四	九九	建築美術	五九	六一	六四	六五	經濟	五三	六	一	一五	英文新聞	三三	一	一	三四	神學	三八	一	四	四二	社會科學	三一	三	一	六四	音樂	二四	一	一	二五	家庭經濟	一七	三	一	五四	運輸	二四	一	一	二四	哲學心理	一七	一	一	一八	理學	六七	三五	一	一〇八	數學	一四	一	一	一四	法學	一三	一	一	一三
----	----	----	---	----	------	----	----	----	----	----	----	---	---	----	------	----	---	---	----	----	----	---	---	----	------	----	---	---	----	----	----	---	---	----	------	----	---	---	----	----	----	---	---	----	------	----	---	---	----	----	----	----	---	-----	----	----	---	---	----	----	----	---	---	----

圖書館學	一〇	一	一	一〇	體育	三八	一	九	一〇	森林	三	一	三	九	軍事學	二	一	二	二	其他	六	一	六	六	總計	一、七九〇	四六六	八二	二、三三八
------	----	---	---	----	----	----	---	---	----	----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	----	---	---	---	---	----	-------	-----	----	-------

事變發生後、黨政府教育部の指令によつて、海外留學生の制限が實施せられて以來、次第に其數を減じ、該會が本年夏季に於ける留學生取扱數は全數僅かに三十九名で、其内米國留學生は三十三名に上つてゐる。

(中國文化情報 第十三號、昭和十三年十二月、三九頁)

以上のやうな現状であるから、日本を主體とする東亞新秩序建設の大業を遂行するにあつては、イギリスの在支經濟權の芟除以上にアメリカの勢力を掃蕩することは長期間を要すると云はねばならぬ。前者は日本の強力な反撃によつて、即ち日本の明確な對英態度によつて解決することが出来るが、後者は思想問題が中心であるだけに解決が難かしい。アメリカの支那より得る物質的

利益は龐大なるにも拘らず、支那人はアメリカを友邦と信じてゐるからである。日本軍に捕へられた或る支那將校が、日本の將校の質問に對して、次の様に答へた事實がある。

「アメリカは支那に立派な病院や學校を建て、支那民衆の福利を計り、他の國の様に支那から求める所がない。わが國に對して多くのものを與へ、何等取ることを欲しないアメリカは、世界中で一番よい國だと思ふ。その次は白耳義、ロシアも悪くはない。イギリスは狡いから用心しないとひどいめに會はされる。日本が敵國なりとの意識は、幼少の時から教育の結果、仲々拭ひ去ることは出来な。」

豊かな財力を以つて、かくの如く支那の民心收攬に盡力したアメリカは、東亞新秩序建設を恐れる一方に、多年築いた地盤に對して、充分の自信を抱いてゐる。一昨年十一月四日の野村グルー第一次會談に、グルー大使は「米國は日本政府が在支米國權益尊重の直接の證據を示されんことを切望する。直接の證據といふものは消極的なものと積極的なものとがあるとするれば、消極的なものとしては既に爆撃事件百八十七件、同侮辱事件三百件の多きに上つてゐるから、かゝる行爲を即時抑制された事。又積極的なものとしては、例へば揚子江開放の如きものである」(昭和十四年十一月廿六日東朝)と強硬なる要求をしたと傳へられてゐるが、この言葉の中に、アメリカが支

那に於て存する數多の權益の内容と、東亞新秩序建設に及ぼす作用とが示されてゐると思ふ。

抑、明治時代に於ける支米關係は、アメリカの支那移民排斥を繞るものであり、これに對する支那民衆の憤慨は、排日に對する我等の憤激には及ばないまでも、兩國の友好關係に暗影を投ずるものであつた。然るに、この暗流の半面に、兩國上層官民の親善關係が樹立せられ、上記の如く、アメリカが唯一の友邦と信ぜられるに至つたのは、アメリカの對支文化工作が巧妙に進捗してゐた事實を物語るものと云はなければならない。アロー號事件の捲き添へを喰つてアメリカ人が蒙つた損害に對する賠償金問題、ロック・スプリング事件、阿片問題、義和團事件、飢饉難民救濟、アメリカ陸士への支那學生入學許可等がアメリカの信望を支那人の間に喚起する上に好機を提供したのであつた。

## 二 アロー號事件の賠償金問題

弘化元年(二五〇四年)の望厦條約締結後、アメリカ商人と基督教徒とは、支那に渡つて活躍を始めたが、支那開國を繞つて醸成せられた排外思想は仲々熾烈であり、アメリカ人の生命財産は屢々脅威された。就中嘉永三年(二五一〇年)に惹起された太平天國の亂と、所謂アロー號事件



(二五一六—二五二八年)とが彼等に與へた損失は甚だ大なるものがあつた。それ故に、アロー號事件の處理に當つて締結せられた條約には、アメリカに對して一、五〇〇、〇〇〇弗の償金を支拂ふべきことが定められたのである。勿論この額は精密な調査に基いたものでなく、この問題に關する支米會議(二五一八、一一、八)に於て、アメリカ大使ウイリアム・ビー・リード自身がその多額に過ぎることを認め、會談の決議に署名するに當つては、七三六、二五八・八九七弗(五〇〇、〇〇〇兩)と訂正されてゐる。而もこの訂正の額さへも、實際の損害額よりは遙かに多いことがその後に至つて判明したのである。

右の支米議定書は二五一九年三月議會の協賛を得たが、種々調査をした結果二三九、一六五・七七弗だけ實損額を越えるものであると査定され、二五二七年この總額がアメリカ政府の所管に移された時は、利子を加へて三九〇、二二三・七二弗となつてゐる。

然るにかくの如く不當なる要求をしたことが、却つてアメリカの對支工作の上に好い結果を齎したのである。南北戦争によつて國內統一を完了し、新しい市場の擴大を求め、イギリス、フランスその他の國々に伍して支那大陸に發展せんとしてゐたアメリカにとつて、實損との間に何人にも知られる程大なる開きのある賠償金を要求すると、その差額を支那に返還すると、何れ

が策を得たものであるかは、容易に判断し得る事項であつたからである。

差額が政府に移管せられた後、これを支那に返還すべしといふ運動が現はれ、シカゴ及ニューヨーク兩市の市民の決議として、この金を基金にして北京に大學を設立するのが適當であるとの意見が議會に提出せられたこともあつた。然るに、安政四年(二五一四年)アメリカ船カルデラ號が貨物を満載して香港よりサンフランシスコに向つて航海中、颶風に遭つて、止むなく支那の海岸に避難し、こゝで不法な掠奪を被つた事件が未解決のままになつてゐたので、これの賠償金に前記の差額を充當しようといふ意見が出で、右の提案は容易に議決するに至らず、明治十八年(二五四五年)即ちアロー號事件以後約三十年にして漸く解決されたのである。その間幾多の論議が重ねられ、カルデラ號の損失に對する賠償額は一一三、〇七七・一一弗と査定され、アロー號事件賠償金の餘分五八三、四〇〇弗が支那政府に返還されることとなつた。

以上の如く、返還された金額は極めて些少であり、且つこれによつて支米關係が好轉するに至つたとは到底考へられないけれども、支那移民排斥論が支配的であつた議會に、この提案が兎も角も無視せられずして、かやうな結末に到着したことは、支米關係史上宣傳的價値を有するものと云はねばならぬ。「アメリカの對支政策」の著者は、この事件について次の様に云つてゐる。

「しかし、第一回移民制限法の出た直後に當る一八八二年と一八八四年に、この議案が通過したといふ事實は、議會が支那間の友誼的關係を存續する意志を有することを示すものであつた。この賠償金を——條約の條款のみに従へば、アメリカが所有することが出来たものである——支那に返還することに賛成したこの議案こそ、國際的正義と平等の一先例を樹立したものである。」

### 三 ロック・スプリング事件

賠償金の要求を巧みに支那の親米思想に導いたアメリカ政府は、支那人虐殺事件にも同様の効果と與へることに成功した。ロック・スプリング事件は、先の議案の可決せられた明治十八年三月三日より半年を経過した七月二日、ワイオミング州ロック・スプリングに惹起された洵に不祥な出来事であり、寧ろ支那人の憤激を買ふべきものであつたが、議會の利用宜きを得て、これまたアメリカ人の國際的正義平等を支那讀書人間に宣傳する絶好の機會となつてゐる。

ロック・スプリングの街は鑛業地で、白人街と——ウェールズとスエーデン人を主とする——支那街との地域に分れ、何れも一人三・五弗の賃金をとり、別段民族的な衝突もない平和な部落

であつた。然るに、この町の開けて後八年目に當る明治十八年の夏、白人鑛夫等が罷業を行ふに至つて、俄然計らざる悲劇が惹起せられた。即ち支那人鑛夫達が白人鑛夫の罷業に参加することを拒絶するや、白人鑛夫一五〇名は、無暴にも手に手に銃をとつて、支那人を襲撃し、武備なき支那鑛夫二十八名を慘殺し、十五名を負傷せしめ、その居留地域を焼掠したのであつた。その損失額一四七、七四八・七四弗に及んだのであるが、事件直後に於ては、この暴舉に對して何等の處罰が行はれざるのみか、處罰するために眞面目に努力する者さへもない慘狀であつた。

ニューヨーク州サンフランシスコ駐劄の支那領事が、周到な調査の報告を大統領に提出するに及んで、始めてこれが議會の問題となり、事變後約半年後に當る翌十九年三月二日特別議會の召集が行はれて後、始めて眞面目な討議が續行されたのである。支那に於てアメリカ人の生命財産を脅威された時は直ちに過當の償金を要求したアメリカが、自國に於て多數の支那人が殺傷せられた場合には約半年間これを不問に附して置いたのであるから、流石に議員の中には處置の不當を鳴らし、償金を支拂ふべきことを主張するものがあつた。ニューヨーク州選出下院議員ベリー・ペルモント、イリノイ州選出下院議員ロバート・アールヒットの如きは、幾つかの先例を引照して、償金を出すべきことを述べ、イリノイ州選出下院議員ニコラス・イー・ウォシントンは支那

の復讐を恐れて、マサチューセッツ州のウィリアム・ダブリュー・ライスは國際法の立場から、ケンタッキー州のゼームス・ビー・マックリーアは道徳的・法律的立場から、それ／＼償金を支拂ふべきを主張したのであつた。然るに暴擧に参加したものは、イングランド、ウエルズ、スコットランド及びスカンデナヴィア人が大多数を占めてゐたといふ理由で、これに反對するものもあれば、支那移民を根絶する方が、償金の支拂よりも重要である、との手前勝手を述べる者もあり、「殺されて死んだ支那人は個人的に雇はれてゐた労働者であるから、合衆國國民が責任を負はされる如き法はない。その様な正義、公正道義宗教の原理は存在しない。支那國民はアメリカの如何なる場所に於ても旅行し居住し、且信仰生活を営むことが出来るが、アメリカ市民は支那に於てさうでない。彼等は支那にキリスト教會を建て、自由に神を禮拜することが出来る。又任意に居所を營み、商業契約をすることを許されてゐない」と難する者、「この法律案は只慈善と寛容の法文以外の何物でもない」との不滿を述べるものもあつた。かくの如く、この問題は議會に於て容易に決着を見るに至らなかつたが、比較的反對論の微弱であつた上院で先づ可決され下院の修正を経て事變後一年半後の明治二十年二月廿五日漸く大統領の承認を得たのである。

この問題に對して最も熱心であつた前記ベルモントの意見が、可決案の骨子となつたのである。

が、彼の提案の第一項には、被害支那人に對する償金額一四七、七四八・七四弗を、支那政府に支拂ふことを正當となし、第二項は支那移民の制限は現行條約の修正によつてなすべしとあり、その理由として五つが數へられてゐる。

(一)支那人は條約によつて合衆國に於ける保護を保證されてゐるから、地方政府は彼等を保護する權限を有する。

(二)支那は合衆國が同様の賠償金を要求したのに對し、迅速に且公正に應答した。

(三)償金を支拂ふことは、支那帝國の名譽を重んずる所以であり、且つ犠牲者に對して同情を有する證據でもある。

(四)アメリカは從來他の列強に對して自由と寛大とを示してゐるが、支那に賠償を支拂ふことによつて、この自由と寛大とを簡單に支那にも擴大することが出来る。

(五)暴徒の指圖と暴行とに對して議會が非難譴責した證據となる。

これよりも更に徹底したアメリカの利害打算に立脚した議論——多數の議員はこれに同意したと思はれる——はウォーティントンとフェルプス兩人のもので、前者は

「支那には在留米人一、〇〇〇名、投下資本一〇〇、〇〇〇弗がある。この事件が公正に處理さ

れなかつたならば、支那在留米人が偏頗な扱ひを受ける恐れがある」といひ、後者は更に率直に、

「これはよい政策だ。何となれば、吾々は支那人が合衆國で有するよりも多くの財産を有してゐるからだ。我等の財は百萬を以て數ふべく、彼等の財は千を以てすれば足る。若しアメリカの地方政府が、外國人の政府に對して有する權利を擁護すべき義務を破棄する如き新規定を採用するならば、將來に於て合衆國よりも大なる損失を招くであらう。若しこの様な新規定に擴大されたならば、今日までアメリカに齎された大いなる富——ウォール街第五區に於ける股賑——は今後太平洋を渡らなくなるであらう。」

と斷定してゐる。利害打算に長じたるアメリカが、この償金の支拂を承認したのは、右の意見に窺はれる通りである。而も、前記金陵大學の教授は云ふ。「支那人排斥の法律が制定されつゝあつた只中にあつて、この事件が解決を見たことは、議會が支那國民全體に對して敵意を有してゐたといふ印象を和らげる上に役立つた。この法律案が比較的貧弱なる反對があつたのみで、通例よりも遅延することなく、兩院を通過したといふ事實は、議員の大多數がその事件を排支法案とは獨立のものと思ふし、正義と寛容の精神で解決すべきであるとの意見であつたことの證據であ

る。在支アメリカ人の利益増進に直接に役立つが故に、大多數のものは、支那への友情に重點を置いたのである」と。支那に對する友誼、正義、寛容、勿論この様な感情があつたであらう。併しより根本的には、在支アメリカ人の利益、支那のアメリカ化が、この賠償金事件を動かしてゐることを思はねばならない。

#### 四 阿片問題

改めて論ずる迄もなく、阿片問題を支那に惹起した責任者はイギリスであり、イギリスの在支勢力と角逐する最も大いなる力は、日本皇國とアメリカ合衆國とである。日本はイギリスの近世史の否定者なるが故に、片々たる問題を取り上げて支那に取り入ることを潔とせざるに對し、アメリカは切りと恩を賣る。イギリスの勢力圏に自己の力を擴大し、近世的秩序構成の一部分をなすためには、友情を賣ることも必要である。阿片問題は一面にはイギリスの罪を鳴らすに好都合であり、又一面人道主義の表看板の上塗りにも役立つ譯である。茲に我等は阿片問題がアメリカによつて取上げられた一つの重要な理由を見るのである。望厦條約（二五〇四年）と天津條約（二五一八年）にアメリカが阿片貿易に従事することを禁じ、光緒六年（二五四〇年）十一月十七日

の「通商及訴訟手續ニ關スル合衆國及支那國間の補足條約」には、阿片貿易を嚴禁する明細なる規定が見える。

望厦條約 第三十三條

貿易開港ニ非サル支那國諸港ニ於テ密商ヲ企テ又ハ阿片若ハ其ノ他ノ禁制品ヲ取引スル合衆國民ハ支那國政府ニ於テ處分セラルヘク合衆國政府ノ認許又ハ保護ヲ受クルノ權利ヲ有スルコトナシ合衆國ハ自國國旗カ他國臣民ニ依リ支那國法律ノ違反ノ庇護ノ爲濫用セラルルコトヲ禁遏スル爲措置ヲ執ルヘシ

天津條約 第十四條

合衆國人民ハ廣東省ノ廣州、潮州又ハ仙頭、福建省ノ厦門、福州、臺灣、浙江省ノ寧波、江蘇省ノ上海、及其ノ他今後他國又ハ合衆國トノ條約ニ依リ貿易ノ爲開放セラルヘキ港又ハ場所ニ往來シ竝其ノ家族ト共ニ居住シ及商業ヲ營ミ且任意ニ其ノ船舶及貨物ヲ前記何レカノ港ヨリ他港ニ運輸スルコトヲ許可セラルヘシ但シ右船舶ハ他ノ港又ハ沿岸ニ於テ違法ノ秘密貿易又ハ詐欺貿易ヲ營ムコトヲ得ス本條ニ違反スル亞米利加國旗ノ下ニ在ル船舶ハ其ノ載貨ト共ニ支那國政府ニ沒收セラルヘク又禁制品貿易ニ從事スル合衆國ノ人民ハ合衆國政府ノ援助又ハ保護ヲ求

ムルノ權利ナク支那國政府之ヲ處分スヘシ合衆國ハ其ノ國旗カ他國ノ臣民ニ依リ支那帝國ノ法律違反ニ對スル保護トシテ濫用セラルルヲ豫防スルノ措置ヲ執ルヘシ

通商及訴訟手續ニ關スル合衆國及支那國間の補足條約 第二條 阿片

支那國臣民ノ合衆國港へ又ハ合衆國人民ノ支那國港へノ輸入禁止

支那國合衆國ノ政府ハ支那國臣民カ合衆國ノ何レノ港ニモ阿片ヲ輸入スルコトヲ許可セサルヘク

一 開港場ヨリ更ニ他ノ開港場へノ運送購買及販賣ノ禁止

且合衆國人民カ支那國ノ何レノ開港場へモ阿片ヲ輸入シ一開港場ヨリ他ノ何レノ開港場へモ阿片ヲ運送シ又ハ支那國ノ何レノ開港場ニ於テモ阿片ヲ賣買スルコトハ之ヲ許可セサルコトヲ相互ニ承認ス右ノ絶對的禁止ハ何レカ一方國ノ人民若ハ臣民ノ所有スル船舶ニシテ阿片運送ノ爲ニ右人民若ハ臣民以外ノ人ニ備船セラレタルモノニ其ノ適用ヲ擴張セラルルモノニシテ支那國及合衆國ハ適當ナル立法手段ニ依リ之ヲ強行スヘキモノトス

最惠國民待遇ヲ要求セサルコト

且現存條約中ノ最惠國民條款ノ利益ハ本條ノ規定ニ反スルモノトシテ其何レカ一方ノ人民若ハ

## 臣民ノ要求セサルモノトス

(邦譯ハ外務省條約局編「英米佛露ノ各國及支那國間ノ條約」ニ依ル)

然るにこの條約を實施すべき法令の發布は容易に議會の承認を得るに至らず、明治十七年(一五四四年)上院を通過した阿片貿易抑壓に關する法律案は、下院の賛同を得ざる有様であつた。上院議員ジョージ・エフ・エドモンドや下院議員ウィリアム・アール・ロックス等の努力によつて條約實行の法律案が兩院を通過し、大統領の承認を得るまでには相當の年月を要した。即ち條約締結後七年なる明治二十年(一五四七年)二月二十五日のことであつた。この法律案の大意は

(一)支那國民は合衆國の各港に阿片を輸入することを禁ず。これに違反せる者は五〇〇弗以下五〇弗以上の罰金若しくは六ヶ月以下三十日以上の禁錮に處す。

(二)合衆國人民は支那國諸貿易港に阿片を輸入することを禁ず。又それを一港より他の港に移入することをも禁ず。これに違反する者は、五〇〇弗以下の罰金若しくは三十日以上の禁錮に處す。この條項の法規の下に起る一切の事件に關しては、在支合衆國領事裁判所が法權を執行するものとす。

とあり、アメリカは必ずしも支那の阿片禍の積極的驅除を意圖したとは思はれない。寧ろこの頃

のアメリカは、主力を在支權益獲得に注いで居り、阿片問題は附隨的に取り上げられてゐたと見るが至當である。アメリカが阿片問題をその對支政策の上に積極的に利用したのは、諸權益を一應獲得した後のことに屬し、明治四十三年頃までの二十餘年の間、阿片問題は殆んど問題に上されてゐない。

日清日露の兩役によつて、ヨーロッパに對する日本の反撃が漸く顯著になり、東亞の問題が日本を度外視して考へ得ざるに至つた頃から、アメリカの東亞政策が積極性を帯び、後述の團匪賠償金の返還と相呼應して、阿片問題も亦利用される様になつたのである。

明治四十二年二月上海で行はれた阿片會議は、即ちその現れであつて、翌年上院に「在支那合衆國領事の管轄區域内に於ける調劑劑及毒藥販賣の統制に關する法律案」が提出せられ——これは下院の承認を得るに至らなかつた——明治四十五年のヘーグ會議にも阿片問題が取上げられ、大正三年(一五七四年)には、「アメリカ合衆國人民の對支阿片賣却を更に嚴重に禁止する法律案」が再び上院に提出せられ、翌年三月三日大統領の承諾を得たのである。又大正八年と十一年の兩度更に阿片禁止を嚴重にすべしとの提議があり、ステフェン・デー・ポーターの議會に於ける熱心なる運動と相俟つて、アメリカは支那の阿片禍に對して戦ふ戦友なりとの觀念を、支那讀書人の

頭に植を付ける上に多大の貢献をなした。

ポーターは、「阿片の輸入量を純然たる醫療用と科學用に限定することの必要を、各國政府に向つて大統領は主張すべきであり、アメリカ合衆國は、このことによつて、阿片問題の取扱に關する支那政府の努力に同情的協力をなす政策をとつてゐることを内外に示し得る」と云つてゐるが、その意見を更に強化すべく、在支ヨーロッパ及アメリカのミッション代表シー・ローベンス・タインの聲明を援用した。ローベンス・タインは言ふ。

「自分達はキリスト教宣布の爲めに、キリスト教國の道徳は支那民衆の道徳を向上せしめるに足るものとなしてゐるが、今なほ支那人はさうは思はない。彼等の眼には、支那に於ける阿片吸飲の習慣を誘ひ且つ擴大した道徳的責任は白人にあると映じてゐるからである。従つて、阿片貿易は支那に於けるキリスト教々會の事業にとつても重大なる障礙の一つである」

かくの如くして、ポーターの意見は議會を動かし、遂に彼の議案は兩院及び大統領の承認を得更に大正十二年より十三年に亙るヘーグ會議に於けるアメリカの提案の基礎となり、國際會議に於いてアメリカ代表が決定的なる態度をとり、列國がこれに妥協せざるために却つて支那の親米思想を鼓吹することともなつたのである。馬教授は、

「阿片に就いての立法行爲の發展を回顧するに際して、アメリカ議會が合衆國に於けると同様に支那に於ける阿片貿易をも抑壓せんと切望したのを人々は見逃してはならぬ。列強就中イギリスが阿片貿易に掛り合があつたため、阿片禁制は國際的問題となり、自然阿片禍に悩む支那は、これに同情を寄せたアメリカ合衆國と協力して他の國の同意を求めることとなつた。而して、これは兩國間に友誼的關係が成立する一つの重要な要素となつた」

と述べてゐるが、この判斷は少くとも表面的の説明としては肯定し得ると思ふ。けれども、この様にアメリカの政策を善意に解することは誤りであり、アメリカの支那に對する文化侵略の成功が、かくの如き判斷そのものによつても證明出来る。明治四十一年（二五六年）の團匪賠償の輕減を繞るアメリカ上下の意見は、この間の消息を明かに示すものである。

## 五 團匪賠償金問題

團匪賠償金は明治三十三年に勃發した義和團の騷擾を鎮定するに要した日・英・米・佛・獨・露・伊・澳八ヶ國の遠征費及被害損失に對する賠償であつて、所謂北京會議によつてその額は決せられたのである。團匪の鎮定に當つた兵力は日本八、八〇〇、イギリス二、五〇〇、アメリカ

一、九〇〇、ロシア三、七〇〇、フランス八〇〇、ドイツ二〇〇、埃伊若干で、日本軍の力が最も主要なものであつたが、會議に要求せられた賠償金三三、九〇〇、〇〇〇弗（六三三、九五〇、〇〇〇圓、四五〇、〇〇〇、〇〇〇兩）の分配に當つては必ずしも公正ではなかつた。——日本は四六、〇〇〇、〇〇〇圓、——加之その査定は北京派遣軍の經費に基く粗雑なものであつた。その時のアメリカの分け前は二四、四四〇、七七八弗（四十年拂）となつてゐたが、再評價の結果によれば、陸軍部七、一八六、三一〇・七五弗、海軍部二、四六九、一八一・九四弗、市民共の他の要求二、〇〇〇、〇〇〇弗、計一一、六五五、四九二・六九弗であり、その間一二、〇〇〇、〇〇〇弗の差額があつたのである。アロー號事件の場合とは異り、今回の額は非常に大であつたから、合衆國政府内部に於ても、早くからこれを如何に處分すべきかと論議され、在ワシントン支那大使に宛てたアメリカ國務長官エリフ・ルートの手紙（明治四十年六月十六日）の一節には、

「要求が全部提出せられ、全費用が確定せられた時機に、支那の基準となつた評價と計算とを修正し、支那に對する友情の證據として、合衆國及びその市民に對する必要な賠償額以上のもの支拂をなす法律的责任を免ずると云ふのが、當初より我政府の意向であつた。」と見えてゐるのである。恰も滿洲に於ては、在奉天アメリカ領事ストレートが錦愛鐵道敷設に對

する支那の對米借款を計畫中であり、アメリカの對支政策は急激に積極化し、一面に排日の氣運も醸成せられつゝあつたので、アメリカの上下に賠償金返還に關する論議は眞面目な態度で戦はされたのである。

この問題が議會の討議に附せられたのは明治四十一年一月九日の事であり、その後委員會の審議に附せられ、委員會は二月二十七日修正案を提出し、これを報告したエドヴィン・デンビーは義和團に對する同情的な態度の必要なることを次の如く述べたのである。

「世界の列強を狂氣の如く襲撃した團匪の指導者と、かやうな事態を誘發した——嫉妬深い貪慾と喧嘩好から——歐洲文化と宗教との代表者等と、罪は何れにありやについては、誰も答へ得ないであらう。……近代文明に向つて蹶起しつゝあるこの大國民に對して、合衆國政府は——若し寛容な態度を示し得ないとしても——今一度最大の正義的行爲をなすべきである。」とデンビーは力説し、ヘイの門戸開放主義の誇るべき所以、即ち日露戦争の只中に支那帝國の領土保全を日露兩交戦國に承認せしめた功績の合衆國にあることにも論及する所があつた。この修正案に對しては、——修正は後に示す如く二、〇〇〇、〇〇〇弗を留保することであつたので——支那に同情する者の側からも、アメリカ市民の利益擁護に重きを置くものからも、反對の意見が



あつたが、大勢は修正案支持に傾き、五月二十六日遂に大統領の承認を得、茲に支那は償金免除を受け、この費用を教育目的に使用することとなつたのである。

北清事變賠償金ノ亞米利加合衆國割當額控除ニ關スル交換公文は左の如くである。

千九百八年七月十一日及十四日

北京駐劄亞米利加合衆國公使「ロツクヒル」發慶親王宛公文

以書翰致啓上候。陳者、本公使ハ、千九百一年九月七日ノ最終議定書第六條ノ規定ニ從ヒ、支那國カ合衆國ニ與ヘタル賠償公債額ヲ、合衆國金貨拂二千四百四十四萬弗ヨリ、年四分ノ利息ニ於テ、千三百六十五萬五千四百九十二弗二十九仙ニ修正スルノ權能ヲ、大統領ニ許與スルノ法案カ、合衆國議會ヲ通過シタル旨ヲ、合衆國國務卿ノ訓令ニ基キ、閣下ニ報告スルノ光榮ヲ有スルハ、幸甚ノ儀ニ有之候。右修正金額ノ内、二百萬弗ハ、一年內ニ合衆國ノ Court of Claims ニ提起セラレタル私人ノ賠償請求ニ關スル裁判ノ結果ニ係屬スルモノニ候。右判決確定後ノ差引殘高モ亦、國務卿ノ決定スヘキ方法ニ依リ、支那國政府ニ之ヲ還付可致候。該法案ニ依リ、大統領ハ賠償金殘額ノ支拂ヲ友誼的行爲トシテ支那國ニ免除スルノ權能ヲ與ヘラレ、右免除ハ大統領ノ適當ト認ムル時期及方法ニ依リ、之ヲ爲スモノニ候。

本公使モ亦、免除ノ時期及方法ニ關シ、貴帝國政府ノ意見ヲ仰キテ、國務卿ニ傳達スヘキ旨國務卿ヨリ被訓令候。茲ニ、本公使ハ、本公使ノ政府ニ傳達スヘキ御速答ヲ、閣下ヨリ得度、此段照會得貴意候。敬具。

千九百八年七月十一日

在北京 亞米利加公使館

ダブリュート、ダブルユート、ロツクヒル

慶親王發北京駐劄亞米利加合衆國公使「ロツクヒル」宛ノ公文

以書翰致啓上候。陳者、本官ハ千九百一年九月七日ノ最終議定書第六條ノ規定ニ依リ、支那國カ合衆國ニ與ヘタル賠償公債額ヲ、合衆國金貨拂二千四百四十四萬弗ヨリ、年四分ノ利息ニ於テ、千三百六十五萬五千四百九十二弗二十九仙ニ修正セル權能ヲ、大統領ニ許與スルノ法案カ合衆國議會ヲ通過シタル旨、合衆國國務卿ノ訓令ニ基キ、閣下カ本官ニ通告セラレタル七月十一日附貴翰ヲ了承スルノ光榮ヲ有シ候。右修正金額ノ内二百萬弗ハ、一年內ニ合衆國ノ Court of Claims ニ提起セラレタル私人ノ賠償請求ニ關スル裁判ノ結果ニ係屬スルモノニ候。右判決確定後ノ差引殘高モ亦、國務卿ノ決定スヘキ方法ニ依リ、支那國政府ニ之ヲ還付スヘキモノニ

有之候。該法案ニ依リ、大統領ハ賠償金殘額ノ支拂ヲ、友誼的行爲トシテ支那國ニ免除スルノ權能ヲ與ヘラレ、右免除ハ、大統領ノ適當ト認ムル時期及方法ニ依リ、之ヲ爲スモノニ候。閣下モ亦、國務卿ノ訓令ニ從ヒ、免除ノ時期及方法ニ關シ、國務卿ニ傳達スヘキ我國政府ノ意見ヲ求メ、以テ我國政府カ貴國政府ニ對シ、右速答ヲ可爲様被冀望候。

右貴翰拜讀致候處、本官ハ、合衆國政府ノ正義及友好ノ精神ヲ深ク肝銘シ、我國政府ノ感謝ノ意ヲ表明セント欲スルモノニ有之候。

免除金額ヲ支那國ニ還付スル時期及方法ニ關シ、帝國政府ハ、該事項ニ付、何等表明スヘキ希望ヲ有セス、暗黙ニ合衆國政府ノ友好的意圖ニ依頼シテ、合衆國カ其ノ抱懷スル目的ヲ最克ク貫徹スヘキ方法ヲ採用スルモノト確信スルモノニ有之候。

帝國政府ハ、合衆國政府ノ友好的精神ニ對スル高キ評價ヲ表明センコトヲ欲シ、本交渉ヲ以テ、右表明ヲ爲スヘキ好機會ナリト認メ候。合衆國大統領カ支那國學生ヲ懲瀆シテ合衆國ニ渡來セシメ、該國ノ學校及高等教育機關ニ於テ修業セシムトスル要望ヲ念ヒ、且合衆國ノ學校教育カ支那國ニ對シ與ヘタル甚大ナル價值ニ關シ、過去ニ於テ經驗シタル良好ナル結果ニ依リテ得タル確信ニ基キ、帝國政府ハ、今後毎年合衆國ニ向テ、該國ニ於テ教育ヲ受クル爲、莫大ナル

數ノ學生ヲ送致セムトスルノ意圖ヲ有スル旨ヲ開陳スルノ光榮ヲ有シ候。外交部ハ、帝國政府ノ意圖ヲ遂行スルノ計劃ノ編成ニ付、北京駐劄亞米利加合衆國公使ト協議可致候。

此段御回答得貴意候。敬具。

千九百八年七月十四日 北京ニ於テ

外 交 部 印

外交部發亞米利加合衆國公使「ロックヒル」宛ノ公文

以書翰致啓上候。陳者、合衆國ニ學生ヲ送致スル件ニ付閣下ニ宛致送付候公文ニ關シ、賠償金還付ノ開始スル年ヨリ、百名ノ學生ヲ、四年間ニ互リ、毎年合衆國ニ送致シ、第四年目ニ四百名ノ學生カ合衆國ニ滞在スルコトニ相成様正ニ決定セラレ候。第五年目ヨリ及賠償金支拂期間中ハ、最小限五十名ヲ毎年送致可致候。

派遣學生ノ數ハ甚大ナルカ故ニ、此等學生ノ爲ニ、適當ナル施設ヲ爲スニ付、困難ナルトコロ可有之、從テ右學生ノ選出ニ關シ、竝合衆國內ノ學生ニ對スル適當ナル宿所ノ供給及其ノ入學スヘキ學校ノ選定ニ關シ、外交部ハ閣下ノ助言及援助ヲ期待スルモノニ有之候。外交部ハ、他日其ノ計劃ノ詳細事項ヲ確定スヘキモ、此ノ機會ニ於テ、右計劃ノ概觀ヲ開陳シ、閣下カ之ヲ

合衆國政府ニ御傳達相成様、致冀望候。外交部ハ、本件ニ付、合衆國政府ノ援助有之様、衷心ヨリ致期待候。此段照會得貴意候。敬具。

千九百八年七月十四日北京ニ於テ

慶	親	王
那		桐
袁	世	凱
聯		芳
梁	敦	彥

(原文ハ英語、邦譯ハ外務省條約局編「英米佛露ノ各國及支那國間ノ條約」ニ依ル)

かくて翌明治四十二年一月四日、大統領ルーズヴェルトは、議會に於て右の經過を説明し、アメリカに於て教育を受ける支那學生の養成を目的として、北京に清華大學が設立せられるに至つたのである。

明治四十一年の議會の共同決議に従つて、團匪賠償金の一部免除が實施せられ、大正十三年六月一日の財務卿の報告によれば、大正四年十月一日までの所定賠償額一二、四一三、四九九・七七

弗をアメリカ政府に完納したことが知られる。——支那の歐洲大戰参加によつて、聯合國は大正四年より五ヶ年間の賠償金支拂の延期を認めてゐた。——然るに、大正十三年(二五八四年)には、二六〇五年迄の分を一時にアメリカ合衆國に支拂ふべき義務を負ひ、免除額を差引き、その額は六、一三七、五五二・〇九弗と計上されたので、この年、差額免除の可否が再びアメリカ議會で問題となり、種々論議の末、再度の免除をなすべき権限が大統領に與へられ、茲に殘額全部が、新に成立した「中華教育文化基金董事會」に交附せられ、支那讀書人のアメリカ化工作は更に拍車を加へることとなつた。この時の議會に於ける論議は、この賠償金免除が十五年間に與へた影響を知る上に好き資料であるから、茲にその中の二三を紹介しよう。メーリーランド議員が引用したエドワード・エッチ・ヒュームの聲明、エドワード・イー・ブラウン議員の論述は代表的のものと云ふことが出来る。ヒュームは、

「湖南地方に於ける教育の進歩は、一九〇八年(明治四十一年)の決議に負ふ所頗る大なるものがある。人々は引續き商業上及び教育上の忠言を求めに來る。各學校の中に發展しつつある教育の指導を見よ。この指導はアメリカの留學より歸つた人々の影響によつて成長したものである事實を考慮せよ。西南及南開兩大學の學長は共にアメリカ仕込である。國立北京大學の教授

陣の大部分も矢張りアメリカ仕込だ。

かくの如き状態のよつて来る所は一九〇八年の賠償金免除に俟つ所些くない。今日の支那國民教育の組織は、アメリカのそれを範と仰いでゐるが、これは支那學生がアメリカ教育を受けて得た確信によるものである。コロンビア大學のポール・モンロー教授は、支那の教育組織を形造る上に大いなる影響を與へてゐる。支那は吾々の教育組織を學んだのである。そしてこれを採用した因由は、一九〇八年に於ける我が政府の友誼的決意に歸すべきである。」

當時の西南南開兩大學の學長は清華大學の卒業生でもなく、中華教育文化基金董事會の基金の世話になつたわけでもないが、アメリカ仕込であることは間違ひなく、賠償金免除の間接の恩恵に浴してゐることも事實である。又ブラウンは、

「賠償金免除の結果はどうであつたか。支那に數ヶ所の大學を設立する助けとなつたのみならず、現にアメリカの大學に留學中の支那留學生は二、二〇〇に達し、その中七〇〇名は賠償金免除による給費生であり、支那に於ける教育運動に影響する所蓋し大なるものがある。現今支那に於て學校に通ひ、所謂西洋流の教育を受けてゐる學生は、その數七、〇〇〇、〇〇〇、その中五、〇〇〇、〇〇〇は公立學校生である。かゝる大いなる教育運動のきつかけは、實に團匪賠

償金の一部が免除され、それが教育に使用された所に存したのである。我等委員に齎された確報によれば、支那に於ては教育を受けようと思ふ者を收容するには未だ教育の便宜が不充分である。即ち支那の青年は學問に渴え、我が西洋文化並に西洋教育に飢えてゐるのである。」

とて、賠償金の再免除の必要を説き、更にその影響は教育のみならず新聞や圖書の發達にも及び、惹いては親米感情を生み、貿易は數百萬弗に擴張され得るとも言つてゐる。最後に「合衆國は大學を數多の明朗なる支那青年を以て充滿し、彼等自身が利益を得たばかりでなく、彼等と接觸したアメリカ學生にも益する所があつた」とさへも云ふ。歐洲大戰に支那が參加したのは、一つにアメリカの恩義に酬いんがためであつたといふコンナリの陳述が拍手を於て迎へられたことも、この頃既に賠償金免除問題が支米兩國間に不動の友誼關係を結んでゐた一面を現はしてゐるといへよう。殊に民國革命後、支那が政體をアメリカと等しく共和制にとつたことは、アメリカ人に好感を以て迎へられ、中華民國となつて以後のアメリカの對支關係は更に緊密となつた。ウイリアム・デイ・アプショーの如きは、中華民國の政治理想は全くアメリカの共和政治にあるものと信じ、「アメリカの學生と宣教師とは、アメリカの理想を支那に持ち歸る數多の支那學生と共に、老大國の中にアメリカ政府の精神を明かにしつゝある」と述べてゐる。

團匪賠償金免除による清華大學の創建、中華教育文化基金董事會の設立、この趨勢を更に促進せしめたロックフェラー財團の活躍によつて、支那人の眼にアメリカこそ支那の最もよき友邦であると映じ、新時代の支那指導者のあるものが、アメリカとの協力を念願しつつあるのは、寧ろ自然の成行であるとされるであらう。この友好關係を通して、アメリカの支那に於ける市場が擴大し、莫大なる利益をアメリカに齎し、賠償金免除による損失の如きは償つて餘りある状態にあることは、改めて云ふを要しないであらう。

在支アメリカミッションはその數五十餘、大學、研究所、圖書館の主なるものは次の如くである。

齊魯大學(Cheeloo University)——英米加教會共同 在濟南、福建協和大學(Fukien Christian University) 在福州、金陵女子文理學院(Ginling College) 在南京、之江文理學院(Hangchow Christian College) 在杭州、華中大學(Hua Chung College) 英米教會共同 在武昌、華南女子文理學院(Hua Nan College) 在福州、嶺南大學(Lingnan University) 在廣東、金陵大學(University of Nanking) 在南京、聖約翰大學(St. John's University) 在上海、滬江大學(University of Shanghai) 在上海、東吳大學(Soochow University) 在蘇州、燕京大學(Yenching University) 在

北京、華西協和大學(West China Union University) 英米加教會共同、在成都、上海女子醫學院(Women's Christian Medical College) 在上海、輔仁大學(Catholic University)、米獨共同、在北京、北京協和醫學校(Peipin Union Medical College) 在北京。

國立北京圖書館(The National Library of Peiping) 在北京、張家口米國美普會圖書館 在張家口、聖約翰大學羅氏圖書館(Low Library) 在上海、文華公書林(Boone Library) 在武昌、靜生生物調查所(Fan Memorial Institute of Biology) 在北京、哈佛燕京學社(Harvard-Yenching Institute) 在北京。

支那のアメリカ化は、かくの如くして漸次遂行せられ、これはやがて支那の排日思想の温床ともなるのであるが、就中ウェスト・ポイントにあるアメリカ陸軍士官學校に支那學生の留學を許したことは、支那の親米思想の助長に貢獻する所顯著なるものがあつた。士官學校に支那學生の入學を許可したことは前後數度に及び、第一次歐洲大戰終了の翌年(大正八年)ウイリス・チェ・ハツリングスがこれについて語つた事は、われらの看過し難いものである。

「世界平和の段階未だかくの如き時にあたつて、外人に合衆國の軍事教育を施すことは、その國籍の如何を問はず原則的に不賛成である。併しウェスト・ポイントに留學せんとするこの支

那人士官學校生が、將來のある時期に於て、日本を山東より驅逐する場合役立つであらうとの希望を有するが故に、余は敢てこの決議案に反対しないのである」

と彼は放言したのである。端なくもアメリカの支那人教育——支那アメリカ化——の本質がこゝに語られた。今次の事變に支米友好關係史上第一期を劃した清華大學が皇軍に占據せられ、昔の繁榮を燕京大學に奪はれたのも、洵に意義深いといはねばならない。支那事變が世界維新戰なりとすれば、清華大學の占據は寧ろ當然のことであるといはねばならない。

我等は清華大學の今日の運命を單にこの大學に限つてはならない。眞に新しい東亞の秩序を建設する途上に於て、以上述べた如き政略的動機によつて生れたアメリカの文化施設は消滅すべき運命を擔うてゐると思ふ。武力によつて壊滅せしめなくとも、日本の文化建設の進捗するにつれて、これ等は消滅に歸するであらう。このことを怖れるものは誰よりもアメリカであり、先に掲げたグルー大使の言葉にもその一端が窺はれる。清華大學程でなくとも、殆んど全部のアメリカ系學校は支那事變の戰禍を被つてゐることは明かであり、事變前と同様の經營狀況にあるものは一つとして存在しないと云つても差支ないであらう。而してこの現狀に於て非常なる活動をなし支那人間に愈々親米熱を煽つてゐるものは、アメリカを中心とする國際救濟委員會(International

Relief Committee)である。

アメリカに於て支那の飢饉救濟が叫ばれたのは明治十一年が最初で、この時、アロー號事件の賠償金返還の適當な機會が來たと提唱するものがあつた。然るに、その後久しく支那難民を救濟すべしとの聲は絶え、明治四十四年、即ちアメリカの對支工作が積極化し始めた頃、この問題も亦再燃し、アメリカ赤十字社と陸軍とが救恤品の輸送に参加することが議會で認められ、ついで洪水の根本原因を除去するために淮河を改修すべしとの議が起り、その調査のため技師が派遣せられることとなつた。次いで大正十年の飢饉には、天津北京濟南のアメリカ諸機關は一〇、〇〇〇、〇〇〇弗の救恤金を調達し、合衆國政府は救恤品の輸送に免税その他特別の便宜を計り、大に支那の民心を把えた。この經驗と組織とが活用されたのが今次事變であつて、赤十字社、學校、病院、教會が協力一致し、前記委員會の指導の下に蔣介石の軍を援助し、彼等將兵は勿論、戰禍を被つた難民に衣食住の救恤、施療をなしつつあるのである。

彼等の活動狀況は、南京上海の國際救濟委員會報告書、その他事變後の各種出版物に記されてゐる。

Annual Report of International Relief Committee. (1937-1938)

Report of the Nanking International Relief Committee. (November, 1937 to April 30, 1939)  
War Damage in the Nanking Area. (December, 1937 to March, 1938)  
Crop Investigation in the Nanking Area and Sundry Economic Data (Completed October, 1938.)

The Nanking Population, Employment, Earnings and Expenditures (Winter-Spring, 1939.)  
Christians in Action, A Record of Work in War-time China, by Seven Missionaries.  
The China Year Book 1939.

以上の中、初めの五者は基金應募者に対する報告書であるが、同時にこれは基金募集の爲の資料にも用ひられてゐるものである。統計的研究を主體として、戦禍が如何に甚大であつたかを宣傳し、科學的研究の態を以て、今次の戦時行動が英支の權益を侵害すること、支那青年支那民衆の抗日親英米の風潮が却つて昂まりつゝあることを實證し、支那事變が日本に不利に傾きつゝあるかの如き印象を讀者に與へてゐる。後の二者は戦禍の巷に活動せる宣教師達の報告を材料とせるもので、これも亦同様の効果がねらはれてゐる。殊に“Christians in Action”は、支那の抗日國民運動、學生運動を激勵する援蔣的立場に立つものとして注目に價する。宋美齡が昭和十三年夏

武漢で行つた演説と、筆者ロナルド・リースのこれに應ずる放送を以て、總論が結ばれてゐるところは、右の事情を示すものと云つてよからう。引用された宋美齡の言葉は、

「爆撃や砲火ををかして宣教師達が負傷者を治療し、難民を援けるために如何に努力してゐるか、あなた方は知つてゐるであらう。絶望せる者を助け、數多の難民のよき友となつてゐる全支の基督教團體に對しては、如何なる感謝の言葉を以てしても不充分である。蔣將軍も私もこの様に思つてゐるのである」と見えてゐる。

事變後に於けるアメリカの活動状態に關しては、稿を改めて論ずる用意があるので、こゝには戦禍の巷に於て彼等の活動の効果が却つて顯著であり、救濟基金、放送、出版、醫療等永年の間に築いた諸施設が、舊秩序恢復のために總動員體制を整へてゐることを指摘するに止める。英支合作の東亞舊秩序維持工作に如何に對處すべきか、我等はこれに對して慎重なる、併し斷乎たる用意をなすべきである。

## 第六章 アメリカの對日政策

## 一 日本の開國とアメリカの態度

日本とアメリカとは、その國體、歴史、歴史的使命等全く異なるにも拘はらず、近代に於ける兩國の發展には相似たるものがある。加之、甚だ緊密なる因縁をも有した。アメリカの近代國家的發展が、かの南北戦争の後であり、日本のそれが明治維新後であると云ふ時期の上に於ける共通性はかりではなく、イギリスの秩序の未だ全たからざる東亞の天地に、新秩序を構成せんとする點に於いても、相通するところがあつたからである。近代史に於けるドイツ、イタリアの發展が西歐の舊秩序打破を目標とせるのと相呼應するかの如き觀を呈し、新興勢力と稱せられる所以である。併し私がこゝに論ずるところは、アメリカと日本との共通性ではない。表面的に共通性と觀ぜられるものゝ本質的相違、或る時機に於いてアメリカが日本に對して友好的態度に出でた眞意等の究明が主題をなすことは云ふまでもない。前節に述べたアメリカの對支文化工作と對日友好策とが本質的には何等異らない事實を闡明せんと欲するのである。

イギリスの植民地アメリカが、本國イギリスの不當なる抑壓に抗して獨立を全うしたのは、今から百六十餘年前、悲惨にして慘虐を極めたる植民地戦争の舞臺は一轉して、有色人種虐使の奴隸農業は愈々發展の一路を辿る。ペルリが日本に渡來したのは建國後數十年、モンロー主義を唱へて、歐洲諸國と相互に干渉を避けつゝ、一面に於いては、未だ勢力關係確定せず、従つてアメリカの將來に於ける發展を約束する太平洋圏に特殊の優越權を確保せんとする意欲は漸く昂揚せんとしつゝあつたのである。當時北太平洋にはアメリカの捕鯨船が盛んに活躍し、彼等にとつての新市場支那との間の交易は漸く頻繁に赴き、加之、カリフォルニア植民はその發展期を迎へてゐたのであつた。

茲に、捕鯨船の難破、彼我漂流民との交渉等によつて、既にアメリカは對支貿易中繼地、石炭補給地として日本に對する關心を深めてゐたことは云ふまでもない。

(註) H・B・モーリス、H・F・マクネーア著「極東國際關係史」には「日本の鎖國中、アメリカ合衆國が建てられ、そして國運隆盛に向つてゐたことは、日本の政府に事實上知られてもゐなかつたし、大した關心を惹く事柄でもなかつた。カリフォルニアの合衆國加盟の結果として、大陸横斷鐵道の建設が焦眉の急となつた。そして東洋の諸國民は、アメリカの製品、殊に綿製品の將來に於ける上顧客と看做されるに至つた。時はま



さに大洋通ひの蒸氣船が生れてその發展成長期にあり、太平洋横斷航路に薪水補給所を求める必要を生じ、その結果、石炭に富むと信ぜられ、且つ支那への途中に横はる日本へと注意が向けられた。で、結局、アメリカの捕鯨船が日本に漂着したことから、かうした不幸な漂流民を危険から保護する協定を結びたいといふことになつた」と記されてゐる。

かくてアメリカには、日本に對して交渉をもたんとする氣運が醸成せられ、文化十二年(二四七五)アメリカ水師提督ボルターはモンローに意見書を提出して日本開國の必要を論じ、ジョン・クインシー・アダムスも亦「日本を開くは基督教國民の義務なり、且つ如何なる國民と雖も、全人類の事件に對し、その私的貢獻を絶つ權利を有せざるが故に、日本も亦其責に任ぜざるべからず」との意見を開陳してゐる。エドモンド・ロバーツの日本派遣計畫(二四九六年)、アメリカ東印度艦隊司令長官ビッドルの來朝(二五〇六年)、グリーン少佐の來朝(二五〇九年)等は何れもアメリカ政界に擡頭せる日本開港論に促されたるものに他ならない。グリーン少佐の復命書には日本開港の時機到來を告げ、その手段として兵威を示すことの得策なることが述べられてゐる。

(註) アメリカ船の日本に渡航したもの、若しくは、計畫はしたが途中にて失敗したものは、以上の他に數件數へることが出来る。寛政三年(二四五一年)レディ・ワシントン號とグレース號とは毛皮を積んで廣東に行

く途中日本と通商交易を試みて失敗し、天保八年(二四九七年)オリファント商會のキングが、モリソン號に乗つて渡日を企て、浦賀と鹿兒島で砲撃を被つたことがある。高野長英や渡邊華山等の遭難はこの時のことである。又、カレブ・カッシングなるものは日本との交渉權賦與を提議し、弘化元年(二五〇四年)その權限を與へられてゐる。

かくの如くして、アメリカ政府は國書を日本に呈し、修好通商を求めるに至つた。大統領フィッシャーの命をうけ、熱心なる日本の開國論者アウリックの後を繼いで、支那艦隊司令官として日本遠征の任を帯びたコモドル・ペルリは、嘉永五年(二五二年)十一月二十四日ノルフォークを抜錨、喜望峰を迂回し、香港、上海、琉球、小笠原を経て、嘉永六年六月浦賀附近に投錨した。ペルリは本國政府への報告書に「初め予は謂へらく、日本人に畏敬の心を生ぜしめむには、先ず自ら威儀を嚴にし毎事果斷を以てするに若くはなしと、實際に當りて果して我先見に違はざりき。……今回の奉使には總て同等の應對を用ひ、贈品の授與に於ても、かの東洋諸國に行はるる他國の贈品を、歸服しての貢獻となす舊思想を絶たしめたり」と述べてゐる通り、武力の威嚇を以つて開國を強要したのである。日本側の要求を容れて、一旦日本を去り、媽港にあつて翌年を待つてゐたペルリは、露佛が先鞭をつけるやも計り難きを憂ひ、嘉永七年一月十四日再び浦賀に入港

し、重ねて開國を要求した。ペルリの乗るアメリカ軍艦に派遣せられた黒川嘉兵衛に對し、ペルリは強硬なる態度を示し「もし日本が要求を拒絶する場合は、戦争の用意がある。現に近海に軍艦五十艘あり、開戦となれば、カリフォルニアに待期せる五十艘も亦廿日の間に参加するであらう」と脅喝したのであつた。茲に徳川幕府は所謂神奈川條約を締結し、アメリカとの親交を約し下田と箱館との開港を承認し、アメリカ漂流民撫恤取扱、必要物資供給の方法を定め、無條件にて最惠國條款を許容するに至つた。條約締結の責任者は林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、鶴殿民部少輔であるが、全十二條の中、第二、第九、第十一の三條は、日本の將來に重大なる禍根を残すものであつた。

### 第二箇條

一、伊豆下田松前箱館の兩港は、日本政府に於て亞墨利加船薪水食料石炭缺乏の品を日本人にて調候丈けは給候ため渡來之儀免し候、尤下田港は約條書面調印之上即時相開き、箱館は來年三月より相始候事

一、給すべき品物値段段書之儀は、日本役人より相渡可申、右代金は金銀錢を以て可相辨候事  
とあるは、不平等通商條約締結の準備工作を承認せるもの、

### 第九箇條

一、日本政府外國人に當節亞墨利加人に不差免候廉相免し候節は、亞墨利加人にも

同様差免可申、右に付談判猶豫不致候事

とあるは、明瞭に不平等なる最惠國條款であり、

### 第十一箇條

一、兩國政府に於て無據儀有之候模様により、合衆國官吏のもの下田に差置候儀も可有之、尤約定調印より十八箇月後に無之候ては、不及其儀候事

とあるは、使臣駐日を認めたるものであるからである。

かくして、アメリカは、條約に基いて、安政三年タウンゼント・ハリスを公使として派遣し、彼の努力の結果、列國に先立つて、對日不平等通商條約(所謂安政の假條約)が締結せられ、イギリス、フランス、オランダ等相次いでアメリカと同様なる關係を日本との間に獲得したのである。領事裁判權、關稅權、片務的最惠國條款、これによつてわが國が歐米の植地的なる待遇を被つたことは既に前章に明かにした通りである。

## 二 南北戦争後に於けるアメリカの發展

かくの如くして、日本開國の魁の榮譽は、アメリカ合衆國の擔ふところとなつたが、間もなく南北戦争が勃發し、對日交渉による實質的な利益はイギリスの獨占に歸した。駐日アメリカ使臣

が、イギリス・フランス・オランダ等の使臣の間に伍して、僅かに足並を整へたといふにとどまり、イギリスの貿易獨占、フランスの幕府援助のための策動には、到底比すべくもない。アメリカの通譯官ヒュースケンの遭難、下關砲撃事件等に於けるアメリカの態度は、洵に消極的なるものであり、當時國內問題に追はれて東亞に勢力を割き得なかつた事情を茲に見ることが出来る。然るに南北戦争が北軍の勝利に歸し、アメリカの國內統一が、近代化の形勢と共に進展するに及び、さらでだに國初以來異數の發展を遂げてゐるこの國の躍進は、その進歩の速度をより大なるものとしたのであつた。政治的にも經濟的にも文化的にも、南北戦争後のアメリカの發展に比肩し得るものは、恐らく、わが皇國を措いて他に類を求め得ないであらう。

先づ領土についてこれを見るに、五九〇、八〇〇平方哩に及ぶ廣大なるアラスカが慶應三年（二五二七年）ハワイが明治三十一年（二五五八年）グアム、ボルト・リコ、フィリッピンが翌三十二年（二五五九年）チュチュイラ群島が同三十三年（二五六〇年）パナマ運河地帯が同三十七年（二五六四年）デンマーク領西印度が大正六年（二五七七年）何れも新たにアメリカ合衆國の領土に加へられた。これ等新領土の獲得が、經濟的に非常な躍進を約束するものであることは改めて云ふ迄もないがその一例としてアラスカについて述べて見よう。買収された當時には、アラスカの産業的價値は

さして大なるものとは考へられず、買収のために支拂つた七、二〇〇、〇〇〇弗は寧ろ多額に過ぎたと考へる人も決して少くなかつた。然るに、漸次この地方の經濟的價値の大なることが判明した。明治十二年の非公式報告によれば、アメリカよりアラスカ向の輸出は三一二、〇〇〇弗であつたのが、同二十年には百萬弗を超過し、第一次歐洲大戰の始まつた大正三年には、アラスカの輸入總額二三、〇二九、〇〇〇弗に達し、うち五六七、〇〇〇弗はアメリカに預けられてゐる。同年の輸出總額も輸入額と殆んど同額なる二二、九四一、〇〇〇弗であつた。更に大正七年に於いては、アメリカとアラスカとの貿易總額のみにも、一三一、七六七、〇〇〇弗の巨額に達したのである。

明治三十一年以後ハワイ島その他の併合によつて、土地は僅か一二五、〇〇〇方哩、即ちアラスカの約五分の一餘を増加したに止まるが、これらの諸島は、アラスカとは又別の意味で産業の發達に寄與してゐる。港灣、貯炭所、海底電線、無線電信の據點等をアメリカ合衆國の支配下に置き、新たなる投資の領域を擴大したるのみならず、軍事上の根據地をも獲得し、外國貿易の發展にとつて、戰略的重要性を附加することが出来たのである。以上の如き新領土による國力の發展と共に、國內諸般の文化の進歩も亦著しく、南北戦争以前に個人的にして小規模なりしものは、

戦後次第に社会的にして大規模なる形態に移り、今日見る如きアメリカ文化が生まれたのである。以上略述した如く、アメリカ合衆國の國內の整備は明治維新前後に一應整備し、明治三十年頃に至つて、漸く餘力を太平洋圏に進出したのであるが、その間アメリカに取つて不動の方針は、支那のアメリカ化、支那のアメリカ市場化であつたことに注意しなければならない。日本に對するアメリカの政策も、この觀點に立つとき、極めて容易に了解せられるであらう。アメリカのこの根本方針が、アメリカ國勢の伸長と、日本と滿洲及支那との關係の變化に相應じて、時に和親策となり、時には又強硬策となつてゐる。概括的に云へば、日露戦争の頃までは、日米は衝突すべき關係に這入らず、寧ろイギリス、フランス、ロシア等が東亞に於いて作つてゐた繩張りの變更のために、共同的行動さへも取り得たのである。併し乍ら、アメリカは自ら東亞に特殊的地位を占めることをこそ考へてゐたが、日本が無條件に優勢を確保するに至ることは、もとより欲するところではない。屢次の好意は、日本の力を利用せんがために他ならなかつた。

アメリカの國力が次第に盛大となり、西海岸に進出し、更にハワイ、グアム、フィリッピンを獲得して太平洋の據點を確保するに及んでは、日本は必ずしも往時に於ける程の利用價値を有たない。加之、日本皇國は日清戦争、北清事變、日露戦争等に於いて輝く武勳を列強に示し、且又

西歐のアジア侵略に對する反撃の氣勢さへも見せ始めた。明治初年以來、條約改正に、又グラント將軍の日支調停に、日露戦争の媾和に、少くとも好意的なるものを示して來たアメリカが、皇國を邪魔物扱ひするに至るは蓋し必然的なる推移と云はねばならない。條約改正及び日露戦争當時に於けるアメリカの對日政策と、西部アメリカに於ける排日運動及びアメリカの滿支政策との對照は右の經緯を明瞭ならしめるであらう。

### 三 條約改正とアメリカ

明治四年岩倉公一行が世界巡遊の途次、アメリカに於いて條約の改正を企てた時、わが方の改正要求に對して、アメリカ側が正式の談判を開くことを快諾したことは、「特命全權大使米歐回覽實記」の中に見えてゐる。改正の全權を得るがために、大久保・伊藤兩副使は急ぎ歸朝してこれを廟議に問うたが、名案の出よう筈はない。と云ふのは、最惠國條款あるがために、アメリカ一國と個別的に條約改正を議することは無意味であり、さればとて締盟各國一所に會合して議するとすれば、アメリカが抜けがけの功名を得るを得ないからである。日本が後者の意見を有したゝめに、遂に大久保・伊藤の努力も無しく、アメリカ側も亦日本に恩を賣る機會を失した。

その後我が特命全權大使吉田清成が、外務卿寺島宗則の意を受けて渡米し、明治十一年税權回復のために奔走した時にも、アメリカ政府は、我が要求をいれ、十一年七月二十五日、ワシントンに於いて日米新條約を調印するに至つたのである。この條約は十條よりなり、

第一條(前略)此約書實施の日より、日本海關稅并に其他の諸稅を自由に賦課し、及び日本開港場、外國貿易に關する諸規則制定の權利は、獨り日本政府に屬することを合衆國は承認すべしと規定されてゐるが、第十條に「此約書は日本と他の締盟各國と現實此約書と均しき所の約書或は現存條約の重修を取結び、右現行の時に至りて實施すべし」とあり、英佛その他締盟各國が條約改正に賛同せざれば實效を生ぜざることとなつてゐる。わが國は對米稅權回復を第一段階として歐洲各國にも交渉し、條約の全面的改正をなさんとしたのであるが、アメリカ側は抜けがけの功名を期待してゐた。岩倉大使の訪米の時と同様に、アメリカのみが日本に對して特殊なる關係を取結ぶことを意圖したのである。外務卿寺島宗則と全權公使吉田清成との往復文書によれば、日本側の第一策は、締盟各國と一舉に改正をするにあり、第二策は海關稅權挽回について米國政府と特殊條約を締結するにあり、吉田公使は「自今條約ヲ結ビ開港ト輸出稅ヲ廢スルト改正ノ稅額ヲ賦スルコトトハ各國皆結約ノ後ニ實施スベシトノ箇條ヲ加ヘ結約スルヲ第一策」とし、第二

案は上策ならずと主張し、外務卿は、米國との條約締結を遷延しながら歐洲各國を牽制し、條約改正を促進するの方便たらしめようとの考を有し、屢、右の趣を訓令してゐる。即ち明治十年八月十一日附吉田清成宛寺嶋宗則書狀「別信第廿號寫」(京都帝國大學所藏「吉田文書」)には、

(前略)一體米國ノミ特約可取結トノ見込ハ右成立候テハ英佛各國ヲ影響シ、自然我政府之志望ニ協同セシムベキ一方略トハ乍申、猶一層回顧候得ハ、米國ノミ先結約候時ハ、却而彼等輩之媚嫉ヲ來シ、或ハ其氣取ヲ損シ、而失機之患無之トモ難申、殊ニ特條之趣モ不候候ヘ共、實地上何之得失モ無之虐名ヲ買、實禍ヲ醸シ可申トモ懸念候間、更ニ再慮之上、英佛初メ在外各國公使ニ先開談ニ及、猶我在留公使有之國ニハ從來隱然方略ヲ爲設置候處、改而公然直ニ其政府ニ談判爲及候方ニ至急着手、右談判取懸候時ヲ期シ、其儀ニ不後、御見込通ニ、條約他之各國ニ先チ、米國丈ケニ而協議之調印之運ニ相成候ハ、他各國ヲ攔キ一米國トノミ談判候トノ嫌猜モ無之、却而米國政府之承諾ハ眞ニ他各國ヲ鼓舞候ニ足り可申ト見込候間、今信訓條本書差送候得共、可成丈緩々御談判相成、前述之機宜ヲ得候節、以電報御通知ニ及ヒ可申、其機ヲ以而協議調印之期ト御承知可有之、云々

とあり、條約成立後三月なる明治十一年十月廿四日、外務卿より吉田清成に宛てた書狀案(吉田

文書には、

以別信申進候、其地ニ於而結約相成候約書批准未濟前ハ、公布不致控致シ置度、右ハ歐洲各國政府ハ談判之懸引モ有之、電信及別信ヲ以而追次申進候通之事ニ有之候。然ルニ新紙上ニモ掲載追々世上ニ播傳候ヨリ、英佛政府等ヨリ尋問ノ廉モ有之哉ニ而、在諸國公使ヨリ伺越候條モ有之、尤其國トノ約書調印之後ハ、同趣意ヲ以而、他歐洲各國政府ヘモ條約重脩之基礎トシテ爲申入候方可然哉ニ見込、今般吉原大藏大書記官赴佛之序ヲ以文書齎往、在歐我各公使ト會合、協議之上改而各任國政府ヘモ談判爲及都合ニモ相成居候事故、先夫迄之處ハ、米國於而ハ我請求ニ應シ、結約之事ト而已爲相答、條約本文ハ、批准前ハ決而相示シ、申間布旨ニ下令致置候條、貴君ニモ左様御承知可有之候。就而ハ今日以暗電、別紙寫之通申進候。猶茲ニ細述及候也。

明治十一年十月廿四日

外務卿 寺 嶋 宗 則

特命全權公使吉田清成殿

尙以吉原大藏大書記官着佛之上、在佛三公使ト協議、本文談判着手之際、猶可及御報知候也。又明治十二年四月、外務省吉田書記官から、吉田清成に宛てた書翰（吉田文書）には、アメリカ側が第十條挿入を遺憾としてゐる有様が見える。同書には、

以書翰致啓上候、陳ハ米公使ビンガム氏去月二十九日來館、目今英佛政府等トノ條約改正談判ハ如何之都合ニ候哉尋問有之候。因テ下官ニ於テハ、其後何等ノ公報ヲモ領セサル旨申述候處、同氏ヨリ英政府ハ既ニ我發題ヲ斷然拒絕候由、又獨政府ニ於テハ、互相貿易條約ヲ我政府ニ發題セント欲スル趣申聞候。次テ第十條挿入之儀ハ、如何ニモ遺憾ナル旨反復説明、少シク東京タイムス之語筆ニ似ヨリ候、又十條等改正之儀ニ而、寺嶋卿ヨリ指令アリシ由尋問ニ而、兼而閣下ヘ電信アリシ旨相答候處、云々

と記されてゐる。アメリカが東亞の新天地に於いて、特殊なる地位を確保せんがために、英佛等との協力を避けてゐた状態を、充分に推察することが出来る事件である。グラント將軍の訪日も同様の意義を有するものと云へよう。

アメリカ前大統領グラント將軍は、明治十二年夏、世界漫遊の歸途日本に立寄つて、各方面の視察をなした後、明治天皇に所見を奏上したことがある。將軍は、イギリスの對エチプト、トルコ、スペイン政策の本質を指摘し、日本のイギリスに對する警戒を喚起すると共に、琉球問題が日支間の衝突を惹き起し、これによつて、イギリスに東亞侵略の機會を與へる如き事態の誘發せられるのを未然に防止せんとした。日本が當面してゐた諸問題、即ち立憲政治、外債、對支關係、税

制、條約改正、教育等に就いての意見を述べつゝ、アメリカこそ日本の最も信頼するに足る國である所以を力説したのである。「御對話筆記」には、

「陛下カ統御シ給フ臣民ヲ除ク外、貴國ノ幸福ヲ思フノ心深切ナルコト予カ如キモノハ他ニナカルヘシ、併シナカラ、此一事ニ就テハ米國人大半ノ意志ハ皆予ノ如クナラン。」

と、先づアメリカの對日感情の好きことを奏上し、然る後に、イギリスの東亞政策に關して次の如き正鵠を得たる批判を下した。

「陛下固リ知了シ給ハン。或ル國ハ弱國ニ金ヲ貸スコトヲ甚タ好メリ。之ニ由テ、其威權ヲ張リ、弱國ヲ籠絡セリ。彼金ヲ貸スノ目的ハ、政權ヲ掌握スルニ在テ、常ニ金ヲ貸スノ好機會ヲ窺ヘリ。」

「琉球及其他紛紜ノ件ヲ清國ト談判シ給フニ當リ、避ケラル、丈ハ、外國ノ干涉ヲ招キ又ハ許シ給フコト勿レ。予熟々歐洲各國ノ外交政略ヲ按スルニ、彼等カ亞細亞ニ於テ謀ル處ノモノハ、一トシテ亞細亞ノ人民ヲ屈辱シ壓伏スルコトニ關セサルハ莫シ。彼レカ外交政略ハ常ニ專横ナリ。而テ清國ト日本トノ葛藤ハ、即チ彼カ漁夫ノ利ヲ占ムヘキ奇貨トナストコロナリ。」

條約改正を斷行し、稅權を回復するに非ざれば、日本の産業の進展は期し難きを述べる次の言葉

も、洵に當を得てゐる。

「現行ノ海關稅約ノ存スル間ハ、其致富モ隨テ遲々タラサルヲ得ス。各種ノ輸入品ニ課スル所ノ五分稅ハ、非常ノ低稅ト謂ハサルヲ得ス。又輸出稅ハ何レノ國ニ於テ施行スルトモ、最有害ノモノニシテ、正理ニ背キ、經濟ノ本旨ニ違ヒ、之ヲ施行スル所ノ一國ノ利益ニ直接ノ害ヲ爲セリ。輸出品ニ課スル所ノ稅額ハ、産出者ノ損害タルコトハ判然タリヤ。否ノミナラス、全國ノ百工ヲ衰微セシムルノ患アリ。故ニ必ス成ヘク速ニ廢止スヘシ。外國政府モ亦條約改正ヲ承諾スヘキナリ。輸入ノ或ル物品ニハ、少クモ二十五分ノ稅ヲ課シ、國內ノ百工ヲ保護シ、又歲入ヲ増加スヘシ。之ヲ施行スルコト愈疾カナレハ、全國産業ノ進興モ益速カナルヘシ。茲ニ於テ、條約改正ノ太タ緊要ナルヲ知ル」

領土保全、機會均等、門戶開放を主義とするアメリカの東亞政策の萌芽は、既にこのグラント將軍の奏上に見ることが出来る。イギリス、ロシアの何れかゞ、支那や朝鮮や日本に對して優越權を確保することを警戒するアメリカの輿論が、グラントの言葉の背後に窺はれるであらう。

寺島宗則の後をうけた井上馨、大隈重信、青木周藏、陸奥宗光等歴代の外務卿、外務大臣は、何れも條約改正の實現のために盡力したが、この間、アメリカは常に好意を以つてこれに答へて

來た。然るに、イギリスは日清戦争の推移に着眼して、巧みに親日政策を採り、多年反對してゐた日本の條約改正要求を率先して承諾し、アメリカは、又してもイギリスのために後れを取らねばならなかつた。即ち日米新條約の調印の了せられたのは明治廿七年十一月二十二日、イギリスに遅れる事數ヶ月であつた。

條約改正やグラント將軍の日本訪問と共に、アメリカが日本に對して示した好意として特筆すべきは、北海道開拓の指導者としてホラシ・ケブロンを派遣したことであらう。わが幕末期に、北邊の危機が叫ばれたことは周知の通りであるが、これは單なる杞憂ではなく、ロシアのみならず、イギリスもアメリカも、樺太と北海道とに據點を求めようとしてゐたのであつた。「大日本外交文書」には、明治初年の北邊の危機を示す數多の史料が收載せられてゐるが、明治二年十月二十五日（西曆十一月二十八日）イギリス公使館に於いて、外務卿澤宣嘉とイギリス公使パークスとの間に交はされた對話書は、就中注目し價するものであらう。即ちパークスは、樺太の調査書を示して、次のやうに樺太放棄を勸告してゐる。

カラフトは大工左官も無用に候。皆々魯人の手傳に相成候。夫よりは相當之金を取るか、又は外場所と交易するか、二つの内が良策にて候。唯今カラフトへ人數金穀を費し候丈を以、蝦

夷え盡力致し候がよろしく候。此屆狀御覽篤と御勘考被成候様存候。此書は御返却に不及候。とあるが、調査書「ジョン・デイスコル、サガレイン島の儀に付模様調査」には、次の如く記されてある。（「大日本外交文書」二ノ三、二三二―二三三頁）

（前略）先年一八五三年五四年に魯西亞人アラコイ、ジュイ、ホンジョ、シオンクウキル湊及びピルトタンナイの西海岸に居留せり。右場所は何れも方今廣大の居留地となれり。右場所毎に石炭を見出し、ジュイ及びホンジョに而、既に石炭山の工を盛に爲すなり。ホンジョは米國人の差圖にて其工を爲す由なり。石炭の品合甚だ宜し。其石炭よりガス夥しく出、蒸氣船用には東洋中に而極上の石炭となれり。其後兩三年之内に、魯西亞人追々ウジロ、クシユンナイ、シララヲロ及びヲデッコに居留し、先頃西海岸に在る右場所を不殘占有せり。

以て、アメリカ人が既に北方に仕事を開始してゐることを確め得るであらう。わが北海道開拓事業の失敗に鑑み、根本的改革を決意せる開拓次官黒田清隆が、アメリカに技術的指導を期待して明治四年渡米し、大統領グラントに顧問招聘の仲介を乞ふたことは、豫てより日本に好意を賣らんとしてゐたアメリカには絶好の機會であつた。南北戦争の驍將にして、農業界の耆宿、當時農務長官の要職にあつたホラシ・ケブロン少將が、大統領の推舉によつて派遣せられることに決し



たのであるが、六十歳の老齡に達した權威者ケプロンを派遣したことは、たゞアメリカの好意とばかり解し得べきものではない。大統領の命をうけたケプロンは、開拓使顧問兼頭取 (Commissioner and Adviser) の職を帯び、赴任準備四箇月の後、六月二十七日附大統領に辭表を提出し、「鈍才ナル自分モ偉大ナル神ノカヲ藉ルヲ得バ、邊陲ノ海上ニ棄テラレシ蝦夷ノ孤島モ、日ナラズシテ豊饒ノ土ニ化シ、彼レ小國ト雖モ我が大國ニ對峙スル亦難キニ非ザルベシ」と述べ、大統領グラントは、

「予ハ今足下ノ辭表ヲ手ニシタルモ、足下ガ過去數年ニ互リ湛能ニ農務ヲ總括シタル偉功ヲ尊敬スル故ニ、他ノ理由ナクバ之ヲ承認スルヲ得ズ。若シ足下ノ今回引受ケタル大任ハ、必ズヤ足下ヲ聘セシ國民ノ最モ満足スベキ成績ヲ擧ゲテ、ソノ國ト自國トノ交易速カニ隆昌ナランコトヲ期シ、然シソノ福利ノ如キハ、タダニ日米兩國間ニ止マラズ、引イテハ全世界ニ及ブベキモノナリ。茲ニ足下ノ退職ヲ許スト共ニ、予ハ足下ノ幸福ヲ禱リ、業成リ名遂ゲテ歸朝ノ日ヲ待タンノミ。」

と揚言し、デーヴィス外務事務總裁は、公文書を以て、

「足下ハ、ソノ蓄藏セル才能ト、練熟セル實驗ヲ、東洋ノ新帝國ニ施ス爲メ、他人ノ敢行シ難

キ業ニ就カントス。コノ行爲タルヤ、米國トソノ對岸ノ國ト相往來スベキ道ヲ作り、蝦夷ノ地ノ如キ廣汎ニシテ不毛ヲ拓クニ、機械ノ應用ヲ示シ、國民ノ食料ノ充實ヲ謀リ、更ラニ足下多年工藝ニ精通セル知識ヲ以テ、工場ヲ建テ製品ヲナシ、國家百年ノ計ヲ樹テントス。既ニ足下ハ戰場ニアリテハ忠勇ノ士ナリ、民間ニ於ケル亦篤學ノ人ナリ、今コノ訣別日ニノゾミ、予ハ竊ニ足下ノ功績ノ深遠ニシテ甚大ナルヲ期待シ、欽仰シテ止マズ」(「北海道史」第三卷 一三九—三四〇頁)

ケプロン來朝を機會に、アメリカの勢力は逐次北海道に及び、或は外國の製品の使用を拒否し、或は、工事の請負、移民等を主張するものが現はれた。ケプロンと意見衝突を來したと云はれるアンチツセルが「七重既設七重官園の經營」に對して、耕作者の組織を改正すべきを論じ、使用農具が英獨製なるを不適當なりとせる如き、(「北海道史」第三卷 二五〇頁) アメリカ商人パチエルダーの論策の如き、何れもアメリカが北海道開拓に何を期待しつゝあつたかを示すものである。パチエルダーは、第一に石狩の炭礦を開いて、石狩川と札幌、繪鞆(室蘭)を鐵道にて連絡し、十隻の帆裝船を建造して、繪鞆より石炭、材木等を支那、桑港の市場に輸出する計畫をたて、右諸工事を請負に附することを提唱し、石狩平原を中心とする植民區劃を右意見書に同封し、この區

割の賣却によつて移民を激成し、政府に莫大なる収入を擧げ得べきことを説き、鐵道建設は、地方の開発と貨物の輸出を有利に導くものなる所以を力説してゐる。又移民局を設置して世界各地より移民を招致すべしとも云つてゐる。

明治十七年調査にかゝる「開拓使以來雇外人明細表」によれば、アメリカ人 四六、イギリス人 四、オランダ人 三、フランス人 一、ドイツ人 一、ロシア人 五、日耳曼人 三、清國人 一三、「本局現在雇外國人明細表」によれば、アメリカ人 二、ドイツ人 三と見え、北海道開拓事業がアメリカの經營に獨占せられつゝあつたことを確め得るのである。かくの如く、アメリカが日本に示した好意の裏面には、條約改正にあたつて示した友誼と同様に、警戒すべき下心の存した事實を看取し得るのである。日本と特殊關係を結んで大陸への進出を企て、更に出來得べくんば、日本にさへもアメリカの權益を獲得せんとしたのであつた。

#### 四 日本人排斥問題

アメリカ合衆國の發展に伴ひ、その勢力は次第に西に延び、ハワイ領有に伴つて日本との關係に變化を來すのであるが、アメリカがハワイ領有に先立つて如何なる手段を講じたかについて、

茲にその概略を記しておかう。ハワイの名が世界に知られたのは、安永六年(二四三七年)イギリス海軍大佐ゼトムス・クックの發見によるのであつて、爾來英佛米諸國が非常なる關心を寄せてゐる。その後約七十年を経た嘉永二年(二五〇九年)フランスとの間に争ひを生じ、フランス兵はホノルルに上陸して要塞を占領し、政府の建物とハワイの船舶とを横領し、フランス領事はハワイに於けるカトリック教僧侶が學校管理の自由權を有することを承認せしめたが、フランスのこの要求は、ハワイをしてアメリカ合衆國の力をかる機會を作り、爾來アメリカはハワイ支配の體制を實現しつゝあつた。明治九年(二五三六年)實施を見たる米布互惠通商條約には、ハワイ島は合衆國以外の國に讓與若くは領有せしむべからず、又此條約にて許與せられたる特權——ハワイの品物は何品にても無税にて米國に輸入することが出來、米國のものも同様にハワイに無税で輸入し得る——は、他の如何なる國にも許與せざるべし、とあり、經濟上既にアメリカ合衆國に併合せられたる状態におかれ、更に明治十七年に更新された條約によつて、眞珠港を米國海軍の根據地として、これを自由に使用し、且つこれを改築して要塞を造る權利を合衆國に許與し、事實上アメリカ領土の一部と化し去つたのである。イギリスはこれに對して抗議をなし、一面ハワイをして關稅收入を抵當とする二百萬弗の借款を申し込ませるやう畫策したが、アメリカの反對に

あつて成功するに至らず、アメリカを刺戟して却つてハワイ併合の形勢を誘致するばかりであつた。かゝる間にハワイ王カラカウアが英佛のポリネシア諸島占領に抗議したり、サモア島との同盟を計畫する等國力不相應の政策を企て、アメリカの干渉を容易ならしめる如き事態を生じた。カラカウア王の心を抱え、ハワイ總理大臣になつたギブソンなるものは、アメリカ合衆國ソールト・レーク市よりモルモン宗の宣教師としてハワイに派せられ、モルモン宗徒と相容れずして新教徒に轉じ、更にローマ舊教に移つたと云ふ如何はしき人物であり、アメリカに來る以前ジャバに於いて囚人であつたことを思ふとき、ギブソンとアメリカ合衆國との間に何等かの脈絡を想像せしめられるのである。カラカウア王の後をうけて王位についたリリウオカラニ女王の治世中、政府と議會とが絶えず衝突を續けてゐたが、その背後には常にアメリカ人の暗躍があり、明治二十六年(二五五三年)にはアメリカ海軍の武力行使によつて革命黨が政權を握り、翌年七月四日憲法を宣布して共和國を組織し、明治三十年(二五五七年)には、アメリカ合衆國との間に併合同然の新條約が締結せられるに至つた。當時ハワイに多數の移民を送つてゐたわが國は、ハワイ獨立の維持は、太平洋上の利害を有する列國の好意ある理解に必要であること、併合は條約によりて得たる在留日本人の權利を危くすること、併合はハワイに對する日本の要求の解決を延引するこ

と等の理由をあげて抗議を試みたが、折から米西戦争が勃發し、ハワイ諸島の領有は軍事上絶対に必要なりとし、上下兩院の共同決議形式によつて、明治三十一年七月七日遂にハワイ合併を斷行したのであつた。

明治三十三年のアメリカ國勢調査によれば、ハワイ土人 二九、七九九人(全人口の一・三%)、半ハワイ人 七、八五七(五・一%)、白人 二八、八一九(一八・七%)、支那人 二五、七六七(二六・七%)、日本人 六一、一一一(三九・七%)、其他 六四八(〇・五%)、合計 一五四、〇〇一(一〇〇・〇%)であり、日本人はハワイ全人口の約四割を占めて居り、アメリカのハワイ合併が如何に理不盡なる處理であつたかが判るであらう。翌三十二年米西戦争の結果、フィリッピンを買収したのであるが、その理由の第一は、合衆國は最早や西半球内にその勢力を制限することが出来ぬやうな發展の舞臺に到達したとすにあり、第二の理由は、合衆國の製産物と輸出貨易とに於ける莫大なる増進は、新たなる販路の大擴張を必要とすると云ふにあり、第三の理由は、西班牙の植民政治は非常に残酷不正であつて個人の權利を無視したやり方である。合衆國の政治の根柢をなすところの自由、平等、自治の精神を群島に普及せしむるは、單にフィリッピン人の利益とみるのみならず、人類一般の利益になる、と云ふにあり、何れも自由本位の我が儘以

外の何物でもない。かくの如く、アメリカはその實力によつてハワイを併合し、フィリッピンを買収し、明治三十年の初めに於いて、西太平洋にその根據地を作ることが出来、こゝに東亞の形勢は一大變化を來すのである。支那問題に關するアメリカの發言權の増大が、即ちそれである。

これより先、日清戦争の勃發するや、韓王は、駐米公使をして、米國政府が平和の爲めの干渉をなすやう求めしめ、自らアメリカ公使に面會して、必要の場合アメリカ公使館に避難することを許されんことを請うた。一方清國に對しても、アメリカ政府は好意を寄せ、仲裁の役を引受け、明治三十三年の義和團事件に際しても、「清國に於ける懲罰は皇帝の權威其ものを以て責任者を免黜し懲戒するより有效なるはなし。即ち之がためには、清國をして世界列國の目前に於て其政權を回復するの機會を得せしむるを公平とするに似たり」とて、張本人を列強に引渡すことを清國に要求せんとする意見に不同意なる旨を明かにし、清國政府に對して好意を示してゐる。日露戦争に際しても、嚴正中立を守り、休戦講和に調停の役割を果してゐるのであつて、アメリカの國際正義、人道主義を立證するかに見えるけれども、深く考へるならば、日英同盟に於けるイギリスの態度と何等選ぶところなき自己本位の政策であることは明かである。(拙著「東亞とイギリス」參照) 即ち四億の人口を擁する支那市場が、何れかの國に獨占せられることを未然に防止せんと

するところにアメリカの目的が存したのである。明治三十二年九月二十二日附を以て、駐英アメリカ大使コエートがイギリス首相ソールズベリーに呈した書翰には、次の如く記されてゐる。

合衆國政府の切望する所は、其の國民の利益が、清國內に於て、各自の利益範圍内に支配權を有する列國の排他的處置の爲めに傷害せられざることと有之候。支那をして世界交通の公市場たらしめ、國際紛争の危因を排除し、これによりて北京に於ける列國を促し、協同一致の行動を以て清國政府を鞏固にし、支那保全を維持するに最も緊要なる行政上の改革を進捗するに力を盡さしむる事希望の至に候。云々

とあり、この主張は、イギリス、ロシア、フランス、ドイツ、日本、イタリアの順に傳へられ、列國何れも皆これを承認し、國務卿ジョン・ヘイの計畫は美事に成功をおさめ、爾來門戶開放と機會均等とが、列國の對支政策の基調をなすに至つたのである。茲にアメリカの對東亞政策、對支政策の本質が極めて明瞭に示されてゐる。既に述べた如く、(第五章第五節參照) 團匪賠償金三三四、〇〇〇、〇〇〇弗を要求し、その中二四、〇〇〇、〇〇〇弗を受け取りたるのみにて殘餘を返却し、ルーズヴェルトの發意によつて、この金をもつて支那人をアメリカに留學する費用にあて、次第に親米陣營を支那知識人層に増加せしめた如きも、同様のやり口であつた。

かくて、アメリカが支那に好意を賣り、これが効果を奏すれば、これに伴つて、日米關係が悪化するは當然である。明治十八年以來數多の移民を送つたハワイが合衆國に併合せられて以來、日本移民問題は次第にやかましくなり、明治三十八年頃には、サンフランシスコに日本人排斥協會なるものが起り、彼等は新聞紙を利用して盛んに日本人排斥を唱へ、「滿洲の戰場から引きあげた日本人の壯丁が争うて渡米し、白人労働者の職業を蠶食しつゝあるから、今にして何等かの處置を講じなければ、加洲のみならずロッキーマウンテン脈以西は忽ちにして日本に併合せられるであらう」と、まことしやかな怒號をなしつゝあつた。かくの如き状態の中に、翌三十九年サンフランシスコに大地震が起り、市街の大部分が焼失し、これを契機として情勢はいよゝ／＼險惡化したのであつた。即ちこの大地震に際し、從來條約の規定に従つて特殊扱ひをしなかつた日本人兒童を、土人、蒙古人、支那人と同様隔離して冷遇し、わが方よりの抗議あるにも拘はらず、次第に移民排斥より禁止に向け、四十年には日本労働者排斥、日本人の營業妨害等の暴舉に出で、これに對しわが當局は寧ろ對米退却の姿勢をとる有様であつた。明治四十一年の所謂高平、ルート協定は、その間の事情を物語るものに他ならない。

#### 太平洋方面ニ關スル交換公文

(高平、ルート)

明治四十一年(一九〇八年)二月三日「ワシントン」ニ於テ

- 一、太平洋ニ於ケル兩國商業ノ自由平穩ナル發達ヲ獎勵スルハ兩國政府ノ希望タリ
- 二、兩國政府ノ政策ハ何等侵略的傾向ニ制セラルコトナク前記方面ニ於ケル現状維持及清國ニ於ケル商工業ノ機會均等主義ノ擁護ヲ目的トス
- 三、從テ兩國政府ハ相互ニ前記方面ニ於テ他ノ一方ノ有スル所領ヲ尊重スルノ強固ナル決意ヲ有ス
- 四、兩國政府ハ又其ノ權内ニ屬スル一切ノ平和手段ニ依リ清國ノ獨立及領土保全並同帝國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ支持シ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ保存スルノ決意ヲ有ス
- 五、前述ノ現状維持又ハ機會均等主義ヲ侵迫スル事件發生スルトキハ兩國政府ハ其ノ有益ト認ムル措置ニ關シ協商ヲ遂ケムカ爲互ニ意見ヲ交換スヘシ

(條約彙纂 第一卷 一七九頁)

アメリカの日本恐怖病は、次に述べる滿洲に於ける日米の衝突によつて一層増大し、明治四十四年には、日本とメキシコとが攻守同盟を結び、日本がメキシコ海岸に根據地を得るとか、メキシコの地峽鐵道を使用する特權を獲得するとか云ふ風説が流傳せられ、翌大正元年には、日本人が

メキシコ西海岸のマグダレナ灣を買収して植民地を建設するとの噂が行はれてゐる。かくて排日傾向は益々深刻化し、大正十一年(一九二二年)には、アメリカ大審院が日本人に歸化権なき旨の判決を下し、同十三年四月、遂にアメリカ議會は、日本人排斥を目的とする歸化不能、外國移民禁止の條項を含む全國移民法を通過せしめ、排日政策はこゝに確立するに至つたのである。

##### 五 アメリカの對滿政策

アメリカが蘭印問題を繞つて暗躍し、蘭印の日米共同經營論あるやに傳へられる今日、アメリカに排日を激成した滿洲問題と、これに對する日本の處置とを檢討することは、殊に意義深きもののやうである。

アメリカの東亞に對する鐵道政策は、幕末期の日本に見られるのであつて、小笠原伊豆守とアメリカとの間に鐵道建設の約束が成立したのであるが、イギリスの政策によつて破約に歸し、爾來遂にその機會に恵まれなかつた。アメリカ鐵道王ハリマンは、南滿洲鐵道をアメリカ資本の下に支配し、更に東清鐵道をも握らんとの下心を有し、日露戰爭中日本の起債應募に盡力し、獨力五百萬弗を引受け、この恩恵をかさに來て、明治三十八年八月わが國に來朝し、桂首相を始めと

して井上、伊藤等元老を説いて、十月十三日滿鐵日米共同管理に關する豫備協定覺書を交換した。その覺書の中には、

- 一、日本政府の獲得せる滿洲鐵道並に附屬財産の買收、該鐵道の復舊、整備、改築及び延長、並に大連に於て鐵道終點の完整及改良の爲め、資金を整ふるの目的を以て、一のシンジケートを組織すること、
- 一、兩當事者は、其取得したる財産に對し、共同且均等の所有權を有すべきものとす、別段に依り、鐵道に關聯せる炭坑採掘の特許を一會社に與ふること、該會社に於ける利益並に代表權は共同且均等たるべきこと、
- 一、滿洲に於ける各般企業の開發に關しては、双方互に他の一方を均等の利益を有するの權利あるべきことを原則とす、滿洲の鐵道は其附屬財産並に鐵道軌、枕木、橋梁其他一切の線上設備、停車場、建築物、プラットホーム、倉庫、船渠、埠頭等と共に、兩當業者の共同代表者の決定すべき實價を以て引取らるべきこと、
- 一、會議の組織は、其の時機に際し有すべき、須要と狀勢とに適應すべき基礎にて定むべし、

日本に於ける狀勢に適應するは得策なりと認めらるるに付、會社は日本の監督のもとに組織

することとすべし、尤も事業の容す限り、隨時右に變更を加へ、以て結局代表權並に監督權を均等ならしむることを期すべし、

- 一、ハリマン氏自身に於ては、日本の會社に由り、事業を行ふことに同意したるに付、殘す所は氏の組織者の之に對する同意の件なり、氏は右の同意あるべきを信ず、
- 一、日本と清國間、若くは日本國と露國間開戦の場合は、滿洲鐵道は軍隊及軍需品輸送に關し、常に日本政府の命令に遵ふべし、日本政府は右等の役務に對し、鐵道が報償すべく、且他の攻撃に對し、常に鐵道を保護すべきものとす、
- 一、兩當事者以外のものを加入せしむることは、双方の協議と相互の同意を俟て始めて行はるべきものとす、

とあり、ロシアの再舉を懸念する井上馨の如きは、寧ろこの申出を歓迎したのであつた。かくの如きハリマンの謀略が進行しつゝあることを知らずして、十月十六日ポーツマスより歸朝した小村壽太郎は、横濱港頭へ出迎へた山座政務局長より事の委細を聞いて大いに驚き、明治天皇に拜謁して使命を復奏するや、直ちに桂首相を訪問して、このことの不可を説き、續いて山縣、伊藤西園寺、徳大寺等との契約に關與した人々を歴訪して一人一人説破し、ハリマンがサンフランシ

スコに到着するや、十月廿七日、在サンフランシスコ上野領事を通じて、桂首相の名をもつて、次の電報を手交せしめた。

帝國政府は、本年十月十二日附覺書に記したる諸問題に付、更に一層細密なる調査研究を爲すの必要を認めたり。故に予は、本件に關し、帝國政府より更に詳細なる通報を爲すを得るに至るまで、同覺書は一時中止したるものと看做れんことを乞ふ。

右が電報の内容であり、別に桂首相の依頼によるものとして、小村外相發の電報を、ハリマン宛てに出した。電文には、

鐵道問題に關し、小村男爵の歸朝後、同男より聽取したる詳細なる報告と熟慮し、且本問題に對する清國政府頃日の態度に鑑み、帝國政府は十月十二日の覺書に包含せられたる諸問題を以て、此際更に一層精細完全なる講究を要するものと決定せり。貴下の知悉せらるる如く、ポーツマス條約は、鐵道財産を日本に移轉するの件に關し、清國の同意を経べき旨及連絡鐵道業務に關し、露國と協定すべき旨を規定せり。清國及露國との約定締結せらるる迄は、果して如何なる權利及財産が移轉せらるべきものなるか、又は鐵道が如何なる收益を期し得らるべきかを到底正確に決定する事を得ず、此等の點に關し知悉する事なくては、鐵道及財産の運轉に關し、

日本政府又はハリマン氏の満足するに至るべき確然たる協定を遂ぐるは、畢竟不可能の事に屬す。従つて、日本政府はハリマン氏に對し、前記覺書を以て當分中止せられたるものと看做すべきことを求むるは、事の宜しきを得たるものと思惟す。日本政府は成るべく速かに、必要なる國際條約を締結するの歩を進むべし。

斯くの如き約定は、後日重要な變更を必要とすることあるならん。然れども其何れにするも、日本政府は他の個人的資本家と協定する前に、先づ協議を要するものあり。

とあり、小村壽太郎の努力によつて、この大難を防止することが出來た。この失敗を回復せんとしたクーン・ロエプ會社の代表者シッフの運動にも、日本側は慎重なる用意を以て臨み、乘する隙を與へなかつた。

如上の計畫は、ハリマンの女婿なる奉天駐在アメリカ總領事ストレートと、コロンビア大學出身の奉天巡撫唐紹儀の策謀に負ふところ頗る大であり、四十一年には、兩者の間に米清合辦の滿洲銀行設立と齊々哈爾、愛琿間の鐵道資金二千萬弗借款の契約を成立せしめた。この計畫は唐の失脚によつて實施を見るまでに至らなかつたが、アメリカの滿洲に對する野心は容易に挫折しなかつた。即ちハリマンは更に世界一週鐵道の經營を口實として、ロシアから東清鐵道を買收せん

と試み、明治四十二年大統領タフトは、國務長官ノックスと協力し、ストレート及び排日思想家奉天總督錫良を驅使し、英米合同の資本を以てする錦州より愛琿に至る鐵道利權に關する假契約を了し、英米協力して、日本の滿洲經營を妨害せんとした。同年ノックスは、更に日本政府に對して滿洲鐵道中立を提案した。その要旨は、滿洲に於ける日本及露西亞の鐵道を、日本、露西亞、英國、米國、獨逸、佛蘭西の六國の資本より成るシンヂケートに於て買收し、該鐵道を六國共同の下に専ら商業的基礎に由りて經營し、これを軍事上並に政治上の目的に使用せず、と云ふにあり、アメリカの滿洲に對する野心の執拗なることを物語つてゐる。

然らば何故にアメリカはこの野心を放棄したのであらうか。わが國の強硬なる反對が最大の障礙であつたことは云ふまでもないが、ロシアも亦アメリカの進出を喜ばず、日本に協力してアメリカを阻止せんとしたのであつた。第一回日露協約は、明治四十年七月三十日、第二回は四十三年七月四日、第三回は大正五年七月三日それぞれ締結せられ、その間四十四年六月には「清國ニ於ケル工業所有權相互保護ニ關スル日露條約」同年八月十四日には「鐵道及汽船貨物直通運輸ニ關スル日露協約」がそれぞれ調印を了し、滿洲に於けるアメリカの鐵道經營を極力拒否してゐるのである。一方アメリカは、明治四十三年に至り、對支借款團に加盟し、英佛獨三國と並んで、



清國との間に幣制改革と産業開發借款の契約をなし、その擔保の中に、滿洲に於ける煙草税、酒精税、生産税、消費税を含め、滿洲の權益を間接に自己の手に收めることが出來、鐵道經營に對する野心をこれによつて満たし得たのである。

併し乍ら、アメリカは北アジアに對する野望を必ずしも斷念した譯ではなく、大正六年ロシアに革命が起るや、ケレンスキー政府に援助を約し、五月九日二百名よりなるアメリカ人鐵道技術員の團體が、スチーヴンスに引率せられてベトログラードに赴き、運輸方法の改善と鐵道材料の供給を約し、一億弗の資金を貸與し、エリユー・ルートは特使として革命政府と親交を結ぶ任に就いてゐる。日本を孤立せしめると共に、シベリアの富源を自國の資本の下に屬せしめんがためであることは云ふ迄もない。加之、從來拒んでゐた日本のシベリア出兵をこの機會に慫慂し、鐵道、鑛山、林業を調査したるのみならず、シベリア鐵道、東清鐵道の管理をも提議したのである。又オムスク政府の成立するや、コルチャック提督を援助して、同政府をしてロシア統一をなさしめんとし、大正八年同政府が崩壊するや、わが國とは何等の相談もなくシベリアより撤兵し、その後久しくシベリアの警備にあつたわが軍に向つて侵略者呼ばはりをしたのであつた。

一方この頃駐英米大使は相提携して支那に於ける排日運動を煽動し、アメリカ自らは豊かなる

資本の力を以て淮河の治水に力をかし、スタンダード會社は、支那政府の油田開發に協力を申し出づる等、支那の歡心を迎へるに汲々たる有様であつた。(大日本文明協會編「日米外交五十年史」外務省編

託石川實著「米國の東漸」外務省中田千畝著「日本外交秘話」等參照)

爾來アメリカは、門戶開放と機會均等とを鐵則として逐次支那に投資し、第一次歐洲大戰後はイギリスと提携して、日本の太平洋及び支那印度南洋への發展を阻止せんがために、太平洋に關する四國條約、支那に關する九國條約等をわが國に強要し、昭和十四年夏には、明治四十四年に締結したる日米通商航海條約の一方的廢棄を通告し來り、極めて露骨なる排日的態勢をとり、龐大なる海軍豫算を計上して切りにわが國を威嚇し始めた。先般ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙に載せられたウォルター・リップマンの意見に、

- 一、米國は比島が他國に征服せられることを無視し得ない。
- 一、米國はその需要するゴムの主要供給地が日本の支配下に置かれることを容認し得ない。
- 一、米國は日本の濠洲及びニュージールランドに對する制覇を認め得ない。
- 一、米國は日本がシンガポールを支配するが如きことあらば、國防の安全感を脅威されたものと感ずる。

とあるが、こゝに今日のアメリカの立場が端的に示されてゐる。アメリカ艦隊がわが近海で戦闘を敢行すれば、わが飛行機と潜水艦によつて壊滅することは明白であるが、若し彼が、南方を迂回してシンガポールとフィリピンに飛行機と潜水艦の基地を確保した場合は、わが海軍の防備必ずしも安泰にあらずと云はざるを得ないのであつて、國民の中に、假りに日米交渉史の真相を誤り信じ、アメリカがわが國に眞の好意を有したとありなどとなすは、今日のわが國を危きに瀕せしめるものであると論斷せざるを得ない。

八十餘年の昔、日本に開國を慫慂して通商條約を締結せしめたアメリカは、今度は、わが國に鎖國を要請し、通商を拒斥する。外形的に新興國としての共通點を有する日米兩國が、その世界的使命を異にすること右に略述した通りである。二十餘年間存続したる日米通商條約の廢棄によつて、アメリカの對アジア南洋貿易が遮斷せられた時、アメリカかの經濟が破綻することは明瞭であらう。——昭和十三年のアメリカの對アジア貿易は、アメリカの輸出入總額の三一・四%である(The American Year Book, 1939, p.p. 385)——嘗てアメリカの開國慫慂によつて明治維新を斷行したわが國は、今またアメリカの鎖國要求を契機として昭和維新を遂行し、世界に新秩序を建設するであらう。

## 第七章 歴史家の任務

### 一 國體明徴の必要

滿洲事變以後日本精神の高揚が叫ばれ、國民精神の振興が論議せられ、從來久しい間、わが思想界に王座を占めてゐた自由主義の本質が世人の批判をうけ、大正末以來わが國青壯年の間に恐しい勢力を有してゐたマルキシズムも、昭和七・八年を頂點として次第に頹勢を辿らねばならなかつた。政府が國體明徴、教學刷新のために特に盡力した結果、支那事變勃發の頃には、國民の間にて國家觀念は相當確立してゐたやうに見える。然るに、事變が長引くにつれ、支那事變の處理を繞つて、色々な考が現れ、嘗て國民の間に恐怖せられたマルキシズムと相通する思想さへも再び別の形に於て出現し始め、些細のやうに見える見解の相違が、具體的な問題を處理する場合に、全く相反する案を出す様な始末になつて來た。國體明徴、教學刷新の企がある程度實績を擧げてゐる筈なのに、これは一體どうした譯であらうか。私達は思想の問題を一層深く省察しなければならぬのではなからうか。皇國民の鍊成を目標として、國民學校案が實施せられる

や、教科書の制定といふ具體的な問題がこゝに解決を要することとなり、この問題に當面すると意外にも編纂者の思想的立場の相違が明瞭にならざるを得なかつた。このことと、昨今新政治體制下に於ける政策樹立に際して現れる思想的對立とは、全く同じ事柄であり、三國同盟成立に際して賜はつた詔書にお示しになつた様に「國體ヲ明徴ニスル」ことが今日の時艱に處する上に最も必要とせられる所以が痛切に感ぜられるのである。

明治維新の頃、尊王攘夷が志士達によつて唱へられた様に、今日吾等も亦尊王攘夷を國策の標語とすべきであると思ふ。國體を明徴ならしめるには、ヨーロッパ文化を全面的に否定する必要があると信じてゐる。これに對して世間の一部では、文明開化の當節に尊王攘夷を唱へ、ヨーロッパ文化の全面的否定などと云ふ連中は、偏狹なる日本主義者、極端なる排外主義者であつて、八紘一宇の詔にお示しになつたわが肇國の精神に悖るものであるとの批難を浴せてゐる。先に二三例を掲げて提出した問題の解決は、この批難が當を得てゐるか否かの批判によつて與へられるのである。

## 二 近世史の批判

近時日本精神の自覺が昂揚したのは、滿洲事變以後我が國が國際的孤立状態に陥り、國防上止むを得ず、かやうな思想傾向に赴いたと解するのも、あながち誤つた解釋ではない。しかしより根本的には、明治以來久しい間わが國民がヨーロッパ文化を研究し、最近に至つてヨーロッパ文化の本質を漸く把へるに至つたこと、第一次歐洲大戰後近世世界を壟斷してゐた自由主義諸國に對立する所謂全體國家即ち滿洲國、ドイツ、イタリア、スペイン、ソヴェット・ロシアが擡頭し、近世的世界の没落が漸く顯著となり、全體國家と自由主義諸國との相剋、特に思想戰曝露戰を通じて、自由主義諸國の世界政策が白日の下にさらされるに至つたことが、わが國民のヨーロッパ批判を徹底せしめたものと云へるのである。即ち在來ヨーロッパの思想、學問、その他一切の文化が部分的而もヨーロッパに都合よき部分のみ知られてゐたのに對し、今日では全體的に知られたからである。頭から足、更に足もとまでも、我が國一部の識者に見透されるに至つたからである。ヨーロッパに於ける近世史の否定者なるドストエフスキーは近世的性格を代表する作品中の人物を必ず死に至らしめ、トルストイは作品を通じて近世文化を否定したるのみならず、自らシベリアの荒野を放浪中のたれ死をして相果てゝゐる。この兩文豪にしてもニイチェ、マルクスの如き近世史否定者にしても、共に世界文化の大半を荷擔する支那、日本の文化の本質に疎か

つた事が、日本の哲學者によつて指摘されるに至つた如きは、ヨーロッパ文化の本質の闡明に一時期を劃したものと云へよう。更に資本論に於て、資本主義社會を分析し、唯物史觀を提唱したマルクスは、人類の歴史は階級闘争の歴史なりと論じたが、上記の如き世界認識の排除により、ヨーロッパ近世社會が、國內の勞働階級と植民地の二重搾取によつて成立する點の分析が未だ不充足であり、従つて、近世史の根本的否定が植民地解放を第一義として遂行せられる所以は、日本の識者をまつて初めて明確に論ぜられたのである。近世ヨーロッパ諸國の植民地政策の全貌と、植民地解放の推進力、従つてわが國の世界史的使命は、かくの如くして、ここ數年來、わが國先覺者の努力によつて明示せられ、茲に眞實の思想批判と學界批判がなされ、その結果ヨーロッパ文化の全面的否定の必要が切實に要望せられたのである。

第二章に述べた如く、植民地に於ける本國の文化施設、即ち各種の研究所、圖書館、博物館、病院、大學等は、植民地人に本國の文化の偉大さ、強大さを誇示する働を有するのみならず、植民地の全面的調査を全うし、本國の文化を恩恵として考へしめる任務をも帯びるものであることは明らかな事實となつた。更に、植民地人留學生に、本國の文化に脅威を感じしめ、崇敬を抱かしめる所に、施策の重點が置かれて來た點も明かとなつた。植民地に於ける資源開發に附隨し

て、本國から技術者が派遣され、借款が與へられ、こゝに植民地深く本國の勢力が浸透し、資源開發、鐵道敷設、港灣の構築、貿易の進展と共に逐次本國に依存する仕組が成立し、時の經過に伴ひ、本國の國富が増大し、植民地は疲弊の度を加へつゝあつたことも闡明せられたのである。日本國民がヨーロッパ先進國の文明と考へてゐるところのものが見られるのは、英、佛、白、蘭の如き大植民地を領有する諸國のみであつて、バルカン諸國の如きは、上記の諸國のヨーロッパに於ける植民地の状態にあることも漸く識者の注意する所となつたのである。殊に近世世界を襲斷し來つたイギリスの如きは、その龐大なる植民地を、先に述べた通りの植民地政策を通して確保し、インド、パレスティン、アイルランド等にはローマの傳統をつぐ「分離支配」の政策を續け、巧みにこれ等の地域の國論の統一、國民的團結を阻止してゐるが、かやうな事實はドイツやソ聯の曝露を契機として、その全貌を我國識者の面前に露呈したのであつた。近頃ドイツ領事館は北支並に日本國內に小冊子を配布して英佛陣營の攪亂に努めてゐるが、その中「アセニア號事件」「英國の印度政策」「英政府の戦争責任はその青書が確認する」「チェンバレン國際法破り」「英國の對獨食糧封鎖準備は一九三九年八月末に完了せり」「英國は佛國の金を盗む」「英國情報機關は外國船上のサボタージュの責任なり」「それが英國だ」「英國のアイルランド彈壓」等は、